

伊豆半島沿岸 海岸保全基本計画

令和 7 年〇月

静 岡 県

伊豆半島沿岸海岸保全基本計画

令和 7 年〇月

静岡県

はじめに

神奈川県境から大瀬崎に至る延長約270kmの伊豆半島沿岸は、豊かな自然と変化に富んだ全国有数の海岸線と言える。

例えば、勇壮な景観を織りなす崖やいくつもの奇岩、自然を育む岩礁、人々が集うポケットビーチ(両端を岬や岩礁で挟まれた小規模な海浜)と、異なった地形が交互にあらわれ、見る者の目を驚かせる。

その勇壮な景観と自然は、ほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園の指定を受け、また南部は文化財保護法の“名勝伊豆西南海岸”であり、我が国の誇るべき景勝地として、多くの人々から愛され親しまれている。

一方、東海岸沿岸域は、温泉に代表される観光資源を背後に有し、国際観光温泉文化都市である熱海市・伊東市のように都市型の開発が進んでいる。

海岸植生では、崖に生える植物や多様な種類の林に特徴があり、全国的に見ても貴重な伊豆特有の種も確認できる。

また、磯場が鳥類の繁殖・休息の地となっていたり、下田市や南伊豆町の砂浜でアカウミガメの上陸・産卵がみられるほか、海域では、黒潮の影響をうけて温帯性の海藻がサンゴと隣り合って生えるなど、沿岸に広く分布した藻場に多様な生物が息づいて、豊かな環境が形成されている。

人々の生活も、この沿岸部の豊かな自然と共に営まれている。

変化に富んだ入り江では漁村集落が発達し、岩礁地帯に生息するイセエビ、アワビ、サザエやテングサなどの魚貝類・海藻類を主産とする磯根漁業が盛んである。また、砂浜での海水浴やサーフィン、磯でのダイビングや釣りといった海洋レクリエーションが各地でみられ、自然そのものを資源とした、全国有数の観光スポットとなっている。

このように自然環境や景観そのものが、地域の産業の基盤であり、人々に潤いと憩いをもたらす財産なのである。

しかし、伊豆半島沿岸は、太平洋に面して外洋波が来襲するため、これまで幾度となく波浪災害という海の恐ろしさを経験している。入り江は、漁港や港湾としての利用から、背後の市街地が防波堤などで守られている一方、外洋に面したところでは、道路への越波・浸水などの被害がみられる。

更に、1854年の安政東海地震から170年以上が経過している東海地震の切迫性が指摘されており、また関東地震より規模は小さいが、過去に神奈川県西部を震源とする地震も複数回発生しており、度重なる津波被害を受け今後も地震に伴う津波被害の危険性が指摘されている。



《伊豆半島沿岸の市町別海岸線延長》

沿岸名	伊豆半島沿岸
県名	静岡県
境界	神奈川県境～大瀬崎
沿岸総延長	269, 330m
沿岸市町 (5市5町)	熱海市(22, 398m) 伊東市(36, 772m) 東伊豆町(16, 055m) 河津町(12, 730m) 下田市(45, 675m) 南伊豆町(57, 455m) 松崎町(17, 720m) 西伊豆町(33, 025m) 伊豆市(14, 280m) 沼津市(13, 220m)

資料：「海岸統計」令和6年度版(国土交通省水管理・国土保全局編)

伊豆半島の位置図

平成 11 年 5 月 28 日に公布された「改正海岸法」では、これまでの“被害からの海岸の防護（防災）”に加えて“海岸環境の整備と保全”及び“公衆の海岸の適正な利用”が法目的に追加された。そして都道府県知事は、防護・環境・利用の 3 つがバランスした総合的な海岸管理を目指して、国 の「海岸保全基本方針」に基づき、学識経験者、関係市町長、海岸管理者の意見および、地域の意向を反映した「海岸保全基本計画」を、沿岸毎に定めることとなった。

そのため静岡県は、地域とともに海辺づくりを考え、神奈川県境から大瀬崎に至る伊豆半島沿岸、大瀬崎から御前崎に至る駿河湾沿岸、御前崎から愛知県の伊良湖岬に至る遠州灘沿岸のそれぞれを広域的な視点でとらえ、各海岸の特性に応じた海岸防護の保全施設整備、海岸環境の保全、そして海岸利用に配慮した「海岸保全基本計画」を策定して、総合的な海岸保全を推進していくものである。

「変更にあたって」

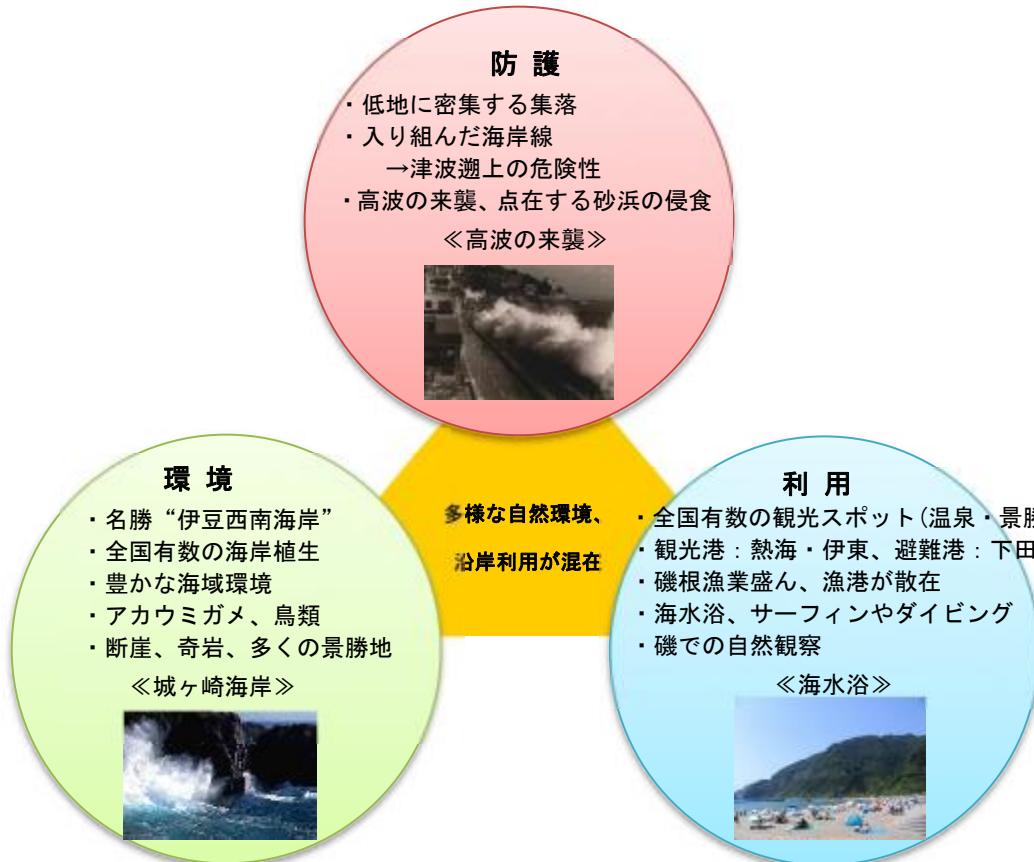
平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震の教訓をもとに、地震・津波対策の総合的な検討・見直しを進め、平成 24 年 12 月に「今後の地震・津波対策の方針」を策定するとともに、平成 25 年 6 月に今後の地震・津波対策の基礎資料となる「第 4 次地震被害想定（第一次報告）」、同 11 月に「同（第二次報告）」、同時に対策の行動目標である「地震・津波対策アクションプログラム 2013」を公表し、津波からの防護面に関しての新たな知見や総合的な津波防災への考え方方に従い、平成 26 年 7 月に『伊豆半島沿岸海岸保全基本計画』における「海岸の保全に関する基本的事項」及び「海岸保全施設の整備に関する事項」の見直しを行った。

その後、静岡県は平成 27 年 1 月に相模トラフ沿いで発生する地震・津波について、新たな科学的知見である内閣府「首都直下の M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布、津波高等に関する報告書」に対応し、また、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波について、内閣府と相談の上、新しい知見に基づく津波断層モデルを設定し、津波の断層を行った結果を平成 27 年 6 月に「第 4 次地震被害想定（追加資料）」を公表したことから、「海岸保全施設の整備に関する基本的な事項」の見直しを行うとともに、平成 26 年 12 月の海岸法施行令の改正に伴い、新たに「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を規定し、本計画を変更した。

また、気候変動の影響により世界的に平均海面水位の上昇が顕在化する中で、気候変動の影響に伴う平均海面の水位の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響及び今後の海岸保全のあり方について示す「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言が令和 2 年 7 月に国から提示された。ここでは今後の海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換することが示され、令和 2 年 11 月 20 日に海岸保全基本方針が変更された。

これを受け、海岸保全基本計画においても海岸の保全に気候変動の影響による外力の長期変化を見込むように本計画を再び変更するものである。

《伊豆半島沿岸の特色》



《海岸保全基本計画の位置付け》

平成 11 年 海岸法の改正

美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して
防護主体の海岸整備から防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度へ

海岸保全基本方針（主務大臣）

「美しく、安全で、いきいきした海岸の実現に向けて」
広域海岸の区分、海岸保全の基本理念、考え方等、国としての海岸管理の在り方（海岸の保全に関する基本的方向性）を定めたもの。

海岸保全基本計画（都道府県知事）

環境、利用も含めた海岸保全の基本事項、施設整備に関する事項等を定める
策定にあたっては、地域の意見、専門家の知見を反映させるため、学識経験者、関係市町村長及び関係海岸管理者の意見聴取手続並びに関係住民の意見を反映する手続を導入することとされている。

その後、平成 26 年海岸法の改正に伴い、新たに海岸保全施設の維持及び修繕に関する事項を定めた。

また、令和 2 年の海岸保全基本方針の改正に伴い、気候変動の影響による外力の長期変化を考慮することとなった。

《伊豆半島沿岸 海岸保全基本計画策定フロー》



《本計画において定める基本的な事項》

～地域の意見を反映した海岸保全の計画的推進～

静岡県においては、海岸保全基本方針に基づき、地域の意向を踏まえた『伊豆半島沿岸海岸保全基本計画』を作成し、総合的な保全を実施するものである。

本計画において定める事項と計画作成に当たって留意した事項は、次のとおりである。

(1) 計画に定める事項

① 海岸の保全に関する基本的な事項

海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として以下を定める。

イ 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

自然的特性や社会的特性等を踏まえ、海岸の長期的な在り方

ロ 海岸の防護に関する事項

防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容

ハ 海岸環境の整備及び保全に関する事項

海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容

ニ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

海岸における公衆の適正な利用を促進するためには実施しようとする施策の内容

② 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

沿岸の各地域ごとの海岸で海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として以下を定める。

イ 海岸保全施設を整備しようとする区域

一連の海岸保全施設を整備しようとする区域

ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置

イの区域ごとの海岸保全施設の種類、規模及び配置等

ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設の整備によって海岸侵食や高潮、津波等による災害から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等

③ 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

沿岸の各地域ごとの海岸で海岸保全施設を維持及び修繕していくに当たっての基本的な事項として以下を定める。

イ 海岸保全施設の存する区域

海岸保全施設の維持又は修繕の必要性がある区域

ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置

イの区域ごとの海岸保全施設の延長、代表堤防高、主な整備施設

ハ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

イの区域の地域特性や海岸保全施設の種類、構造等を勘案して、巡視・点検の時期や頻度、維持又は修繕の方法

(2) 留意した事項

海岸保全基本計画を作成するに当たって留意した事項は次のとおりである。

① 関連計画との整合性の確保

県庁内に海岸保全基本計画府内調整会議を設置し、地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に配慮した。また、地域が一体となった計画の推進が重要であることから、「静岡県総合計画」や「静岡県国土利用計画」をはじめとした、県土の利用、開発及び保全、環境保全、地域計画等関連する計画との整合性を確保した。

② 地域住民の参画と情報公開

計画の策定段階において住民アンケート、地域住民との意見交換会を実施した。さらに計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得ることとする。

③ 計画の見直し

波浪、潮位及び地形等の自然条件の変化や気候変動の影響に関する見込みの変化、地域の要請、及び技術基準の進捗等による社会条件の変化に応じて、計画の基本的事項及び海岸保全の整備内容等を点検し、適宜本計画を見直すもの

第1編 海岸の保全に関する基本的な事項

第1章 伊豆半島沿岸・海岸域の現況	1-1
1. 1 防護面から見た現況	1-1
(1) 伊豆半島沿岸の津波	1-1
(2) 伊豆半島沿岸の高波	1-9
(3) 伊豆半島沿岸の海岸侵食	1-12
1. 2 環境面から見た現況	1-13
(1) 海岸景観	1-13
(2) 海岸域の動植物	1-17
(3) 優れた環境の維持	1-23
(4) 海岸環境に対する人為的な影響	1-25
1. 3 利用面から見た現況	1-27
(1) 沿岸の土地利用	1-27
(2) 様々に利用される海岸	1-28
(3) 海岸における地域活動	1-32
(4) 海岸における利便施設	1-36
(5) 海岸の管理に関する市町の取組	1-38
1. 4 海岸保全施設の維持管理の現状	1-39
1. 5 海岸に関する地域の声	1-40
(1) 防護面	1-40
(2) 環境面	1-42
(3) 利用面	1-44
(4) その他	1-45
(5) 計画変更に伴う地元意見交換会における主要意見（H25.10～実施）	1-46
(6) 伊豆半島沿岸の地区協議会（50地区）における津波対策の方針協議（H27～実施）	1-47
第2章 伊豆半島沿岸・海岸保全の方向、目標及び取組	1-48
2. 1 海岸保全の方向	1-48
2. 2 海岸保全の目標と取組	1-52
(1) 海岸保全の目標	1-52
(2) 段階的な施設整備の実施	1-53
(3) 海岸保全の取組	1-54
第3章 ゾーン区分と各ゾーンの海岸保全	1-59
3. 1 ゾーン区分	1-59
3. 2 各ゾーンの特性	1-61
3. 3 各ゾーンの現況特性図	1-63
3. 4 各ゾーンの海岸保全の方向と取組	1-79
第4章 計画推進に向けた配慮事項	1-83
4. 1 地域の実情に配慮した施設整備	1-83
4. 2 市町・民間団体等との連携の強化	1-84
4. 3 社会情勢の変化への対応	1-85
4. 4 地球温暖化に伴う気候変動の不確実性への対応	1-85

第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

第1章 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項 ······ 2-1

- 1. 1 整備の基本方針 ······ 2-1
- 1. 2 整備内容 ······ 2-2
- 1. 3 整備図 ······ 2-5

第2章 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項 ······ 2-18

- 2. 1 維持又は修繕の基本方針 ······ 2-18
- 2. 2 維持修繕内容 ······ 2-19
- 2. 3 維持修繕図 ······ 2-45

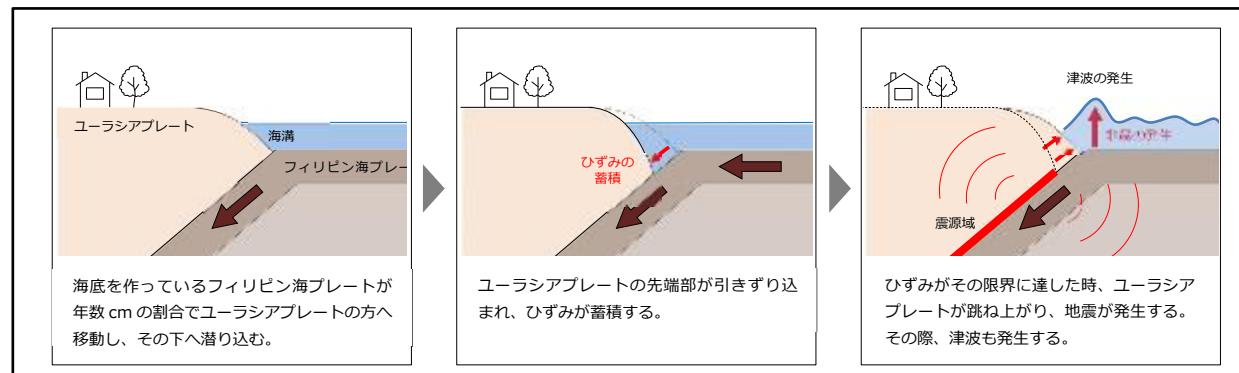
第1編 海岸の保全に関する基本的な事項

第1章 伊豆半島沿岸・海岸域の現況

1. 1 防護面から見た現況

(1) 伊豆半島沿岸の津波

- ▼ かつて伊豆半島は、南方洋上のフィリピン海プレート上にのった火山島であったが、プレートの北上とともに日本列島に衝突したとされ、異なるプレートの境界である駿河トラフ（海溝の一種でやや広く浅いもの）と相模トラフの間に位置している。
- ▼ 伊豆半島周辺では、海溝部でのプレートの跳ね上がりにより、海溝型地震が周期的に発生している。また、プレートの跳ね上がりに伴う海面の急激な上昇により津波が発生する。
- ▼ 伊豆半島沿岸では、海岸や海底の地形により津波が増幅され、場所によっては非常に高い波となって来襲する。



津波のメカニズム

①過去の地震と津波の来襲

- ▼ 伊豆半島西側の駿河トラフでは、東海地震が100～150年の周期で発生している。中でも1854年の安政東海地震は歴史記録に残る最大級の津波被害をもたらし、下田の街では壊滅的な被害を受けている。
- ▼ 伊豆半島東側の相模トラフ沿いの地震では、1703年元禄地震と1923年の関東地震による津波被害が知られている。関東地震による津波は、熱海市や伊東市の海岸付近の家屋がほとんど流出するなどの大きな被害を生じさせている。
- ▼ 神奈川県の西部では「小田原地震」と呼称される直下型の地震が繰り返し起きている。1633年の寛永地震は、県東部地域に地震動や山崩れ、津波による大きな被害を発生させている。



下田港を襲った安政東海地震津波(下田市)

資料：戸田造船郷土資料博物館



関東地震(1923年)の津波により
伊東大川の大川橋に押し流された船(伊東市)

資料：伊東市

②東日本大震災等を踏まえた新たな地震・津波対策

- ▼ 駿河トラフ、南海トラフ沿いでは、おおむね 100 年から 150 年の間隔で海溝型（プレート境界型）の巨大地震が繰り返し発生しているが、昭和 19 年（1944 年）の昭和東南海地震では、東海地震の想定震源域が未破壊のまま残ったことから、昭和 51 年（1976 年）の東海地震説以降、東海地震発生の切迫性が指摘されてきた。このため静岡県が策定した過去 3 回の地震被害想定では、東海地震を対象に行ってきた。
- ▼ 相模トラフ沿いでは、1703 年元禄関東地震を含む江戸時代の 4 つの地震と 1923 年大正型関東地震の 5 つの地震を基に提唱された再来周期約 70 年の神奈川県西部の地震（マグニチュード 7 程度）を第 3 次地震被害想定では想定対象とした。
- ▼ 東日本大震災においては、これまでの想定を大きく上回る津波が発生し、甚大な被害をもたらしたことから、政府の中央防災会議においては、今後の津波対策の構築に当たって「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」（レベル 2 の津波）と「最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」（レベル 1 の津波）の 2 つのレベルの津波を想定する必要があり、最大クラスの津波に対しては、住民の生命を守ることを最優先として、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき対策を講ずることが重要であり、比較的発生頻度の高い津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域経済の安定化を確保することが必要であるとされている。
- ▼ こうしたことを踏まえ、本県では、平成 25 年 6 月に公表した第 4 次地震被害想定においては二つのレベルの地震・津波に対して必要な対策を講じることとした。
- ▼ 第 4 次地震被害想定の策定以降、地震・津波に関する新たな知見を踏まえ、静岡県における対策の対象とする二つのレベルの地震・津波は以下のとおりとした。

静岡県における対策の対象とする地震・津波

区分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	相模トラフ沿いで発生する地震
レベル 1 の地震・津波	東海地震※1 東海・東南海地震※1 東海・東南海・南海地震※1 宝永型地震※3 安政東海型地震※3 5 地震総合モデル※3※4	大正型関東地震（静岡県）※1 大正型関東地震（内閣府）※2
レベル 2 の地震・津波	南海トラフ巨大地震※1	元禄型関東地震（静岡県）※1 元禄型関東地震（内閣府）※2 相模トラフ沿いで発生する最大クラスの地震※2

※1 静岡県第 4 次地震被害想定調査（第一次報告）

※2 静岡県第 4 次地震被害想定（追加資料）「相模トラフ沿いで発生する地震の地震動・津波浸水想定」～内閣府「首都直下地震モデル検討会」の震源断層モデルによる検討～報告書

※3 静岡県第 4 次地震被害想定（追加資料）「駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル 1 地震の想定」報告書

※4 1707 年宝永地震、1854 年安政東海地震、1854 年安政南海地震、1944 年昭和東南海地震、1946 年昭和南海地震の 5 例の地震について、それらを総合し、過去の津波痕跡を下回らないように想定した、レベル 1 津波を引き起こす地震のうち最大クラスと見なせる仮想地震である。

- ▼ 政府の中央防災会議においては、海岸保全施設等は比較的発生頻度の高い津波高に対して整備を進めていくことが求められ、最大クラスの津波に備えて整備の対象とする津波高を大幅に高くすることは、海岸の環境や利用、施設整備に必要な費用などの観点から現実的ではないとされている。

- ▼ 本県においても、海岸保全施設等は発生頻度の高い津波高（レベル1の津波）に対して人命、財産の保護のための施設整備を進めるとともに、津波が施設を乗り越えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できる「減災」機能を備えた構造物とする。
- ▼ 今後、整備する海岸堤防等の高さについては、本計画の堤防高さを基本として、関係市町や地域住民等と調整しながら、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を考慮して、適切に設定する。
- ▼ レベル1の津波については、長期的な海面水位の上昇を考慮して津波来襲高を算定し、将来の堤防高さを適切に設定する。
- ▼ 最大クラスの津波に対しては、命を守ることを最優先に、市町と連携して避難を軸として警戒避難体制の整備や地域の土地利用を含めて、ハード・ソフトを総動員した取組を推進する。

③津波の来襲高

- ▼ 伊豆半島沿岸の各市町におけるレベル1津波とレベル2津波の高さの最大値は次表に示すとおりである。

レベル1津波高さ(最大値)

単位：T.P.+m

市町名	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震						相模トラフ沿いで発生する地震 大正型 関東地震 (静岡県)	左の うち 最大
	東海地震	東海・東南海地震	東海・東南海・南海地震	宝永型地震	安政東海型地震	5地震総合モデル		
沼津市	7	7	6	4	8	8	4	2
伊豆市	7	7	7	3	7	7	2	2
西伊豆町	7	7	7	3	9	9	2	2
松崎町	8	8	8	5	12	12	2	2
南伊豆町	7	7	7	6	15	15	4	6
下田市	9	9	9	8	11	11	5	6
河津町	4	4	4	3	4	4	4	6
東伊豆町	3	3	3	3	3	4	4	6
伊東市	3	3	3	3	3	3	7	9
熱海市(初島除く)	2	2	2	2	2	2	7	7
熱海市(初島)							8	8

レベル2津波高さ(最大値)

単位 : T.P. +m

市町名	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震		相模トラフ沿いで発生する地震			左の うち 最大
	南海トラフ巨大地震		元禄型関東地震 (静岡県)	元禄型関東地震 (内閣府)	相模トラフ沿いで発生する最大 クラスの地震	
沼津市	10		5	3	5	10
伊豆市	10		3	3	3	10
西伊豆町	15		3	3	5	15
松崎町	16		4	4	6	16
南伊豆町	26		9	8	11	26
下田市	33		10	9	11	33
河津町	13		6	9	10	13
東伊豆町	14		6	9	11	14
伊東市	10		8	11	17	17
熱海市(初島除く)	5		9	8	14	14
熱海市(初島)				9	18	18

資料 : 静岡県第4次地震被害想定(第一次報告)平成25年6月27日

静岡県第4次地震被害想定(追加資料)平成27年1月30日

静岡県第4次地震被害想定(追加資料)平成27年6月18日

④最短到達時間

▼ 伊豆半島沿岸の各市町でのレベル1津波とレベル2津波における、海岸での津波到達時間は次表のとおりである。

レベル1津波最短到達時間(水位上昇50cm、最大津波)

単位:分

市町名	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震										相模トラフ沿いで発生する地震					
	東海地震		東海・東南海地震		東海・東南海・南海地震		宝永型地震		安政東海型地震		5地震総合モデル		大正型関東地震(静岡県)		大正型関東地震(内閣府)	
	+50cm	最大津波	+50cm	最大津波	+50cm	最大津波	+50cm	最大津波	+50cm	最大津波	+50cm	最大津波	+50cm	最大津波	+50cm	最大津波
沼津市	2	13	2	13	2	13	8	71	3	4	3	4	42	47	40	41
伊豆市	2	6	2	6	2	6	4	8	3	4	3	4	43	43	41	41
西伊豆町	3	6	3	6	3	5	4	8	3	4	3	4	39	42	30	30
松崎町	3	7	3	7	3	7	4	21	3	4	3	4	29	100	27	98
南伊豆町	3	6	3	6	3	6	4	19	4	4	4	4	19	25	20	23
下田市	13	23	13	23	13	23	13	18	13	13	13	17	10	38	12	14
河津町	17	20	17	20	17	20	17	22	17	17	17	18	9	15	10	12
東伊豆町	17	45	17	24	17	47	17	22	17	17	17	17	6	11	6	9
伊東市	19	113	19	26	19	26	19	23	19	19	19	19	3	10	3	6
熱海市	24	98	24	36	24	159	26	157	23	33	23	33	3	9	3	4

レベル2津波最短到達時間(水位上昇 50 cm)

単位:分

市町名	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震			相模トラフ沿いで発生する地震				
	南海トラフ巨大地震			元禄型関東地震 (静岡県)	元禄型関東地震 (内閣府)	相模トラフ沿いの最大クラスの地震		
	ケース ①	ケース ⑥	ケース ⑧			ケース ①	ケース ②	ケース ③
沼津市	3	3	4	36	32	13	32	39
伊豆市	4	4	5	35	30	20	31	37
西伊豆町	4	4	5	31	26	23	28	37
松崎町	4	4	5	27	27	25	27	33
南伊豆町	4	4	5	18	17	19	21	24
下田市	12	12	13	10	10	3	13	15
河津町	17	17	18	9	7	3	12	13
東伊豆町	15	15	11	6	3	3	9	9
伊東市	16	16	17	3	3	3	7	7
熱海市	24	24	25	3	3	3	5	5

資料：静岡県第4次地震被害想定(第一次報告)平成25年6月27日

静岡県第4次地震被害想定(追加資料)平成27年1月30日

静岡県第4次地震被害想定(追加資料)平成27年6月18日

南海トラフ巨大地震のケース①、⑥、⑧とは津波断層モデルのうち静岡県に影響が大きいケース（ケース①：駿河湾～紀伊半島沖に大すべり域+超大すべり域を設定、⑥：駿河湾～紀伊半島沖に大すべり域+（超大すべり域、分岐断層）を設定、ケース⑧駿河湾～愛知県東部沖と三重県南部沖～徳島県沖に大すべり域+超大すべり域を2箇所設定）

相模トラフ沿いの最大クラスのケース①、②、③とは、津波断層モデルの大すべり域を3つの領域に設定したケース（ケース①：西部、ケース②：中央部、ケース③：東部）

⑤これまでの津波対策の状況

- ▼ 1976年（昭和51年）の東海地震説の発表以来、静岡県は地震対策に精力的に取り組み、全国に先駆けた地震対策を実施してきた。
- ▼ 神奈川県西部の地震についても、1992年（平成4年）に神奈川県西部の地震を含む直下型地震の発生が指摘されたのを受け対策を進めてきた。
- ▼ 伊豆半島では、海岸は漁業や観光レクリエーションなどの地域の生活基盤となっていることから、施設整備にあたっては利用との調整や環境への配慮が必要となっている。
- ▼ 津波対策としては、来襲津波高を想定したうえで、堤防の嵩上げや胸壁、水門などを順次整備している。
- ▼ 想定津波高や過去の津波痕跡をもとに津波危険予想地域を設定し、避難地の確保、緊急避難に供する津波避難ビルの設定、避難路の整備を進めているほか、避難誘導などの広報や住民への啓発などの避難計画を推進し、避難場所を示す看板も設置している。
- ▼ 津波対策施設は景観や眺望を損なうことや、海岸への自由な出入りの妨げとなることもあるため、来襲する津波を水際線の前面で防護したり、堤防を傾斜堤に改良するなどの工夫を行っている。また、利便性と津波避難経路の確保の両面を考慮して、傾斜堤の一部を階段とするなどの昇降路設置も進めている。
- ▼ 津波浸水想定を行い、津波災害警戒区域等の指定をするとともに、地域防災計画の整備、ハザードマップの作成、避難確保計画の作成を推進している。
- ▼ レベル2の地震・津波による被害を軽減するための行動計画として「地震・津波対策アクションプログラム2023」を策定し、津波対策施設の整備や避難訓練の充実、地域防災力の強化等様々な対策を実施している。
- ▼ 地域の特性を踏まえた最もふさわしい津波対策「静岡方式」を推進する中で「静岡モデル推進検討会」を設置し検討を進めている。伊豆半島沿岸地域では町内会長や自主防災会長、観光等の関係者で構成される「地区協議会」を開催し、ハード・ソフト両面の津波対策の在り方を検討している。



地区協議会での合意形成に向けた取組

伊豆半島沿岸地区の当面の整備方針

市町	地区	公表日	L2津波に対する避難について	ハード整備の方針、方向性 ※	現況（既存施設）	地区内の海岸、河川
熱海市	泉地区・伊豆山地区	H29.10.19	住民や観光客の避難を最重要の対策とし、津波避難計画に基づきソフト対策を推進する。	現況で浸水しないため整備しない（整備不要）	L1津波高さ以上（浸水被害なし）	千歳川 熱海港海岸 逢初川
	熱海地区	H29.10.19	同上	整備する地区（L1未満）◆T.P.+6.6m 3河川に水門等の津波対策施設を整備する（県）	L1未満（浸水被害あり）	熱海港海岸 (二)糸川 (二)初川 (二)熱海和田川
	多賀地区	H29.10.19	同上	整備する地区（L1未満）◆一部L1未満整備 ◆T.P.+6.0m（上多賀、下多賀、中野） ◆T.P.+7.0m（小山） 4河川に水門等の津波対策施設を整備する（県）	L1未満（浸水被害あり）	熱海港海岸 (二)上多賀大川 (二)熱海宮川 (二)熱海仲川 (二)銀治川 (二)水神川
	網代地区	未公表	—	（整備する方向）	L1未満（浸水被害あり）	津波対策施設整備中 網代漁港
伊東市	初島地区	H29.10.19	同上	整備しない地区（整備しない）（陸閘改良あり）	L1未満（浸水被害あり）	初島漁港海岸
	宇佐美地区	H29.11.8	同上	整備しない地区（整備しない） 3河川に水門等の津波対策施設を整備する（県）	L1未満（浸水被害あり）	宇佐美漁港海岸 (二)烏川 (二)伊東仲川 (二)伊東宮川
	湯川地区	H29.11.8	同上	整備しない地区（整備しない）	L1未満（浸水被害あり）	伊東港海岸 (二)北川
	松原地区	H29.11.8	同上	整備しない地区（整備しない）	L1未満（浸水被害あり）	伊東港海岸 (二)伊東大川
	玖須美地区	H29.11.8	同上	整備しない地区（整備しない）	L1未満（浸水被害あり）	伊東港海岸 (二)伊東大川
	新井地区	H29.11.8	同上	整備しない地区（整備しない）	L1未満（浸水被害あり）	伊東港海岸
	岡地区	H29.11.8	同上	整備しない地区（整備しない）	L1未満（浸水被害あり）	伊東港海岸
	川奈地区	H29.11.8	同上	整備しない地区（整備しない）	L1未満（浸水被害あり）	伊東港海岸
下田市	富戸地区	H29.11.8	同上	整備しない地区（整備不要）	L1未満（浸水被害なし）	富戸漁港
	八幡野地区	H29.11.8	同上	整備しない地区（整備不要） ◆一部無堤区間を整備検討	L1未満（浸水被害なし）	八幡野漁港海岸
	赤沢地区	H29.11.8	同上	整備しない地区（整備しない） ◆一部波がえし開口部の改良	L1未満（浸水被害あり）	赤沢漁港海岸 (二)華崎川
	外浦地区	H29.12.22	同上	整備しない地区（整備不要）	L1未満（浸水被害あり）	外浦漁港海岸
吉佐美地区	須崎地区	H29.12.22	同上	整備しない地区（整備不要）	L1未満（浸水被害あり）	須崎漁港海岸
	吉佐美地区	H29.12.22	同上	整備しない地区（整備不要）	L1未満（浸水被害あり）	吉佐美漁港海岸 吉佐美海岸 (二)大賀茨川
	下田港地区	H30.10.25	同上	整備する地区（L1整備）	L1未満（浸水被害あり）	下田港海岸 (二)福生沢川
	田牛地区	H30.10.25	同上	整備する地区（L1未満）◆T.P.+7.0m	L1未満（浸水被害あり）	田牛漁港海岸
東伊豆町	白浜地区	H30.10.25	同上	整備しない地区（整備しない）	L1未満（浸水被害あり）◆原田区以外 は、L1津波高さ以上（浸水被害なし）	津波対策施設整備予定 (白浜漁港)◆一般公 共海岸
	稲取地区	R2.3.25	同上	整備する地区（L1整備） ◆東区のみ ◆防波堤による多重防護	L1未満（浸水被害あり）	稲取漁港海岸 (二)稲取大川
	大川地区	R2.3.25	同上	整備しない地区（整備不要）	L1津波高さ以上（浸水被害なし）	大川漁港海岸 (二)大川川
	熱川地区	R2.3.25	同上	整備しない地区（整備不要）	L1津波高さ以上（浸水被害なし）	東伊豆海岸 (二)湯川
南伊豆町	片瀬・白田地区	R2.3.25	同上	整備する地区（L1整備）◆白田区のみ	L1未満（浸水被害あり）◆片瀬区は、 L1津波高さ以上（浸水被害なし）	片瀬漁港海岸 (二)白田川 白田漁港海岸
	北川地区	R2.3.25	同上	整備しない地区（整備不要）	L1津波高さ以上（浸水被害なし）	津波対策施設整備中 北川漁港海岸
	河津地区	H30.10.25	同上	整備する地区（L1整備）	L1未満（浸水被害あり）	下河津漁港海岸 (二)河津川
	見高地区	H30.10.25	同上	整備する地区（L1整備）◆今井浜除く	L1未満（浸水被害あり）	下河津漁港海岸
南伊豆町	竹麻地区	R6.3.29	住民や観光客の避難を最重要の対策とし、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」や津波避難計画に基づきソフト対策を推進する。	整備する地区（L1整備：手石区）T.P.+7.0m、8.0m (L1未満：湊区) T.P.+5.5m	L1未満（浸水被害あり）	手石港海岸 (二)青野川 小稲漁港海岸
	三坂地区	H30.10.25	住民や観光客の避難を最重要の対策とし、津波避難計画に基づきソフト対策を推進する。	整備しない地区（整備しない）	L1未満（浸水被害あり）	三坂漁港海岸 (二)中木川
	三浜地区	H30.10.25	同上	整備する地区（L1未満：落居区）T.P.+13.5m	L1未満（浸水被害あり）	吉田海岸 妻良漁港海岸 (二)殿田川 (二)五十鈴川 伊浜漁港海岸 伊浜海岸
	南崎地区	H30.10.25	同上	整備しない地区（整備しない）	L1未満（浸水被害あり）	下流漁港海岸 大瀬漁港海岸 石廊崎漁港海岸
松崎町	松崎地区	R6.3.29	住民や観光客の避難を最重要の対策とし、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」や津波避難計画に基づきソフト対策を推進する。	整備する地区（L1未満）◆T.P.+7.5m	L1未満（浸水被害あり）	松崎港海岸 (二)那賀川
	三浦地区（岩地）	R6.3.29	同上	整備しない地区（整備しない）	L1未満（浸水被害あり）	津波対策施設整備中 岩地漁港海岸
	三浦地区（石部）	R6.3.29	同上	整備する地区（L1未満）◆T.P.+10.0m	L1未満（浸水被害あり）	石部漁港海岸
	三浦地区（雲見）	R6.3.29	同上	整備する地区（L1未満）◆T.P.+8.0m	L1未満（浸水被害あり）	雲見漁港海岸
西伊豆町	仁科地区	未公表	—	（整備する方向）	L1未満（浸水被害あり）	仁科漁港海岸 (二)仁科川
	田子地区	未公表	—	（整備する方向）	L1未満（浸水被害あり）	田子漁港海岸
	安良里地区	未公表	—	（整備する方向）	L1未満（浸水被害あり）	安良里漁港海岸 (二)安良里浜川
	宇久須地区	未公表	—	（整備する方向）	L1未満（浸水被害あり）	宇久須港海岸 (二)宇久須川
伊豆市	小下田地区	R7.3.28	住民や観光客の避難を最重要の対策とし、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」や津波避難計画に基づきソフト対策を推進する。	整備しない地区（整備しない）	L1未満（浸水被害あり）	小下田漁港海岸 (当面整備しないが、 今後の検討による)
	八木沢地区	R7.3.28	同上	整備しない地区（整備しない）	L1未満（浸水被害あり）	八木沢漁港海岸 (二)松原川 (二)八木沢大川
	土肥地区	R7.3.28	同上	整備しない地区（整備しない）	L1未満（浸水被害あり）	土肥港海岸 (二)山川 (二)火振川
	小土肥地区	R7.3.28	同上	整備しない地区（整備しない）	L1未満（浸水被害あり）	土肥港海岸 (二)小土肥大川
沼津市	戸田地区	R1.12.18	同上	整備しない地区（整備しない）	L1未満（浸水被害あり）	戸田漁港海岸 (二)沢海川 (二)大川

※施設整備高を超える津波に対しては「静岡方式」の基本理念に基づき、ハード対策とソフト対策を組み合わせ地域の実情に応じた津波対策を推進する。



陸閘(電動式)の整備
(南伊豆町)



高台への避難誘導サイン
(沼津市)



避難啓発看板
(南伊豆町)



胸壁・陸閘の整備
(西伊豆町)



船溜前面に設置した水門
(西伊豆町)



改良前



改良後



堤防の嵩上げとともに傾斜堤に改良 (松崎町)

対策のパンフレット



大浜川樋門のフラップゲート化



五十鈴川水門に避難用階段設置

(2) 伊豆半島沿岸の高波

- ▼ 伊豆半島沿岸は、太平洋に面し外洋波が来襲するため、これまで波浪災害を幾度となく経験している。
- ▼ 比較的静穏な入り江は、漁港や港湾として利用されており、背後の市街地は防波堤などにより高波から守られている。
- ▼ 外洋に面する海岸などでは、高波による道路への越波・浸水などの被害がみられる。
- ▼ 気候変動の影響に伴う平均海面水位の上昇や台風の強大化により、海岸侵食や越波による被害の規模が大きくなることが懸念されている。

①台風による波浪

- ▼ 1949年(昭和24年)8月のキティ台風来襲時には、熱海市の和田磯で波浪災害が生じている。
- ▼ 1982年(昭和57年)の台風10号は、伊豆東海岸に予想以上の高波を発生させた。熱海港では外港防波堤が被害を受けたが、幸いにも市街地への越波被害は免れた。
- ▼ 1985年(昭和60年)には、台風6号により、南西に開けた入り江の南伊豆町妻良地区や下田市大浦地区で被害をうけている。
- ▼ 2019年(令和元年)には、台風19号が伊豆半島に上陸し、静岡県の多くの漁港や海岸への被害を発生させた。



1949年8月キティ台風による
波浪被害が生じた和田磯(熱海市)



1982年台風10号による
防波堤被害が生じた熱海港(熱海市)



1985年6号台風による波浪被害
(南伊豆町)



1985年6号台風による越波状況 (下田市)

②台湾坊主による波浪

- ▼ 「台湾坊主」(東シナ海低気圧の旧称)とは、冬の終わりに台湾付近で発達し、本州南岸沿いを北東に進む温帯低気圧で、伊豆半島の東海岸に高波を発生させる。
- ▼ 热海港では、1972年（昭和47年）1月12日の台湾坊主により波浪災害を受けており、この災害の後、離岸堤が整備され、現在では親水護岸への改良が進められている。



1972年1月12日 台湾坊主(東シナ海低気圧)による波浪来襲状況（熱海市）

③冬季風浪

- ▼ 西高東低の冬型気圧配置になると、伊豆半島の西海岸では冬季風浪が発達する。冬季風浪は台風の波浪と比べ波高は小さいものの、長期間押し寄せることから、海浜からの飛砂や飛沫などの塩害をもたらす。
- ▼ 伊豆西海岸の入り江で、帆船の時代には季節風の吹き止むのを待つ船で賑わいを見せた「風待ち港」が現在の漁港や港湾に変貌していくなど、冬季風浪は伊豆半島の特色ある風土や文化を育んできた。



飛砂対策（松崎町）

④高潮、高波への対策

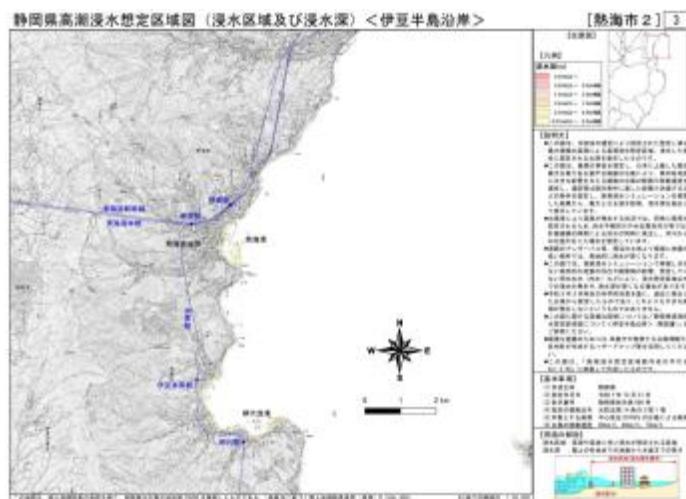
- ▼ 令和2年から静岡県高潮浸水想定等検討委員会を開催し、想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域の公表や、水防法に基づく高潮特別警戒水位の設定等の高潮水防の強化に関する取組について検討を行った。
- ▼ 令和3年度（2021年度）から令和6年度（2024年度）にかけて高潮浸水想定区域図（浸水区域及び浸水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域）を公表し、令和7年度（2025年度）に全沿岸域に高潮浸水想定区域の指定を行った。

伊豆半島沿岸における高潮シミュレーション結果

市町名	最高潮位 (T. P. m)	最大潮位偏差 (m)	最大波高 (m)	浸水面積 (km ²)	浸水割合 (%)	最大浸水深 (m)	最大浸水深 箇所
伊東市	3.1	2.3	14.3	0.5	0.4	2.8	川奈港付近
熱海市	2.8	2.1	15.5	0.6	1.0	3.9	東海岸町付近
沼津市	2.07	1.12	10.8	0.4	0.2	4.2	井田
伊豆市	2.48	1.53	11.6	0.4	0.1	2.5	土肥港付近 (中浜)
西伊豆町	2.67	1.79	13.9	0.6	0.6	2.8	安良里漁港付近 (坂本)
松崎町	2.54	1.66	12.7	0.2	0.2	2.5	那賀川左岸 (道部)
南伊豆町	3.48	2.6	17.2	1.1	1	4.7	下流
下田市	3.51	2.64	14.3	1.2	1.1	3.2	須崎漁港付近 (須崎)
河津町	3.39	2.52	15.5	0.3	0.3	2.5	見高
東伊豆町	3.42	2.55	16	0.3	0.4	3	白田川左岸 (片瀬)

出典：<伊豆半島沿岸>熱海～伊東市（解説書）ver2（令和7年3月31日公表）

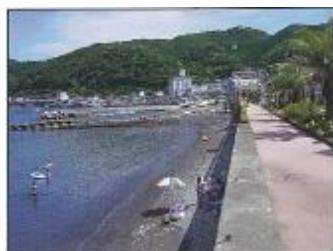
出典：<伊豆半島沿岸>沼津市大瀬崎～東伊豆町（解説書）ver2（令和7年3月31日公表）



高潮浸水想定区域図(浸水区域及び浸水深)

(3) 伊豆半島沿岸の海岸侵食

- ▼ 伊豆半島には、崖の浸食や中小河川からの流出土砂により形成された砂浜が約 30 ケ所ほど点在している。これらの背後地では、市街地や集落が発達している。
- ▼ 砂浜のほとんどは海水浴場となっており、地域の貴重な観光資源でもある。熱海サンビーチ、伊東オレンジビーチ、川奈イルカ浜、宇久須クリスタルビーチなどは、造成された人工の砂浜である。
- ▼ ポケットビーチは、砂の動きがある程度制約されることから、砂浜は比較的安定することが知られている。一部の海岸では、高波浪による砂の流出や漁港・港湾などの整備に伴う流れの場の変化などの影響を受け、侵食が生じている。また、沿岸部の利便性を高める道路等の整備により狭くなった砂浜もみられる。
- ▼ 台風による高波浪の影響で砂浜が侵食されたり、風化した崖が台風時の大波で崩れ落ちている。
- ▼ 網代漁港海岸、宇佐美漁港海岸、下田港海岸、妻良漁港海岸、雲見漁港海岸、松崎港海岸などの砂浜では侵食傾向がみられる。
- ▼ 松崎港海岸や土肥港海岸などで侵食対策として設置された離岸堤は、魚の隠れ場である魚礁となり、副次的な効果も現れている。また、砂が堆積し安定するようになったことから、光の届く浅い海域にアマモが生育するようになった。



①砂浜の侵食(熱海市)



②砂浜の侵食(南伊豆町)



③砂浜の侵食(松崎町)



④アマモ(伊豆市)



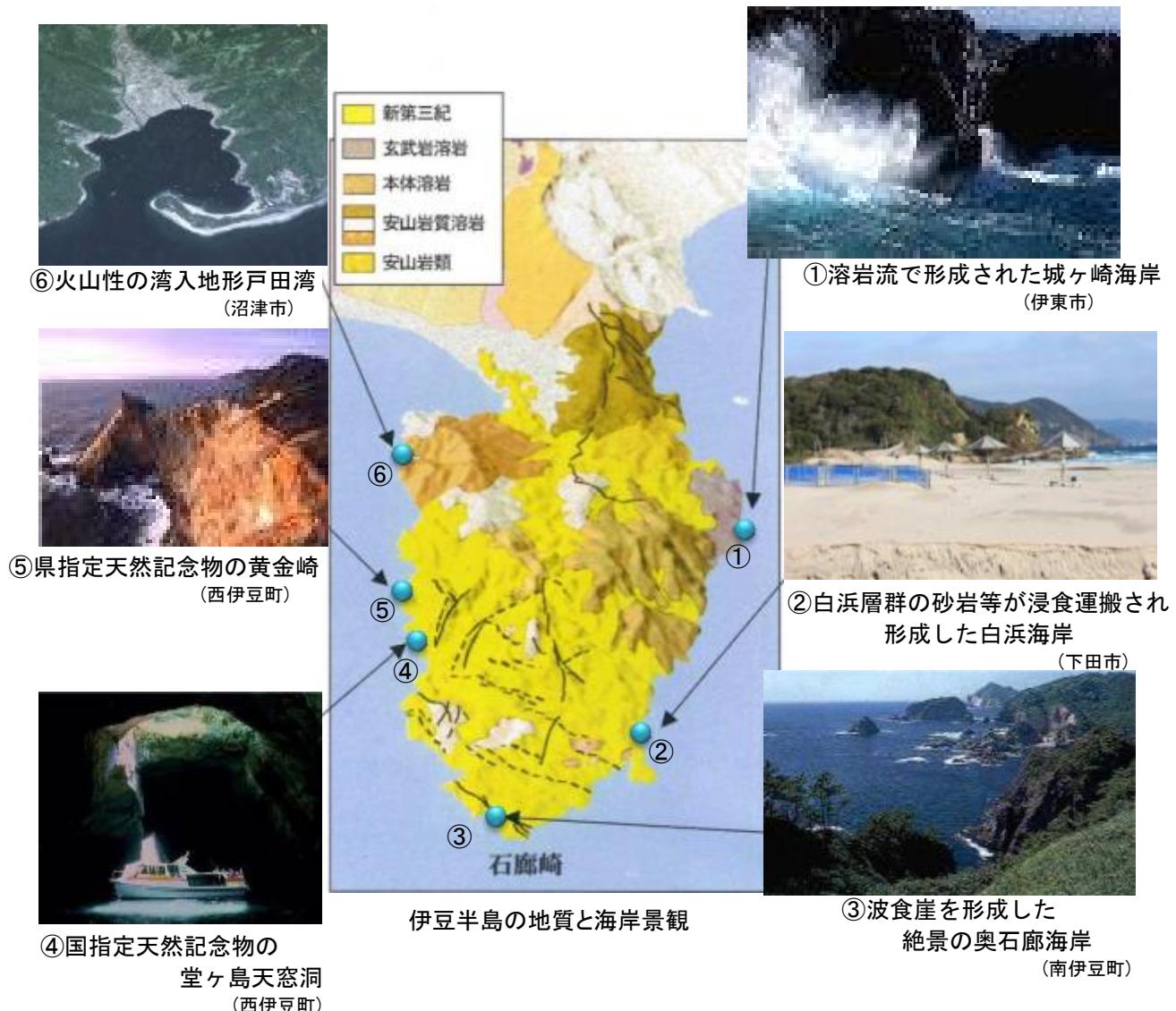
点在するポケットビーチ等

1. 2 環境面から見た現況

(1) 海岸景観

①伊豆半島の地質と海岸景観

- ▼ 伊豆半島は、南側の隆起、北側の沈降といった火山活動と一体の地殻変動により形成されている。
- ▼ 南洋の火山島が長い時間をかけて移動し、本州に衝突したので、海底火山群としてのルーツであり、約 2000 万年分の地表が現在の地表に見えている。
- ▼ 長期にわたる海食と風食により浸食された海岸は、多種多様な景観を呈し、多くの観光スポットともなっている。
- ▼ 城ヶ崎の崖海岸、白浜の砂浜、奥石廊海岸、戸田湾の火山性の湾入地形など、全国に誇る優れた景観が多数あり、中央天井が丸く抜け落ち空が見える海蝕洞窟の“堂ヶ島天窓洞”は国指定天然記念物であり、岩肌が夕日にてらされ黄金色になる“黄金崎”は県指定天然記念物である。
- ▼ こうした地球活動の遺産（ジオ）を主な見所とする自然の中の大きな公園（パーク）ともいえる伊豆半島は、平成 24 年 9 月 24 日に「日本ジオパークネットワーク」への加盟が認められた。



資料:「静岡県のみずべ 100 選」、「西伊豆來るのが一番 GUIDE OF NISHIZU」(西伊豆町商工観光課)他

②自然景観資源

▼ 伊豆半島沿岸には様々な岩石性の海岸地形がみられ、その多くが自然景観資源調査（環境省）の対象地域にもなった。

【“自然景観資源”（環境庁）とは・・・】

- 視対象である自然景観の基盤をなす地形、地質及び自然景観として認識される自然現象
- 人間が視覚的に自然景観として認識できるスケール
- 視覚に訴える特徴的なもの
- 人工的に造成されたものでない
- 季節的な自然現象でない



①汐吹崎海岸（伊東市）



②城ヶ崎海岸（伊東市）



③弓ヶ浜海岸（南伊豆町）



④伊浜海岸（南伊豆町）



資料：「南伊豆町 HP」

「静岡のみずべ 100 選」

環境庁「自然環境保全基礎調査」

自然景観資源の分布

③静岡のみずべ 100 選

▼ 景観が優れ、地域の暮らしと深く関わり、安らぎと潤いを感じるものなどとして、「静岡のみずべ 100 選」として 15 の海岸が選定されている。



③浮島海岸(西伊豆町)



④堂ヶ島海岸(西伊豆町)



⑤雲見海岸(松崎町)



⑧大瀬海岸・蓑掛岩(南伊豆町)



⑩爪木崎海岸(下田市)



⑫今井浜海岸(河津町)



⑬城ヶ崎海岸(伊東市)

資料：「静岡のみずべ 100 選」「静岡県 HP」

静岡のみずべ 100 選(伊豆半島における海岸)

① 御浜岬海岸	⑥ 波勝崎海岸	⑪ 白浜海岸
② 黄金崎海岸	⑦ 奥石廊海岸	⑫ 今井浜海岸
③ 浮島海岸	⑧ 大瀬海岸・蓑掛岩	⑬ 城ヶ崎海岸
④ 堂ヶ島海岸	⑨ 弓ヶ浜海岸	⑭ 汐吹崎海岸
⑤ 雲見海岸	⑩ 爪木崎海岸	⑮ 網代海岸

④水質

- ▼ 伊豆半島沿岸の海域では、11 地点で公共用水域の水質検査が行われている。これらの海域では水浴に適し、マダイ、ブリ等の水産生物の生息に適する水質 (COD75%値において 2mg/L 以下) を全地点で達成している。
- ▼ 海水浴場については、令和 6 年度の県内 54 海水浴場の水質調査で伊豆半島は 38 海水浴場が適当な水質を維持している。
- ▼ また、環境省では平成 13 年 3 月に「日本の水浴場 88 選」を選定しており、伊豆半島では、「白浜中央海水浴場」(下田市) と「土肥海水浴場」(伊豆市) の 2ヶ所が選定されている。

伊豆半島周辺における水質測定結果

水域名	地点名	類型	COD (mg/L)			
			年間 最小～最大	日間平均値		
				最小～最大	平均	75%値
伊豆沿岸水域(海域)	神奈川県境沖	海域 A	<0.5～1.9	0.5～1.8	1.1	1.4
	熱海港港中央		0.5～1.4	0.5～1.4	0.9	1.0
	網代漁港港中央		<0.5～1.8	0.5～1.7	1.2	1.6
	網代漁港沖		<0.5～1.8	<0.5～1.6	1.1	1.5
	伊東港港中央		<0.5～1.5	0.6～1.3	1.0	1.1
	稻取漁港港中央		<0.5～1.3	<0.5～1.1	0.9	1.0
	下田港港中央		<0.5～1.3	0.6～1.1	1.0	1.1
	妻良漁港港中央		0.6～1.6	1.0～1.5	1.3	1.3
	松崎港港中央		1.1～1.6	1.2～1.4	1.3	1.3
	土肥港港中央		0.6～1.5	0.9～1.4	1.2	1.3
	戸田漁港港中央		0.9～1.5	1.0～1.5	1.3	1.3

資料：「令和 5 年度静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(静岡県くらし・環境部環境局生活環境課、令和 6 年 10 月)

※主な環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域 水質類型 ごとに 指定する 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求 (COD)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌 群数	n-キサン抽出物 質 (油分等)	
A	水産 1 級、水浴、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN /100ml 以下	検出されないと。	水質類型 ごとに 指定する 水域
B	水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以 上	—	検出されないと。	
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以 上	—	—	

- 注：1 基準値は、日間平均値とする。
 2 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml 以下とする。
 3 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 4 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
 " 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度度

(2) 海岸域の動植物

①特定植物群落等

- ▼ 伊豆の海岸は、多様な種類の林と崖に生える植物に特徴がある。また、伊豆半島では、南方系植物の分布限界地であるほか、特有のフォッサ・マグナ要素の植物が分布する。
- ▼ 全国的にみても貴重であるイズアサツキ、ソナレセンブリ、イズドコロ、シモダカンアオイなどの伊豆半島特有の植物もみられる。
- ▼ クロマツ林は海岸部に広く分布しウバメガシ林は西伊豆町や松崎町、南伊豆町などに分布している。
- ▼ 城ヶ崎のクロマツや爪木崎のスイセンは有名であり、観光の名所ともなっている。また、夏に黄色い花を咲かせるハマボウ、ハマユウなどの海浜植生も分布している。
- ▼ その他、沼津市のタチバナ林や南伊豆町のユウスゲ群落、青野川河口のメヒルギ林、下田白浜のアオギリ林、田牛のハマユウ群落など、様々な群生地がある。



城ヶ崎海岸(伊東市)



爪木崎のスイセン(下田市)

資料: 静岡県 HP



海岸域の特定植物群落

資料:「第3回自然環境保全基礎調査」(環境庁、1989年)

②天然記念物等

- ▼ 伊豆半島の沿岸部には、樹林や大木、群落など 22 の国・県指定の天然記念物(文化財保護法により指定されている学術上貴重な動植物など)が分布している。
- ▼ 明神池の谷地坊主は暖地では作られにくいことから全国的に珍しい。下田はアオギリの北限自生地であり、沼津市はタチバナの東北限自生地であるなど、伊豆半島の海岸には貴重な植生が分布している。
- ▼ 静岡県のレッドデータブック (R2.3) では、イズアサツキが静岡県カテゴリー、環境省カテゴリーで絶滅危惧種 IB 類、アズマギクが静岡県カテゴリーのみで絶滅危惧 IB 類、ハチジョウナが静岡県カテゴリーのみで絶滅危惧 II 類となっている。



①阿豆佐和氣神社の大クス(熱海市)

資料:熱海市 HP



②ハマボウ樹林(下田市)

資料:下田市 HP



③大瀬崎のビャクシン(沼津市)

資料:沼津市 HP



沿岸部の天然記念物等

資料:「静岡県内指定文化財要覧」(静岡県教育委員会、1999 年)

③海岸域の動物

- ▼ 下田市の多々戸浜、入田浜、吉佐美大浜や南伊豆町の弓ヶ浜の海岸にはアカウミガメの上陸・産卵地がある。また、人工的に造成された伊東オレンジビーチでは、市の保護活動により平成14年に初めてアカウミガメのふ化が確認された。環境省カテゴリーは絶滅危惧種II類、静岡県カテゴリーは絶滅危惧IA類とされ、保護保全の意義は高い。
- ▼ 南伊豆町では、ウミガメを町民共有の資産として継承するために、『ウミガメ保護に関する条例』を平成9年に制定している。
- ▼ 海岸の崖や岩礁は、クロサギやイソヒヨドリの繁殖地であり、越冬するウミウの休息地となっている。
- ▼ オオキンカメムシやイソカネタタキなどの海岸域特有の昆虫なども生息している。



イソヒヨドリ(伊東市)
資料:伊東市 HP



アカウミガメの産卵(南伊豆町)
資料:南伊豆町 HP



資料:「第3回自然環境保全基礎調査」(環境庁、1989年)

④ 海域の生物

- ▼ 伊豆半島は、沿岸のほとんどに藻場の分布があり、岩場にはガラモ場やテングサ場、砂地(水深3~9m程度)にはアマモ場などがみられる。その海藻の種類は、全国最多とも言われている。
 - ▼ ガラモ場(ホンダワラ類)は水深10m程度までの岩場、アラメ場(カジメ)は水深5~13m程度の岩場に生え、テングサ場は水深5~15.6m、アラメやカジメの生える冲合いの岩場に分布する。



藻場の分布

資料：「薹場調查（2018～2020 年度）」（環境省）

- ▼ 豊富な海藻は、多くの小動物が生息し、生産性の高い独特的な生物群集が成り立っている。
 - ▼ 藻場のアラメやカジメなどの海藻は、アワビやサザエ、ウニなどの餌となっている。
 - ▼ 熱海港では、地元のNPOやステークホルダーとアマモ場を保全する活動をしており、ブルーカーボンの取組事例として注目されている。



メガイアワビ

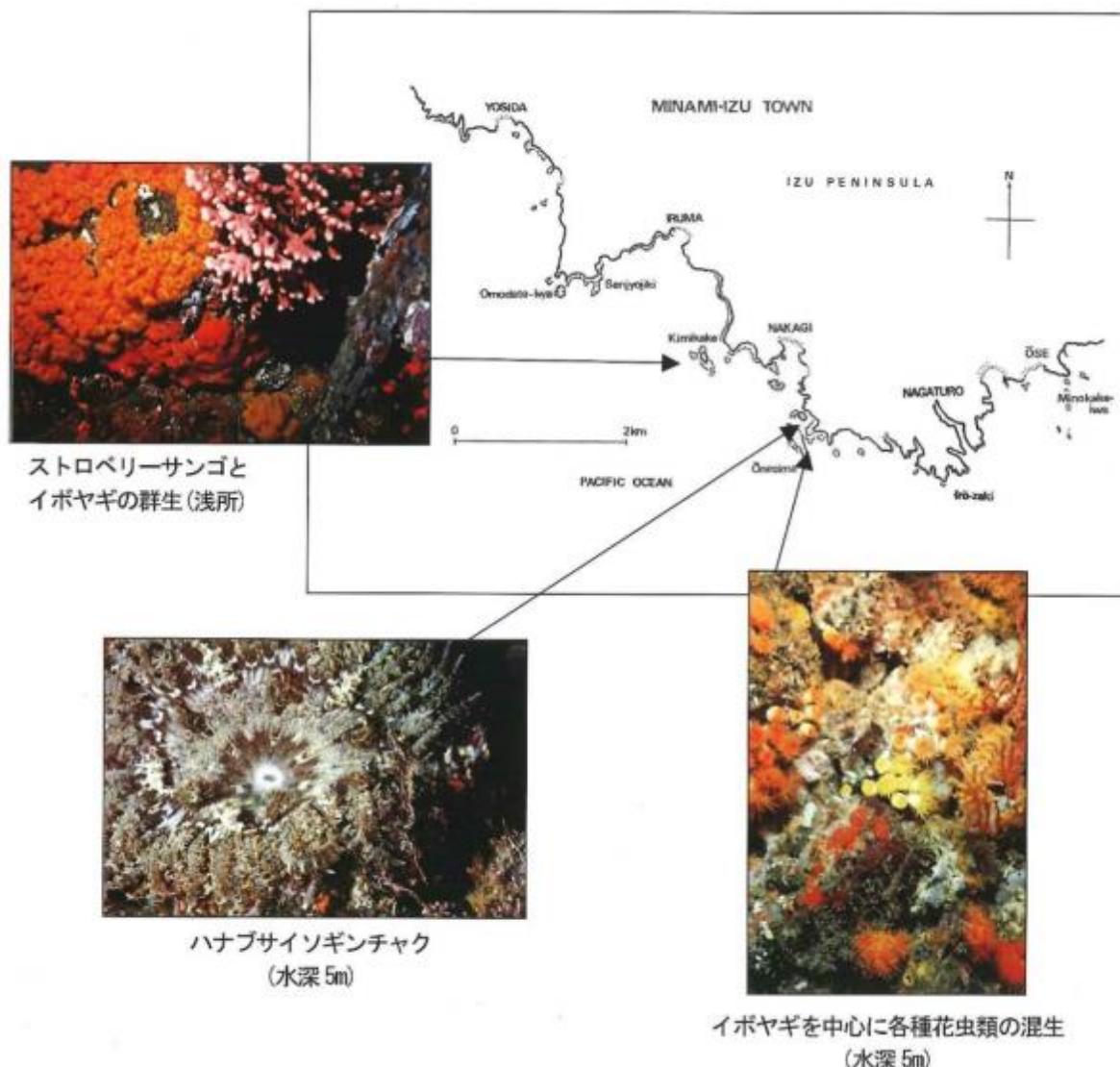


サザエ



伊豆の名産”イセエビ”

- ▼ 伊豆半島の西岸は、造礁サンゴの分布の北限に位置することから生息するその群集の面積は小さいが、石廊崎から沼津にかけて点在する。その一方で、岩礁性の海の深みには、非造礁サンゴの花畠が至るところに分布している。



南伊豆沿岸の海中景観

資料: 海中公園センター報告「静岡県海中公園学術調査報告書」(1972年2月)

- ▼ 伊豆半島南東部の白浜から田牛にかけてのアラメ場(カジメ)をはじめ、伊豆半島の藻場やサンゴ礁は、環境省指定の「日本の重要湿地 500」に5箇所選定されている。「日本の重要湿地 500」は見直しが行われ、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（略称「重要湿地」）に含まれるものとなっている。

【重要湿地選定基準】

基準 1	湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干渉・マングローブ林、藻場、サンゴ礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合
基準 2	希少種、固有種等が生育・生息している場合
基準 3	多様な生物相を有している場合(ただし、外来種を除く)
基準 4	特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生育・生息する場合
基準 5	生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、繁殖場等)である場合

生育・生息域	市町名	湿地タイプ	生物群	選定理由
初島周辺沿岸	熱海市	藻場	海草・ 海藻	オバクサ、オオブサ、マクサ、オニクサの生育地。テングサ群落が発達。
伊豆半島南東部 (白浜～田牛)沿岸	下田市	藻場	海草・ 海藻	コンブ目やホンダワラ科主体の海藻群落。ヨレモクの近縁種(未記載)、マメタワラ、アラメ、カジメなどの生育地。磯焼けが周辺地域で発生しても影響を受けていない。海中林 (注)この藻場はアオウミガメの採食海域である可能性が高いと思われ、要注目。
逢瀬が浜	賀茂郡 南伊豆町	藻場	海草・ 海藻	ヨレモクの近縁種(未記載)、マメタワラ、アラメ、カジメなどの生育地。磯焼けが周辺地域で発生しても影響を受けていない。海中林。
伊豆ヒリド、トナイ、 中木港付近	賀茂郡 南伊豆町	サンゴ礁	造礁 サンゴ	種の多様性が高い。造礁サンゴ分布の北限に近いが、多くの種が報告されている。
伊豆半島西部沿岸	賀茂郡 松崎町 賀茂郡 西伊豆町	藻場	海草・ 海藻 造礁 サンゴ	ガラモ、アントクメなどと混在し、地先の生物多様性が高い、テングサ生育地 (注)この藻場はアオウミガメの採食海域である可能性が高いと思われ、要注目。 北限域に特異的に出現する多様な造礁サンゴ群集。なお、北限域では、サンゴ礁域に比べて種多様性は当然低くなるが、サンゴ礁には見られない種による特異的な群集が存在することが明らかになってきており、全体としての多様性を高いている。

(3) 優れた環境の維持

①富士箱根伊豆国立公園（伊豆半島地域）

- ▼ 伊豆半島沿岸は、海岸線が高度に土地利用されている伊東市汐吹崎より北を除いて、全域が富士箱根伊豆国立公園区域に指定されている。
- ▼ 伊豆半島地域の管理計画では、利用に関する方針の中で、各地で行われている地方公共団体や各種団体の自然観察会の開催に協力し、自然に親しむことを目的とした利用の増進に努めることとしている。

《管理計画区》

- ・伊豆半島の細分は行わず、全体を一管理計画区とする。

《保護に関する方針》

- ・国立公園区域の多くは道路沿線を中心とする公園区域。公園区域における風致の維持を図るため、利用者のほか地域住民等の協力を得て、自然公園にふさわしい道路公園として道路沿線の保護修景を図る。

《利用に関する方針》

- ・「景観を楽しむための展望園地等の施設整備を進めるとともに、そこにおける自然解説も積極的に行うことによって、少しでも歩いて自然を探勝するような利用を誘導する方向に努める。」よう道路事業執行者等を指導し、関係機関に対し配慮するよう求めるものとする。
- ・各地で行われている地方公共団体や各種団体の自然観察会の開催に協力し、自然に親しむことを目的とした利用の増進に努める。



凡　例	
特別保護地区	公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制されます。
第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。
第2種特別地域	農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。
第3種特別地域	特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域。
普通地域	特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域(バッファーゾーン)といえます。

富士箱根伊豆国立公園(伊豆半島地域管理計画書抜粋)

資料：環境庁自然保護局、平成11年7月

- ▼ 海岸保全施設整備に対する取り扱いは、以下の3点が方針として示されている。

1. 事業実施の範囲は現に災害が発生した場所あるいは災害発生の危険性が高いことが資料等によって明らかにされた場所であること
2. 規模は設置目的を達成する範囲で必要最小限とすること
3. 公園利用者から望見される場所に設置する工作物は原則とし自然石等の自然の素材を使用するか自然素材の材質・色調等を模した材料又は表面仕上げにより施工すること。



自然素材を用いた突堤整備
(西伊豆町)



景観に配慮した護岸
(南伊豆町)

②名勝伊豆西南海岸

- ▼ 南伊豆町から西伊豆町にかけての海岸は、昭和 12 年度に文化財保護法に基づく名勝伊豆西南海岸に指定された。
- ▼ 名勝伊豆西南海岸の保存管理計画は、文化庁及び県の教育委員会の指導を受けて、昭和 62 年度に南伊豆町、松崎町、西伊豆町の 3 町の教育委員会が策定したものである。
- ▼ この計画では、名勝・文化財としての価値や優れた景観、さらには地域住民の生活の場などを考慮し、その取り扱い基準を 3 つの地区に分けている。

『地区の種別』
・特別地区(A 地区)・第 1 種地区(B 地区)
・第 2 種地区(C 地区)の 3 地区に区分

『取り扱い基準』
○特別地区(A 地区) <ul style="list-style-type: none">・名勝、文化財としての価値が極めて高く、厳しい保護、管理対策が取られなければならない地域。
○第 1 種地区(B 地区) <ul style="list-style-type: none">・A 地区の周辺に展開するすぐれた景観をしており、適切な保護、管理対策がとられなければならない地域であるが、住民の生活の場に深くかかわりをもつて、地域経済社会の振興と発展に配慮する必要がある。
○第 2 種地区(C 地区) <ul style="list-style-type: none">・地域住民の生活の場であり、全体的な調和の上にたった調整が行わなければならない地域。



名勝“伊豆西南海岸”

資料：南伊豆町・松崎町・西伊豆町教育委員会、昭和 62 年度策定

(4) 海岸環境に対する人為的な影響

- ▼ 海岸には漂着物が打ち上げられたり、利用者がポイ捨てしたゴミ等が集まり、海岸環境の悪化が懸念される。また、砂浜への車両の乗り入れも見られる。



ゴミの散乱 (西伊豆町)
資料：特定非営利活動団体オーシャニックワイルド ソサエティー HP



ゴミや流木の打ち上げ (西伊豆町)
資料：特定非営利活動団体オーシャニックワイルド ソサエティー HP



ゴミや流木の打ち上げ
(下田市)

- ▼ 2002年8月8日に御前崎沖で船舶の衝突事故があり、燃料の重油が流出し、伊豆半島の西海岸に油が漂着した。重油が漂着した海岸では、重油を除去する地元住民らの姿がみられた。



海岸に漂着した重油を除去する地元住民
(西伊豆町)

- ▼ 海岸漂着物処理推進法に基づき、「静岡県海岸漂着物対策地域計画」を平成27年7月に作成し、静岡県の沿岸全域を重点区域に定め、良好な景観及び環境の保全を図るとしている。また、関係者の役割分担及び相互協力に関する事項を定め、県や市町の海岸管理者や民間団体、県民の役割を示している。

- ▼ 市町の海水浴場に関する条例では、「利用者は、自らの責任においてゴミその他の汚物を処理する」、「浜地を損傷させるおそれのある車両を走行させてはならない。」などの規定が定められている。
- ▼ 伊豆半島沿岸では、漁港漁場整備法に基づき、漁港区域内における船舶やゴミなどの放置を禁止している。



海岸美化の啓発看板
(南伊豆町)



放置物の規制看板
(南伊豆町)

漁港漁場整備法に基づく放置等の禁止(県営漁港の場合)

放置等を禁止する物件	放置等の禁止を指定する区域	左の区域のうち適用を除外する土地等
<ul style="list-style-type: none"> 船舶、いかだ・車両・廃棄物(ごみ、廃材、残土等) 漁具(漁業活動に必要な場合を除く。)・生簀 コンテナ、工作機械、建設機械、はしご、ブロック、簡易倉庫等の工作物 ドラムカン、ガスボンベ等の容器 木材、砂利、セメント等の資材・貨物 	静岡県が管理する漁港の区域内の全域	漁港管理者以外の者が権原を有する土地等

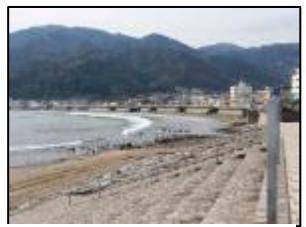
1. 3 利用面から見た現況

(1) 沿岸の土地利用

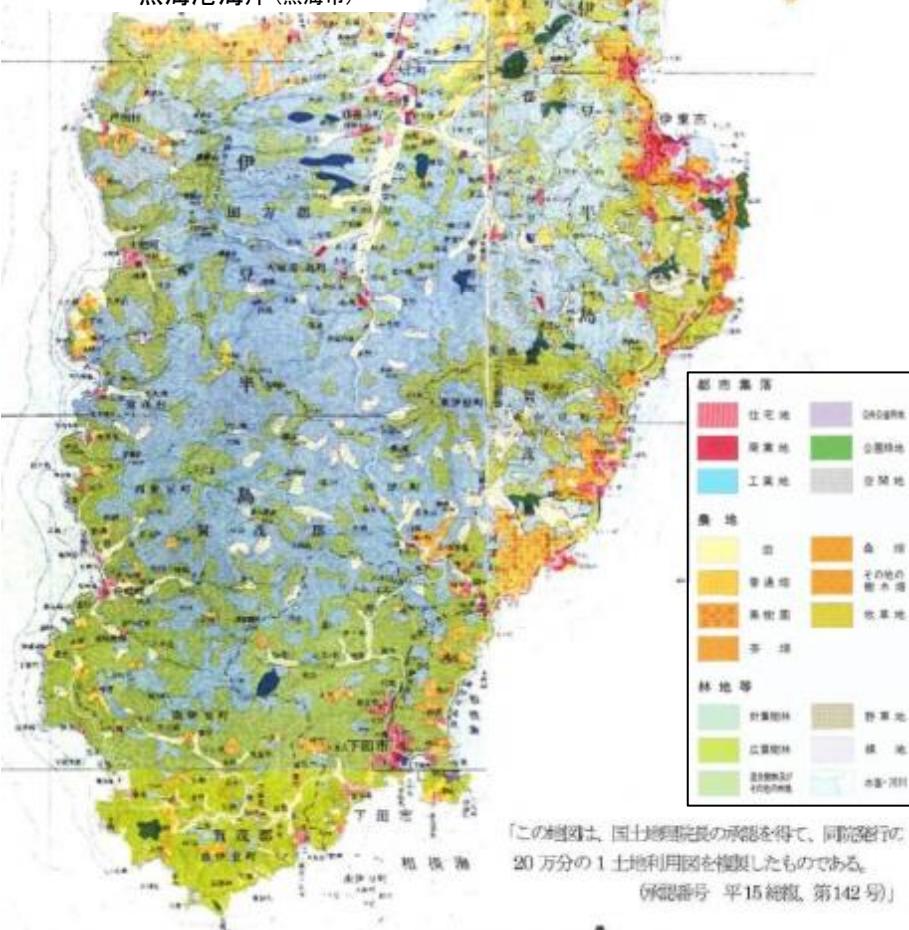
- ▼ 伊豆半島は平坦地が乏しいことから、沿岸部の平地に土地利用が集中している。
- ▼ 國際觀光文化都市でもある熱海市、伊東市の海岸域は、温泉などの觀光資源を背後に有していることから、觀光港となっている熱海港や伊東港を中心に早くから都市型の開発が進んでいる。
- ▼ 都市開発による埋め立てや沿岸部の利便性を高める道路等の整備により、自然の海岸が喪失した地域もある。
- ▼ 伊豆半島の南海岸や西海岸では、海食崖の海岸線が多いことから、東海岸に比べ、海岸域の土地利用は限られている。



熱海親水公園(熱海市)



宇佐美海岸(伊東市)



伊東マリンタウン(伊東市)



伊東市下水処理場(伊東市)

土地利用図

(2) 様々に利用される海岸

①観光・レクリエーション利用

- ▼ 伊豆半島沿岸は、全国でも有数の観光地であり、四季折々の美しい景観や温泉を楽しむ旅行者で賑わっている。相模湾に面した東部の熱海、伊東、熱川などは、温泉などを中心とした観光スポット、また、南部は、南国ムード漂うマリンリゾートとなっており、ペリー来航の地で知られる下田では歴史散策も楽しめる。駿河湾に面した西部は、土肥、堂ヶ島など有名な温泉地が多く、海の幸も豊富である。
- ▼ 沿岸には、海水浴、サーフィン、ダイビング、釣り、散策などのスポットが散在しており、レクリエーション利用が盛んである。特に、海水浴については、各市町とも5千人～1万人以上の集客規模の海水浴場を有しており、海岸レクリエーションの目玉となっている。



海水浴場、サーフィン、ダイビングポイント

- ▼ 海辺ならではの祭りやイベントはいずれの市町でも開催されており、熱海の花火大会や河津の桜祭りには、数十万人規模の入込みがある。そのほかには、松崎町のシーカヤックマラソン、伊豆市のカヌー教室、西伊豆沿岸のサンセットクルーズなど、海辺に親しむイベントが各地で行われている。
- ▼ 近年、日本各地で、海岸を利用した滞在型の余暇活動の取組としてグリーンツーリズム・ブルーツーリズム(長く滞在し、その地域のなりわいや自然、文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ旅)がみられる。伊豆半島でも松崎町をはじめとしてその推進が図られている。
- ▼ 伊豆半島には、キャンプ場やマリーナなども点在している。宇久須クリスタルビーチ背後の宇久須キャンプ場とキャンプ黄金崎は、伊豆半島で数少ない海岸に接するキャンプ場である。
- ▼ 利用者の安全や良好な環境を保持するため昭和43年に県が施行した「特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例」により、伊豆半島の海岸では夏季のキャンプが禁止されている。しかし、キャンプを行うものもあり、夜間の騒音やゴミの捨置きがみられるなど、利用者のマナーの悪さが指摘されている。



①伊東サンライズマリーナ(伊東市)

資料：静岡県 HP



②シーカヤック(下田市)

資料：静岡県 HP



③宇久須キャンプ場(西伊豆町)

資料：カネジョウ HP



キャンプ場・マリーナ等の分布

②漁業利用・港湾利用

- ▼ 変化に富んだ伊豆半島の入り江では漁村集落が発展し、陸路が閉ざされていた帆船の時代には、大瀬、戸田、土肥、八木沢、安良里、田子、仁科、松崎、岩地、雲見、子浦、妻良、中木などの伊豆半島西岸の入り江は、東西を往来する船の風待ち、避難、物資の補給基地として栄えていた。
- ▼ これら入り江の“湊”は、海象や地理、社会条件の違いにより様々に発展を遂げ、西海岸の広い入り江を擁する田子・安良里・戸田漁港は、黒潮に乗って遊泳するカツオやマグロ、イワシ、アジ、サバなどを追って操業する遠洋・沖合漁業の基地として発展し、現在は沖合漁業や海洋レクリエーションの基地として栄えている。
- ▼ 伊豆半島の先端、石廊崎周辺の海域は航海の難所で、下田港や妻良漁港は台風等の避難港として整備されている。このうち下田港は伊豆七島への離島航路の基地であるとともに、日本一のキンメダイの水揚げを誇っている。
- ▼ 熱海、伊東港は背後に日本有数の温泉地を控え、初島や伊豆大島に近いことから観光港として発展してきた。また、網代漁港は首都圏の大消費地に近いことから、活魚を主体とした養殖が盛んである。
- ▼ 清水港から土肥港を結ぶフェリー航路全長約 30km が、観光に特化した海路として平成 25 年 4 月 12 日に「県道 223 号清水港土肥線」に認定されるなど、土肥港は伊豆西海岸の観光拠点ともなっている。また、松崎港は石材の積出港として、宇久須港は珪砂の積出港として利用されている。



①キンメダイ(下田市)
資料:下田市漁協 HP



②タカアシガニ(南伊豆町)
資料:栽培漁業センター

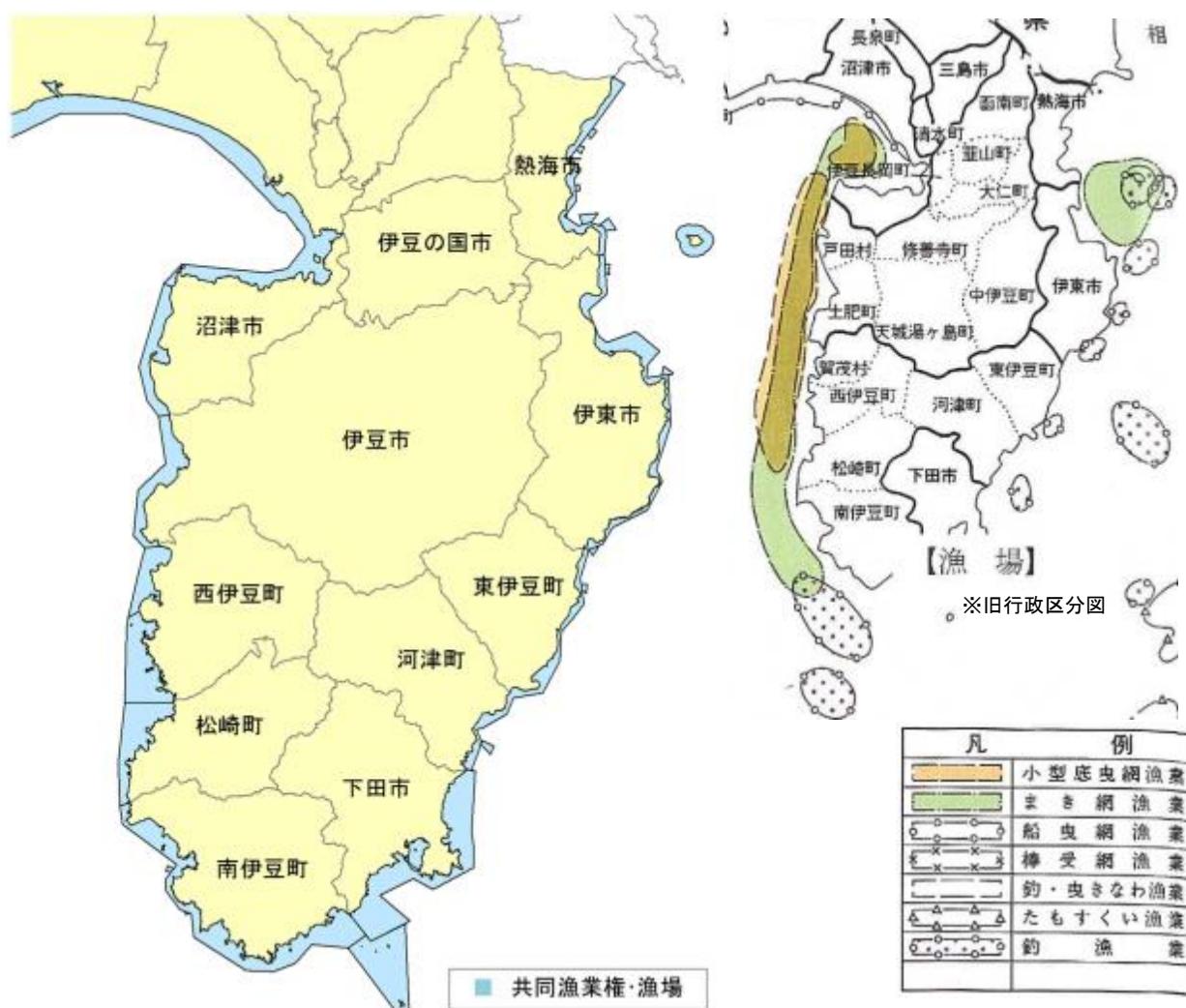


③イセエビ刺網(松崎町)
資料:民宿海光苑 HP



港湾・漁港位置図

▼ 伊豆半島沿岸には豊富な水産資源があることから、全域にわたり漁業権が設定されている。イセエビなどの刺網漁やアワビ、サザエ、テングサ、ノリなどの根付資源を対象とした磯根漁業が盛んである。イセエビは白浜漁港で約10トンの年間の水揚げがある。また、アワビ、サザエは伊東や下田で、海藻類は下田でその水揚げが多くなっている。



伊豆半島の漁場と漁業権



底引き網
資料:栽培漁業センター



魚介類の捕獲禁止の看板
(南伊豆町)

(3) 海岸における地域活動

①地元住民による地域活動

▼ 伊豆半島では、地元住民やボランティア等による海岸清掃活動が各地で行われているほか、環境保全に関する地域活動も行われている。



イルカ浜の清掃（伊東市）



地元住民による飛砂対策が行われている
伊豆白浜海岸(下田市)



浮島ビーチクリーンアップ（西伊豆町）

資料：特定非営利活動団体オーシャニックワイルド・ソサイエティー HP



宇久須海岸深田地区の清掃（西伊豆町）



仁科漁港海岸大浜地区の清掃
(西伊豆町)

②海をテーマとした学習・体験活動

▼ 地域が主催、または地域と漁業組合や観光協会などの各種団体が協力して、海をテーマにした学習や体験活動が各地で行われている。

伊豆半島における主な学習・体験活動

市町	交流活動の名称	実施主体	都市漁村交流活動の内容等
熱海市	ひらめの稚魚放流定置網体験	漁業協同組合	5年生同日に全員が参加
伊東市	ダイビング	いとう漁協	漁業の自営で富戸漁港からダイバーの案内船に漁船を利用。漁業と海洋性レクリエーションの調和を図る。暖流の影響で熱帯性の魚、珊瑚等が鑑賞できる。近くに景勝地として有名な城ヶ崎海岸もあり集客が多い。
	伊東市水産祭	いとう漁協	漁協直営定置網水揚の鮮魚直売、魚つかみどり、地場産品販売、魚介類の模擬せり等
東伊豆町	ざざえ狩り	稲取温泉観光協会	自分で捕まえたサザエをその場でつぼ焼きにして食べる
河津町	河津町B&G海洋クラブ	河津町教育委員会	カヌー・キャンプ・水泳等の海洋性スポーツを通じ健全育成を図る。
下田市	電腦下田黒船学校	電腦下田黒船学校委員会	海の自然教室(海のプランクトン、カニの仲間とカブトガニの観察、ウニの誕生の観察)
	磯観察	下田市教育委員会	磯の観察(カニ引き・スノーケリング)
	漁船体験教室	下田市教育委員会	漁船に乗り、釣り等をして漁船体験を行なう
	海の子フェスタ	県・県漁連、下田市	各種体験を通じて、海の環境や水産業について関心を高める。(新聞社、テレビ局後援)
	伊豆下田地区教育旅行協議会	地区観光協会	海釣り体験、漁船体験、アジの干物開き、磯遊び、いけんだ煮味噌、ふれあい談義
	マリンフェスタ	下田市観光協会	カジキ計量、氷の彫刻、下田海上保安庁PRブース等各種イベント実施
	初級スノーケリング教室	下田市振興公社	小学生以上を対象にした潜水教室
	伊豆下田地区教育旅行協議会	地区観光協会	教育旅行、修学旅行、体験学習、野外活動、臨海学校の受け入れ
	伊豆下田地区教育旅行協議会	田牛観光協会	タライ岬ハイキング、イカの一夜干し、バーベキュー、ふれあいタイム、乗馬体験、サンドスキー
	伊豆下田地区教育旅行協議会	伊豆白浜観光協会	干物・ところてん・田舎寿司・海藻押し葉制作、海岸探索、砂の造形、海釣り体験、ビーチバレー
	伊豆下田地区教育旅行協議会	外浦観光協会	イカの一夜干し作り、シーカヤック、天然塩作り、体験乗船、ところんづくり、ビーチバレー
南伊豆町	弓ヶ浜海水浴場	南伊豆町教育委員会	ウミガメ保護監視。孵化した亀は近隣の小学生や観光者等により放流。(「南伊豆町ウミガメ保護条例(平成9年3月)」)
	海中クリーン作戦	NPO 伊豆未来塾	ボートダイビングによる海底清掃。県内外からダイバーが参加。H17年度より海岸清掃も実施。清掃前日はバーベキューなどの交流会を開催。
	妻良漁業体験学習	妻良観光協会	妻良漁港妻良地区的漁業民宿で宿泊・食事と漁業体験を提供。地区全体が一体となり、全国に先駆けて修学旅行生の漁業体験受け入れを行った。刺網・籠網漁業体験、釣り、ボート遊び、磯遊び、海上アスレチック、あじの開きづくり、バーベキュー等のメニュー。
	子浦体験学習	子浦観光協会	妻良漁港子浦地区での修学旅行生受け入れ。カッター訓練、ボートいかだ、釣り、地曳網、バーベキュー、ひもの作り、ところてん作り、ビーチバレー、キャンプファイア等のメニュー。個別に観光客への提供も。
松崎町	松崎海洋クラブ	松崎町教育委員会	毎週土曜日の午前中に地元小学生を対象としたカヌー教室を開催。教室開催まえに海岸のゴミ収集。
	冒険修学旅行	岩地観光協会	岩地海岸での修学旅行漁業体験を通じて、都会の中学生に自然に親しむ心をもってもらう。つり体験、シーカヤック体験、櫛漕ぎ体験、魚介類調理体験
	岩地大漁まつり	岩地観光協会	地引網・シーカヤック・カツオ料理
	石部大地引網まつり	松崎町観光協会	地引網・魚のつかみ取り・バーベキュー
	サザエ狩り	雲見温泉観光協会	海岸にまいたサザエをとって、その場でつぼ焼きにして食べる
	雲見海賊料理まつり	雲見観光協会	カジキマグロ料理・バーベキュー
西伊豆町	海で満喫!! わくわく体験村	伊豆漁協安良里支所	スノーケリング教室、漁船でのナイトサファリ(夜の磯観察)、なぎさ水族館、トビウオすくい(特別開催)等の漁村振興活動
	夏休み!西伊豆海遊びほんものフェスタ	西伊豆いきいき漁村活性化協議会	櫛漕ぎ体験、漁港体験(イカ捌き)、漁船ナイトサファリ、スノーケリング体験、潮溜まり自然観察、カヤック探検隊
伊豆市	「磯遊び教室」	土肥温泉旅館協同組合	土肥の磯に生息する海の生物を東海大の教授と研究室の指導で、楽しく学ぶ。
	トビウオすくい体験	土肥温泉旅館協同組合	漁船からのトビウオすくい体験
沼津市	夏休み親子漁業探検隊	沼津市漁業協同組合青壯年部連絡協議会	乗船体験、水産教室、大漁鍋
	大瀬まつり	大瀬まつり内浦漁港実行委員会	勇じ踊り、大瀬参り参拝船
	戸田港まつり	戸田港まつり実行委員会	海上パレード・大漁踊り・太鼓・花火大会など
	戸田さんさんまつり	戸田さんさんまつり実行委員会	地場産品販売、農産物品評会など



アカウミガメ放流(南伊豆町)



サザエ狩り(松崎町)



トビウオすくい体験(伊豆市)



ナイトサファリ(西伊豆町)



海上アスレチック(南伊豆町)



地引網(松崎町)

③海辺の慣習等

▼ 伊豆半島の海辺では、地域独特の慣習がある。

伊豆半島沿岸の主な行事・祭事

市町名	地区名	慣習名	概要
熱海市	熱海地区	熱海こがし祭り	毎年 7 月 14~16 日
		熱海市成人式記念寒中水泳大会	成人式当日 热海サンビーチ
	多賀地区	百人体流灯祭	
		釜鳴屋平七供養祭	
伊東市	湯川地区・松原地区	祭典	海上御神渡し
	新井地区	はだか祭り	静岡県無形文化財に指定され、江戸時代より厳肅な祭りとして知られている例大祭は 2 年に 1 度 1 月 7 日
河津町	見高地区	麦わら舟流し	お盆の精霊送りの行事
	町内	鳥精進・酒精進 (来の宮神社)	酒好きの神様の云われに従い、毎年 12 月 17 日から 7 日間、酒、鳥、卵を食べない風習を守っています。
下田市	白浜地区	三番叟	約 300 年前から、毎年の白浜神社例大祭に三番叟を奉納する。
	田牛地区	田牛獅子おどり	田牛の秋祭りで、田牛八幡神社では、雄獅子と雌獅子による獅子おどりが奉納される。
松崎町	岩地地区	神迎えの例祭	収穫祭
	海岸保全地区	浜降り神事	収穫祭
西伊豆町	宇久須地区全区毎(5 区)	賽の神	区内子供たちの連帯(正月飾りの処分)
	浜地区	牛越神社祭典	人形三番叟による伝統行事
	芝地区	出崎神社祭典	猿子踊りによる伝統行事
	安良里地区	浜施餓鬼	海からの生産物に感謝する伝統行事
	安良里地区	多爾夜神社祭	猿子踊りによる伝統行事
伊豆市	小土肥地区 浜・黒根	おんべ焼き	厄除け
	土肥地区 屋形海岸	おんべ焼き	厄除け
	大久保区 大久保海岸	七夕	

資料:H24 静岡県交通基盤部港湾局調査結果



麦わら船流し(河津町)

(4) 海岸における利便施設

- ▼ 伊豆半島の海岸には、海水浴場を中心としてトイレや駐車場などの利便施設が整備されている。
- ▼ 熱海市や伊東市などでは、臨海部の都市公園や海岸環境整備事業などによる親水公園が整備されている。



主な利便施設

- ▼ 観光利用案内や適正な利用の啓発、自然環境の保全などの目的で、伊豆半島の各地の海岸には、様々な看板(サイン施設)が設置されている。



遊歩道の案内看板(松崎町)



歩道の案内看板(南伊豆町)



海岸植生の保全啓発看板(西伊豆町)

- ▼ 避難の際に海岸堤防を乗り越えるための避難階段が設置されている場所もある。



松崎港の避難階段(松崎町)

(5) 海岸の管理に関する市町の取組

- ▼ 伊豆半島の多くの市町では、海水浴場やキャンプ場を健全かつ安全に整備し、公衆の衛生や危険防止、秩序の保持を図るため、それらに関する条例を制定している。
- ▼ 海水浴場に関する条例では、遊泳者の責務や遊泳禁止区域内での禁止行為、車両の乗入れ規制などが定められている。
- ▼ 海水浴場では、遊泳区域とジェットスキーの利用調整やライフセービング活動もみられる。
- ▼ 伊豆半島には、南伊豆町のウミガメ保護条例、西伊豆町のキャンプ場に関する条例などにみられるように、海岸の環境や利用に関する管理を積極的に行っている市町がある。

各市町の利用に関する条例

市町名	条例等名称	条例等の制定目的
東伊豆町	東伊豆町海水浴場管理運営規則	◆海水浴場管理運営規則 首長が国有浜地を海水浴場として占使用する許可を受けた場合において当該浜地の健全な環境の保持及び公衆の危険防止を図る。 ・海水浴場の管理は団体に委任 ・管理者は健全な環境下における遊泳に努める 危険水域の標示、遊泳に危険のあるときはその周知徹底をはかる、環境衛生の保持に努める
河津町	河津町海水浴場管理運営規則	
下田市	下田市海水浴場に関する条例	
南伊豆町	南伊豆町海水浴場管理運営規則 南伊豆町ウミガメ保護条例	◆海水浴場に関する条例 海水浴場を健全かつ安全に整備し、公衆の衛生及び公衆の危険防止及び秩序の保持を図る。 ・条例目的を遂行するのは首長の責務 ・海水浴場利用者の自己責任を明記 ・海水浴場の運営管理は公共的団体に委託 ・管理運営上必要な営業行為を許可している ・浜地の損傷を招く車両の乗入れ規制 ・遊泳区域内でのボート等の航行の禁止
松崎町	松崎町海水浴場に関する条例	
西伊豆町	西伊豆町海水浴場に関する条例 宇久須キャンプ場に関する条例	
伊豆市	伊豆市海水浴場に関する条例	◆南伊豆町ウミガメ保護条例 町及び市民等が一体となってその保護を図る。



アカウミガメが上陸・産卵する
弓ヶ浜(南伊豆町)



海水浴利用の規制看板
(賀茂村)



海水浴場でのライフセービング活動
(伊豆市)



遊泳区域とジェットスキーの利用調整
(伊豆市)

1. 4 海岸保全施設の維持管理の現状

社会資本の整備が進み、既存ストックの老朽化が懸念される中、伊豆半島沿岸の海岸保全施設についても、2022年時点で、建設後50年以上が経過しているものが35%あり、2030年にはこれが7割に近づく。建設後30年～40年の施設も15%あり、急速な老朽化が見込まれている。

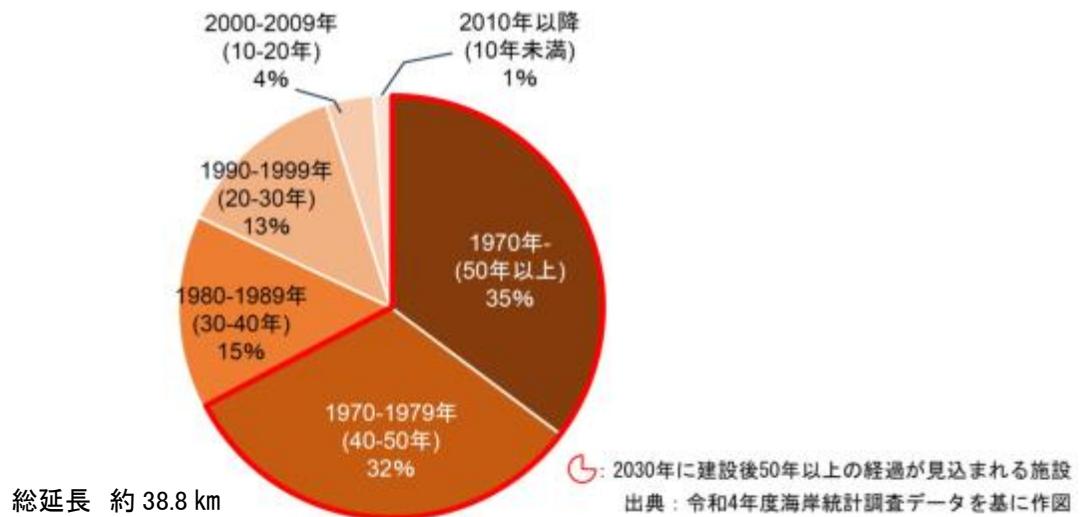


図 海岸保全施設の建設年次 ()内は 2022 年時点の築年数

近い将来、社会資本の大量更新時代の到来が懸念され、老朽化が進行することで、これら施設にかかる維持管理費用が増大することが大きな課題である。

また、東日本大震災の教訓から、水門・陸閘等の閉鎖の操作に従事する者の安全確保を最優先としつつ、閉鎖の確実性を向上させる効果的な管理運用体制の実現が喫緊の課題となっている。

1. 5 海岸に関する地域の声

伊豆半島沿岸の海岸の現況や今後の海岸保全施設整備の方向等について、沿岸の住民、関係団体、市町から様々な意見や要望が寄せられた。(伊豆半島の沿岸のあり方懇談会:H14.10~11)

防護、環境、利用の3側面と要望内容を整理したものを以下に示す。

また、計画変更に伴い、沿岸市町を対象とした「地元意見交換会」(H25.10~実施)を開催し、多くの御意見、ご要望をいただいた。この状況を「(5) 計画変更に伴う地元意見交換会における主要意見」として示す。

さらに、伊豆半島沿岸では地域に実情に合った津波対策（避難対策・施設整備等）を検討していく場として、各地区で津波対策検討会地区協議会を開催しており、その中で出た意見を(6)に示す。

(1) 防護面

①津波・高潮

「多くの人が危機感、施設整備を望む人は半分、ソフト対策も。自然の景色が失われるのはとても寂しい」

・昔は景観がよかつたが、津波堤の設置で最近は悪くなった。

(【住民懇談会】:観光業関係者、区長、地域住民、【団体アンケート】:漁業関係者、地域住民)

・多くの人が危機感を持っているが、施設整備を望む人は半分程度。(【住民アンケート】)

・津波高潮施設を実施中あるいは計画を望む声が多い。

(【住民懇談会】:区長、議会議員、【団体アンケート】:漁業関係者、商工業者、観光業関係者、利用管理関係、地域住民、【市町アンケート】)

・自然環境に配慮し、施設整備を進める必要がある。

(【住民懇談会】:漁業関係者、観光業関係者、利用管理関係、利用者、区長、地域住民、【団体アンケート】:漁業関係者、観光業関係者、利用管理関係、利用者、地域住民、【住民アンケート】)

・今の防潮堤では海は全く見えない。自然環境、観光からするとマイナス

(【住民アンケート】、【団体アンケート】:漁業関係者、観光業関係者、利用管理関係、利用者、地域住民)

・津波対策は必要。でも自然の景色が失われるのはとても寂しい(【住民アンケート】)

・利用者が的確に避難できる看板の表示や日常の避難訓練を行う必要がある

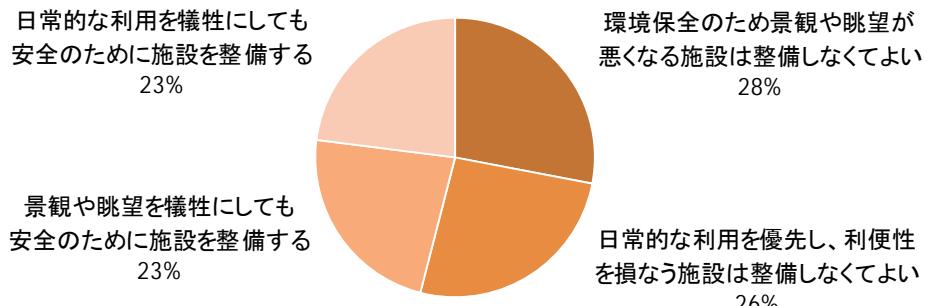
(【団体アンケート】:商工業者、【住民アンケート】)

・津波に対する危険性などの啓発を。(【住民懇談会】:区長、【団体アンケート】:地域住民)

・津波と台風などによる高波は、波高は同じでも持つエネルギーが違うことなどを住民に説明するべき。

(【住民懇談会】:区長)

津波に対する対策



②侵食

「海岸線がせまくなつた。砂浜の拡大が実現できればもっと誇れる地域に」

- ・半数ほどの人が気にしているが、積極的な整備を望む声は多くない。 ([住民アンケート])

・海岸線がせまくなつた。砂浜の拡大が実現できればもっと誇れる地域になる

(【住民アンケート】、【団体アンケート】：観光業関係者)

- ・砂浜が侵食している、取り戻して。

(【住民懇談会】：漁業関係者、観光業関係者、議会議長、区長、【団体アンケート】：漁業関係者、商工業者、観光業関係者、地域住民)

③防災施設

「有効性を認める意見も多いが、景観・生態系・利便性について不満」

- ・施設整備をする場合は自然・環境・景観に配慮すべきという意見が多い。

(【住民懇談会】：漁業関係者、観光業関係者、利用管理関係、利用者、区長、地域住民、【団体アンケート】：漁業関係者、観光業関係者、利用管理関係、利用者、地域住民、【住民アンケート】)

- ・施設は不要であるという意見あり

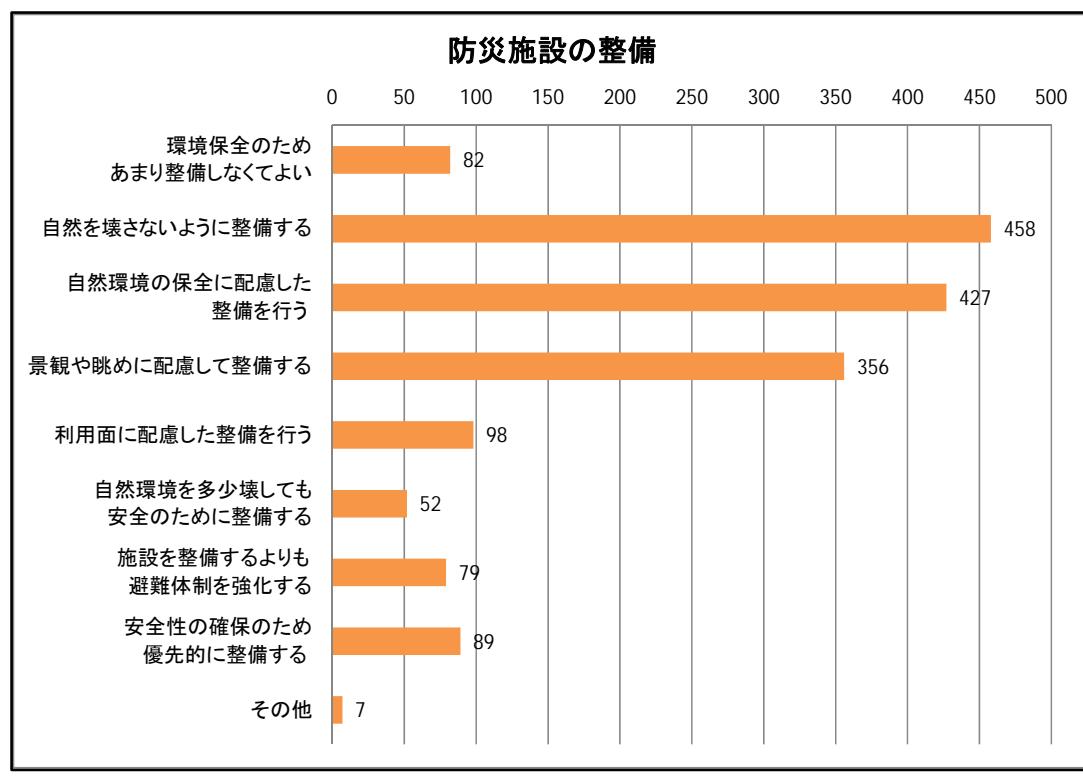
(【団体アンケート】：漁業関係者、観光業関係者、利用管理関係、地域住民、【住民アンケート】)

- ・景観や環境という観点から折り合いが必要

(【団体アンケート】：漁業関係者、利用管理関係、地域住民、【住民アンケート】)

- ・熱海は観光の街。防護が大切であることは理解できるが、観光とのバランスも大切。

(【住民懇談会】：地域住民)



(2) 環境面

①環境保全・動植物保護

「水質、海岸の植物、海の生き物の保全、環境保全意識の向上を求める」

- ・水質・生物への関心が高く、保全求められる

(【住民懇談会】:漁業関係者、観光業関係者、利用管理関係、区長、地域住民、【団体アンケート】:漁業関係者、商工業者、観光業関係者、利用管理関係、利用者、地域住民)

- ・「海の水（水質）」と「魚や貝、海藻などの海の生き物」を守っていくべき。 (【住民アンケート】)

- ・具体的に守って欲しい植物、「松林」、「はまゆう」、「はまぼう」、「つわぶき」等砂浜に生える植物 (【住民アンケート】)

- ・「利用者の環境保全の意識を高める」、「環境保護のための対策をより強化する」という意見が多い。

(【住民アンケート】)

- ・自然観察会などを聞くと、「まだこんなに自然が残っているのか」と賞賛される。自然をいい状態で残す整備を。

(【住民懇談会】:利用者)

②景観

「海岸線、夕日は美しさは、宝物、地域の誇り」

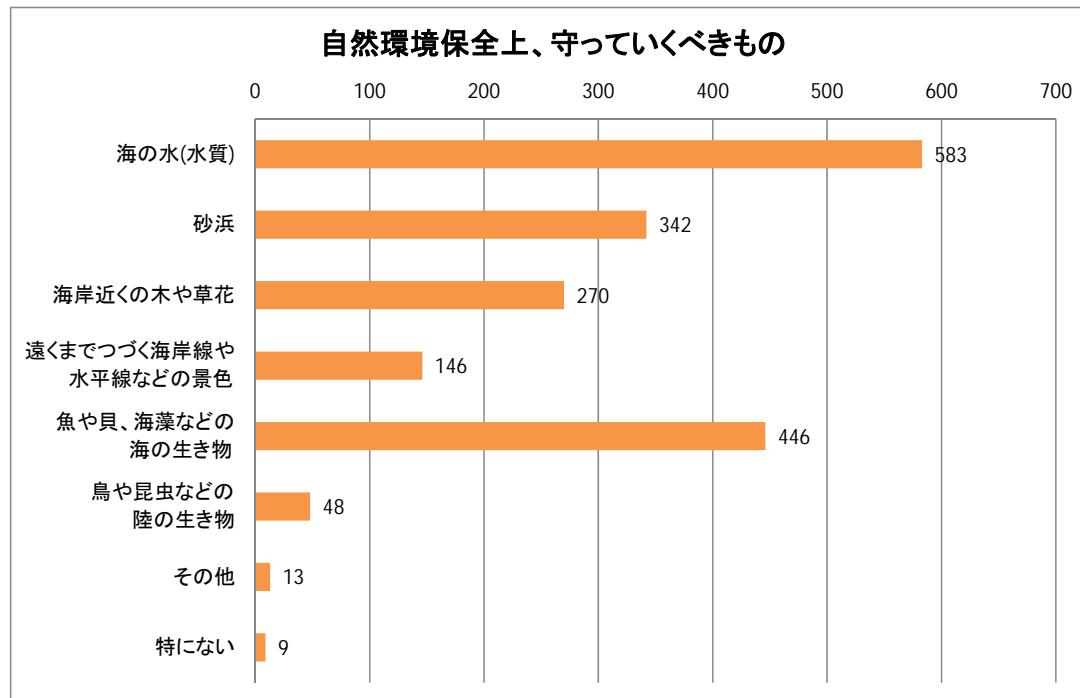
- ・眺めるだけで、歩くだけで一日が過ごせるような海岸美

(【住民アンケート】、【団体アンケート】:観光業関係者)

- ・海岸のイメージ、「自然のままの砂浜」と「岬・岩」 (【住民アンケート】)

- ・「海・自然とのふれあいの場」「心の安らぎが得られる」「ふるさとの象徴」 (【住民アンケート】)

- ・守って欲しい景観「富士山」「海」「夕日」 (【住民アンケート】、【団体アンケート】:漁業関係者、商工業者)



(実施時期:H14.8)

③ゴミ・不法投棄

「ゴミ散乱、住民の苦情、処理に苦慮。一人一人がモラルを持って」

- ・ゴミが多いと意見が多い。

(【住民懇談会】: 漁業関係者、区長、【住民アンケート】、【団体アンケート】: 漁業関係者、観光業関係者)

- ・ゴミ散乱に対する悩みが多い

(【住民懇談会】: 区長、【住民アンケート】、【団体アンケート】: 利用管理関係)

- ・住民からの苦情が多い (【市町アンケート】)

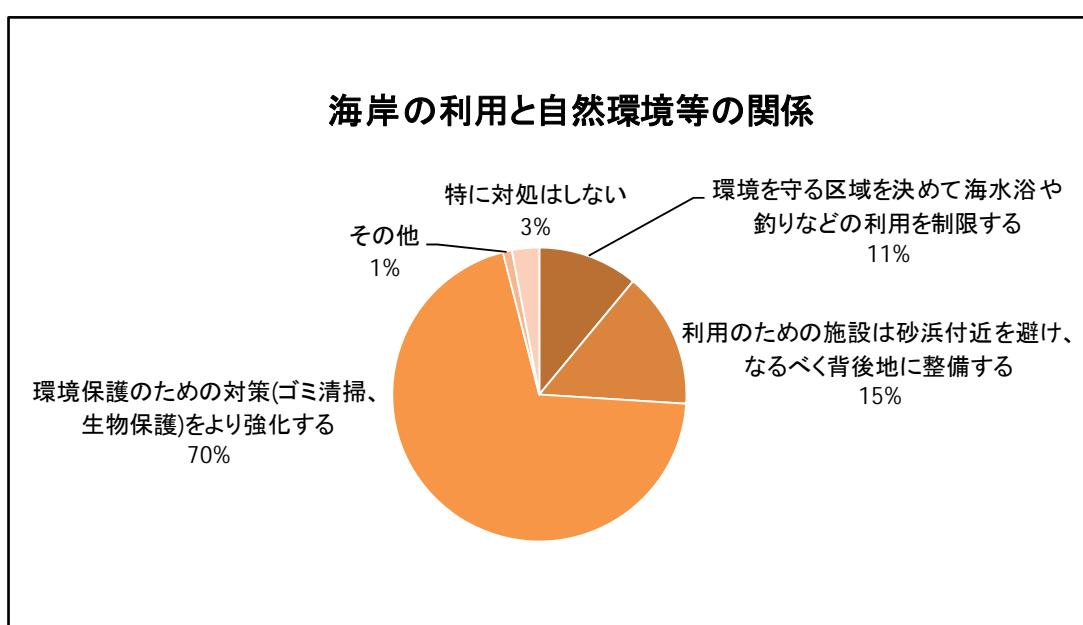
- ・清掃活動に対するボランティア活動・住民参加に対する意識が高い。

(【住民懇談会】: 観光業関係者、利用管理関係、【団体アンケート】: 漁業関係者、観光業関係者、利用者、地域住民)

- ・ゴミ・不法投棄に対する住民からの苦情および処理に苦慮。 (【市町アンケート】)

- ・ごみ等の問題は私たち一人一人がモラルを持って

(【住民アンケート】、【団体アンケート】: 漁業関係者、観光業関係者、地域住民)



(実施時期:H14.8)

(3) 利用面

①施設整備

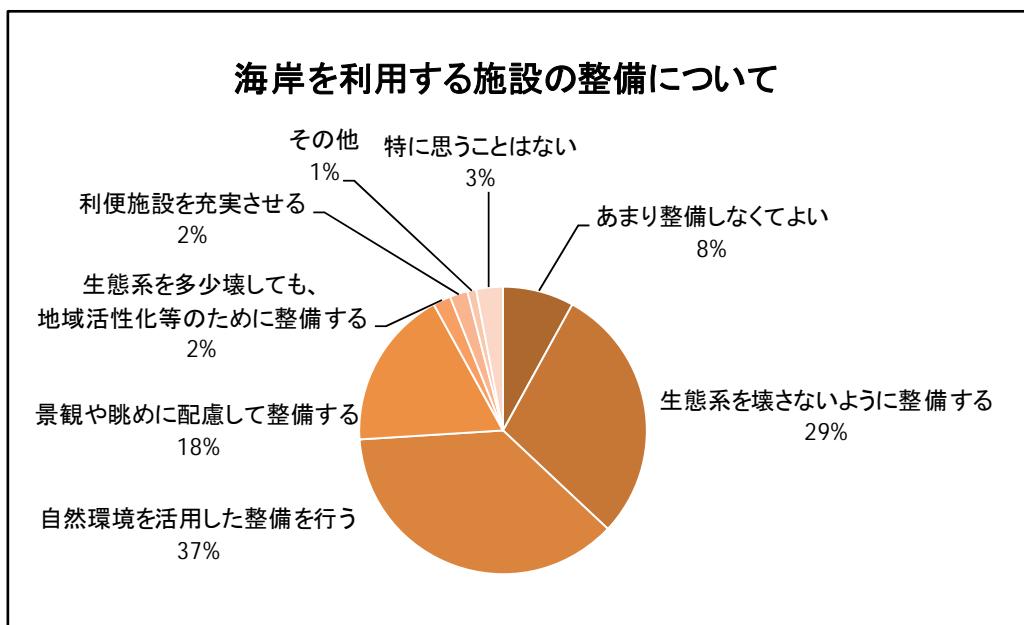
「環境に配慮した上での駐車場・トイレなどの施設整備を望む。」

- ・「トイレ・シャワー」および「海岸の公園・緑地」「駐車場」の整備を求める意見が多い。

(【住民懇談会】: 観光業関係者、利用管理関係、【住民アンケート】、【団体アンケート】: 商工業者、漁業関係者、観光業関係者)

- ・「生態系を壊さない」「自然環境を活用」「景観や眺めに配慮」した整備を望む

(【住民アンケート】、【団体アンケート】: 観光業関係者、利用管理関係)



(実施時期:H14.8)

②利用のしかた・利用のマナー

「利用マナーが悪い。ルールを覚えたことは今でも生きている。」

- ・伊豆は観光地、自然とのふれあいや観光、人の集まるイベントを

(【住民アンケート】、【団体アンケート】: 利用者)

- ・年間を通して行く、散歩等 (【住民懇談会】: 区長、【住民アンケート】)

- ・海水浴、磯遊び等浜辺や海中での遊びが多い。 (【住民アンケート】)

- ・利用客のマナーが悪い。 (【住民アンケート】、【団体アンケート】: 観光業関係者、地域住民)

- ・車両乗り入れがある (【団体アンケート】: 漁業関係者、観光業関係者)

- ・住民からの苦情が多い。 (【市町アンケート】)

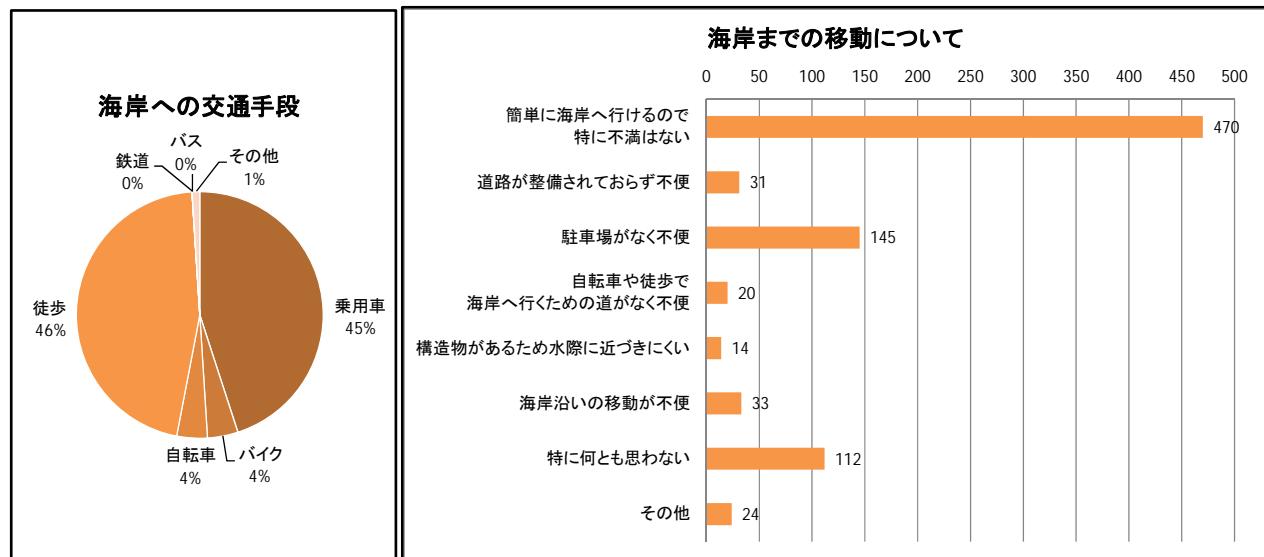
- ・子供ばかりで海で遊んでも危ないことはなかった。 (【住民アンケート】)

- ・ルールを覚えたことは今でも生きている。 (【住民アンケート】)

③海岸へのアクセス

「海岸へは、徒歩、自動車で」

- ・海岸への交通手段としては「徒歩」と「乗用車」がほぼ半数（【住民アンケート】）
- ・道路の混雑や駐車場不足に対する不満（【住民懇談会】：漁業関係者、地域住民、【住民アンケート】）



（実施時期：H14.8）

（4）その他

「関係機関で協力、地域応じた対応。環境教育を。」

- ・関係機関で協力していく（【住民アンケート】、【団体アンケート】：漁業関係者、観光業関係者、地域住民）
- ・伊豆では山をひとつ越える度に、別の部落。言葉、生活習慣も少しずつ違う。（【住民アンケート】）
- ・子供たちへ海の大切さ、危険性などを教えるべき。
（【住民アンケート】、【団体アンケート】：漁業関係者、利用管理関係、地域住民）
- ・住民の意見を聞く場をもっと設けて。年に一度でもいいから地元住民の意見を吸い上げる会を。
（【住民懇談会】：地域住民、区長、海岸保全関係、【団体アンケート】：漁業関係者、商工業者、観光業関係者、地域住民、利用管理関係、利用者）

(5) 計画変更に伴う地元意見交換会における主要意見 (H25. 10~実施)

計画変更時に、沿岸市町を対象とした地元意見交換会を開催した。その結果を以下に示す。

地元意見交換会における主要意見

		地元意見交換会における主要意見
防護	施設整備 (ハード)	<ul style="list-style-type: none"> ・河口に流入する河川の津波対策との連携を望む。 ・低い場所に存在する民家付近は浸水対策をする必要がある。 ・L1ではなく、津波が高いL2に対する対策を実施するべきではないか。 ・整備によるほかの場所への津波影響にも配慮した対策をしてほしい。 ・防波堤によってL1の津波高は下がることも考えてほしい。 ・湾内では津波の挙動が複雑になると思うので配慮願いたい。 ・高さがクリアしている施設も質的な改良をお願いしたい。 ・高潮被害も心配されるので同様に対策をお願いしたい。 ・道路護岸や海保施設の老朽化対策もお願いしたい。 ・集落排水の整備についても検討してほしい。
	避難 (ソフト)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域によっては嵩上げよりもソフト整備を充実した方が良いのではないか。 ・すぐに避難できる施設、スペースが必要である。 ・高齢化が激しい地区では、山への避難が困難なため避難タワーの建設を行ってほしい。
環境 利用		<ul style="list-style-type: none"> ・漂流物対策をお願いしたい。 ・あまりに大きな構造物を作ることに、景観の観点から地元としては抵抗がある。 ・嵩上げ等により観光地の景観を損ねないよう、防潮堤前で波を防ぐ方法を検討してほしい。
		<ul style="list-style-type: none"> ・嵩上げ等により観光地の景観を損ねないよう、防潮堤前で波を防ぐ方法を検討してほしい。 ・あまりに大きな構造物を作ることに、利用の観点から、地元としては抵抗がある。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・計画に期限がないとのことだが、早急に対策を行ってほしい。 ・液状化や津波浸水区域など、危険な場所がわかるものが欲しい。 ・資料はインターネットで公開するなど、出来るだけ多くの人に提供するよう努めてほしい。

(6) 伊豆半島沿岸の地区協議会（50 地区）における津波対策の方針協議（H27～実施）

伊豆半島沿岸各市とともに地元役員や関係機関・団体の方々と津波対策の現状を情報共有し、津波防災まちづくりを目指したソフト・ハード対策を検討する「津波対策地区協議会」を開催する中で、観光客や地元関係者の被害や避難の対応等について、ワークショップにより意見を交換した。以下にワークショップにおける主要な意見を示す。

津波対策地区協議会における主要意見

	<ul style="list-style-type: none"> ・高い堤防を作ると海や波の様子が見えないので不安もある。 ・L1 高さの堤防について、景観上賛成できない、他の方法を考えてほしい。 ・がけ崩れや山崩れ等の対策が示されておらず不安である。 ・川や港から津波が遡上して避難路が浸水しないよう整備してほしい。 ・住宅や道路を嵩上げして対応する案を検討してほしい。 ・堤防は現況のままで陸閘を自動化するなどの整備をしてほしい。 ・下水処理場等ライフラインに関する施設は守る必要がある。
防護	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客の避難に誘導が必要である。 ・避難路が狭い、急傾斜地がある等避難経路が確保できるか不安がある。 ・高齢者が多く体の不自由な人が多い地区では、山や避難場所への避難が困難である。 ・ホテルや避難路が観光客で溢れ避難できなくなることが不安である。 ・津波避難ビルとして利用できる施設を確認する必要がある。 ・防災無線が聞こえない場所がある。
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・崩れたものが流され港が危険である。漂流物対策をお願いしたい。 ・普段の生活が大事なので現状を維持してほしい。
利用	<ul style="list-style-type: none"> ・観光地の景観を損ねないよう、景観に沿った施設を検討してほしい。 ・景観が重要である。観光客が逃げないように観光地としての景観保護をしてほしい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客に対して避難 MAP を配布したり、看板（地図）を設置する。 ・外国語の情報を充実させてほしい。 ・避難場所での食料やライフラインの確保が重要である。

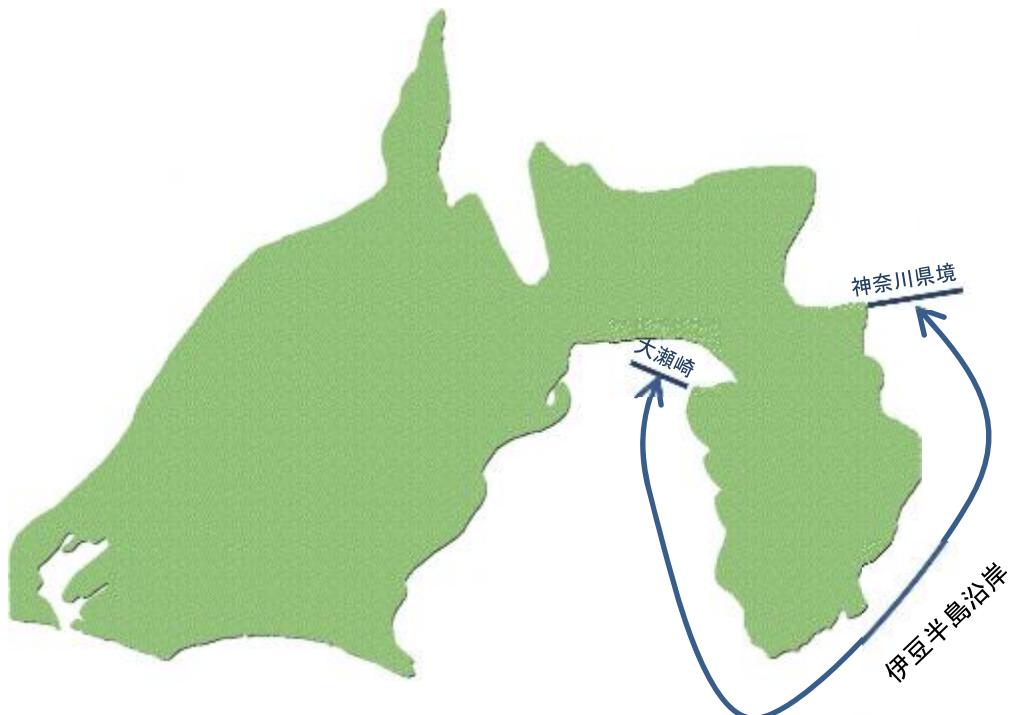
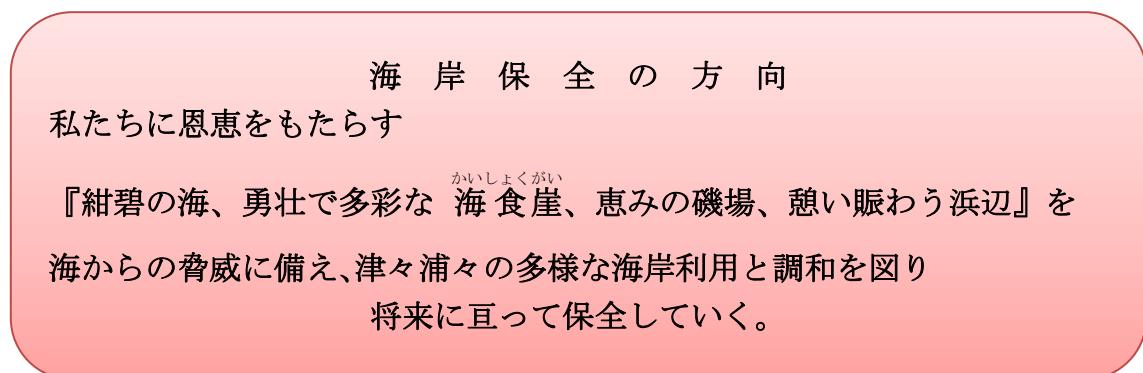


グループワークの状況（伊東市湯川地区）

第2章 伊豆半島沿岸・海岸保全の方向、目標及び取組

2. 1 海岸保全の方向

▼ 伊豆半島沿岸の自然的特性や社会的特性等を踏まえ、国が定めた海岸保全基本方針を念頭におき、伊豆半島沿岸の長期的な在り方を以下に示す。



防護面からみた伊豆半島の海岸

入り組んだ海岸線の入り江は、漁港や港湾として利用されており、市街地は防波堤などによって高波から守られているが、外洋に面する海岸などでは、道路への越波・浸水などの被害がみられる。

また、伊豆半島には、崖の侵食や中小河川からの流出土砂により形成されたポケットビーチが約30ヶ所点在し、これらの背後地の多くでは、市街地や集落が発達している。このポケットビーチは、砂の動きがある程度制約されるため、海浜は比較的安定することが知られているが、一部の海岸では、高波浪による砂の流出や漁港・港湾などの整備に伴う流れの場の変化などで侵食が生じている。

1854年の安政東海地震や1923年の関東大地震による津波は、伊豆半島沿岸に大きな痛手を生じさせている。

1854年の安政東海地震から170年以上が経過している東海地震は切迫性が指摘されており、直下型である神奈川県西部の地震の発生も切迫している。このように、高潮・高波や侵食による被害もみられるが、それ以上に津波による被害が大きいと予想されている。

平成25年6月には、東日本大震災を踏まえて、第4次地震被害想定を策定した。本想定では、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」（レベル2津波）として、駿河トラフ・南海トラフ側では、南海トラフ巨大地震を、相模トラフ側では、元禄型関東地震を対象とした。また、「最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」（レベル1津波）として駿河トラフ・南海トラフ側では東海、東海・東南海、東海・東南海・南海地震を、相模トラフ側では大正型関東地震を想定対象とした。

第4次地震被害想定策定以降、内閣府より地震・津波に関する新たな知見が示されたこと等から、レベル2津波として、相模トラフ側では元禄型関東地震及び相模トラフ沿いで発生する最大クラスの地震を対象に加えた。また、レベル1津波として、相模トラフ側では大正型関東地震を、駿河トラフ・南海トラフ側では宝永型地震、安政東海型地震、5地震総合モデルを対象に加えた。

また、平成26年のIPCC（気候変動による政府間パネル）第5次評価の公表以降、気候変動による影響は疑う余地がないとして、国では気候変動の影響にともなう平均海面水位の上昇や台風の強大化等の外力の増大について「気候変動を踏まえた海岸保全の方針検討委員会」を設置して気候変動の影響適応策を具体的に検討している。

その後、「気候変動を踏まえた海岸保全の方針提言（R2.7）」を踏まえ、令和2年11月に「海岸保全基本方針」が変更され、海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換することとした。



1972年1月12日 東シナ海
低気圧による波浪来襲状況
(熱海市)

環境面からみた伊豆半島の海岸

伊豆半島は、火山活動と一体の地殻変動によって形成されており、長期にわたる海食と風食で侵食された海岸は、多種多様な景観を有し、世界に誇れる大地の遺産として日本ジオパークに認定される等、学術的資産だけでなく観光資産として脚光を浴びている。

そして、高度な土地利用がなされている伊東市汐吹崎より北を除いて、ほぼ全延長が富士箱根伊豆国立公園区域に指定されているほか、南伊豆町から西伊豆町にかけての海岸は文化財保護法に基づく名勝伊豆西南海岸に指定されている。

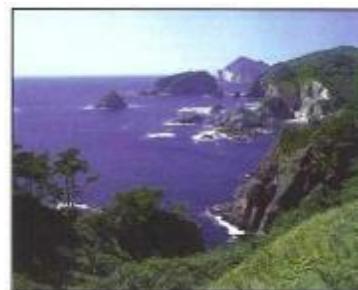
一方、植生等をみると南方系植物の分布限界地であり、海岸域の崖に生える植物やクロマツ林などは特徴的であるとともに、沿岸部には多くの天然記念物が分布している。

また、下田市や南伊豆町の海岸にはアカウミガメの上陸・産卵地があり、海岸の崖や岩礁が、クロサギやイソヒヨドリの繁殖地や、越冬するウミウの休息地となっている。

沿岸では、そのほとんどに藻場の分布があり、岩場にはガラモ場やテングサ場、砂地にはアマモ場などがみられる。その海藻の種類は、全国最多とも言われ、アワビやサザエ、ウニなどの餌となっている。

また、半島の西岸は造礁サンゴの分布の北限に位置し、その一方で岩礁性の海の深みには、非造礁サンゴの花畠が至るところに分布している。

このように伊豆半島沿岸は、陸域・海域ともに豊かな自然環境が残されているが、その一方で海岸には漂着物が打ち上げられたり、利用者・観光者のゴミ等が集まるほか、2002年には御前崎沖の船舶の衝突事故で、伊豆半島の西海岸に油が漂着するなど、人為的な影響による海岸環境の悪化も生じている状況にある。



波食崖を形成して絶景をなす
奥石廊海岸(南伊豆町)

資料:「静岡県のみずべ 100 選」



カジメの群落(南伊豆町)



アカウミガメの産卵(南伊豆町)

資料:南伊豆町 HP



イソヒヨドリ

資料:伊東市 HP

利用面からみた伊豆半島の海岸

伊豆半島では、自然の防波堤である半島や岬に囲まれた場所を利用して、古くから天然の良港が発達してきた。そのため、都市型の開発が進んでいる熱海、伊東を除いては、乏しい平坦地に位置する小規模な集落が点在している。

入り江を利用して、漁港や港湾が点在しており、黒潮に乗って遊泳するカツオやマグロなどを追って操業する近海・沖合漁業やイセエビやアワビなどの根付資源を対象とした磯根漁業が盛んである。

港の利用形態も、観光港、漁業・養殖の基地、台風時の避難港など様々で、海辺で見られる地域独特の行事・祭事も興味深い。

また、海岸は人々の暮らしの場であるほか、海水浴、サーフィン、ダイビング、釣り、散策などの利用がなされているとともに、四季折々の美しい景観や温泉を楽しむ旅行者で賑わっており、近年、日本各地で、海岸を利用した滞在型の余暇活動の取組としてみられるブルーツーリズムの推進も図られている。

ボランティア等による海岸清掃活動はすべての市町で行われているほか、地域が主催したり、地域と各種団体が協力して開催する海をテーマにした学習や体験活動も各地で行われているなど、伊豆半島の海岸域利用は多様である。

このように伊豆半島沿岸においては、海岸域の豊かな自然が、観光や漁業などの地域の産業や人々の暮らしの基盤となっている。

そのため、私たちに恩恵をもたらす『紺碧の海、勇壮で多彩な海食崖、恵みの磯場、憩い賑わう浜辺』を海からの脅威に備え、津々浦々の多様な海岸利用と調和を図り将来に亘って保全していく。



海水浴場(河津町)



城ヶ崎海岸(伊東市)



伊東マリンタウン(伊東市)



磯ノリ漁
(西伊豆町)



イセエビ刺網
(松崎町)

写真：民宿 海光苑HPより転載

海岸保全施設の維持管理の方向性

今後、海岸保全施設の老朽化が急速に進行する中、費用の軽減や平準化を図りつつ、持続的に安全を確保していくため、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理を実施していく。

また、津波等の災害時において、水門・陸閘等の操作員の安全を確保した上で、閉鎖の確実性を向上させていく。

2. 2 海岸保全の目標と取組

(1) 海岸保全の目標

1) 防護の目標

気温2℃上昇シナリオ（RCP2.6）における2100年時点の気候を想定し、海岸防護の目標を以下に定める。

①防護すべき地域

神奈川県境から大瀬崎に至る伊豆半島沿岸のうち、高潮や津波、海岸侵食などにより背後の人命・財産に危険がおよぶ可能性のある地域を防護対象地域とする。

②防護目標

高潮・越波	気候変動の影響による将来変化を考慮した高潮や、昭和34年の伊勢湾台風等の災害実績に基づき、適切に推算した潮位や波浪に対して防護することを目標とする。(なお、波浪については、50年確率波浪を用いることを基本とする。)
津波	気候変動の影響による平均海面の上昇を考慮した南海トラフ沿いや相模トラフで発生する、発生間隔が数十年から百数十年に一度規模の地震に伴う想定津波（レベル1（L1）津波）（東海、東海・東南海、東海・東南海・南海地震及び大正型関東地震、宝永型地震、安政東海型地震、5地震総合モデルの地震に伴う想定津波）の水位に対して防護することを目標とする。
侵食	土砂収支の不均衡に起因する汀線後退等、将来の気候変動の影響によらない侵食に対し、予測を重視し、状況に応じた適切な対応を行うことを基本的な防護水準とする。 砂浜の保全においては、将来的な気候変動による影響等に関する最新の知見を取り込み、継続的なモニタリングに基づき対策を実施する「順応的砂浜管理」によって対応方針を更新していく仕組みや体制を構築する。

2) 海岸環境保全の目標

岩礁や崖・砂浜からなる変化に富んだ海岸線は、優れた景観資源であるとともに、様々な生物の生息の場ともなっていることから、これらの多様な海岸の自然環境を保全する。

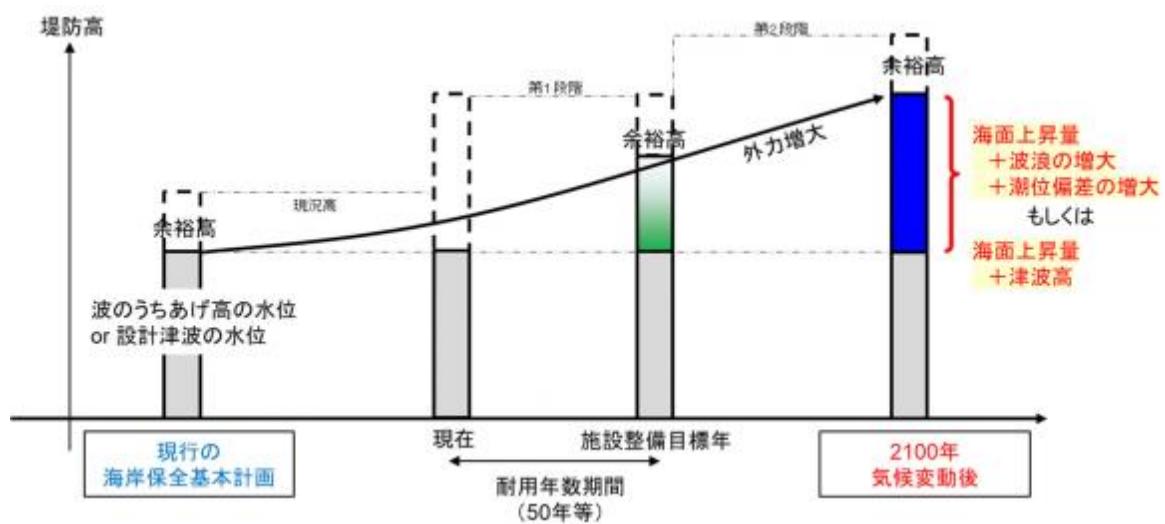
3) 海岸の適正な利用の目標

様々な利用の基盤となっている豊かな自然環境に配慮し、利用者間の共存・連携および快適性や利便性の向上を図り、適正な利用に努める。

(2) 段階的な施設整備の実施

気候変動の影響による平均海面の上昇や高潮、波浪は、長い期間をかけて変化していくことから、施設が整備されるまでに要する時間と経費、その間の新たな技術開発等を踏まえ、海岸ごとに気候変動の進行に対し手遅れにならないよう、適切な対策を講じていく。実施にあたっては手戻りのない効率的な整備を行うこととする。

そのため、2100年を想定して定めた防護目標に対し、施設整備目標年や施設の耐用年数に応じて、その都度、整備高を定めることとする。



(3) 海岸保全の取組

海岸における自然環境や人々の利用は多種多様であることから、海岸管理者をはじめとして、沿岸の市町、地域住民、各種団体など、海岸や対策に関わるすべての関係者で調整のうえ、協働・連携・分担して、総合的な見地から対処していくものとする。

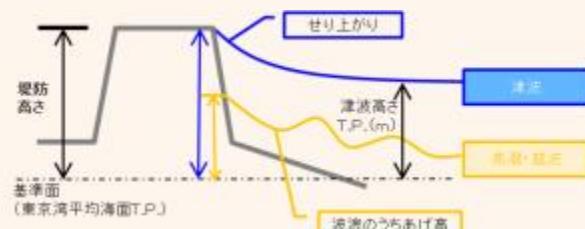
特に、伊豆半島の海岸は、崖、岩礁、砂浜などが交互に現われ、その地形的性状により、海岸の特性も異なっている。そこに息づく陸域・海域の生物も多様であり、さらには、海岸に特有の自然環境があるなど変化に富んでいることから、個々の海岸の特性を理解し、海岸保全に適切に取り組んでいく。

1) 防護に関する取組

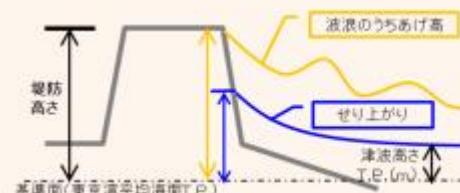
○海岸保全施設の整備の推進

- 海岸保全施設等の堤防高はレベル1津波（比較的発生頻度の高い津波）及び高潮・越波に対応した高さを比較し、高い方を基本に、減災効果や海岸の利用・環境・景観・経済性等を総合的に検討し、河川管理者や港湾及び漁港の利用者等、関係機関と調整した上で、必要な堤防高を確保する。

■津波が卓越した場合：



■高潮・越波が卓越した場合：



施設高の決定における津波と高潮・越波の比較イメージ

- 地震による施設の沈下・破壊を抑制するため、液状化対策などの耐震対策等を実施する。
- 津波が発生し海水が堤防等を越流した場合でも、浸水までの時間を遅らせることにより避難のためのリードタイムを長くすることや、背後地の被害の軽減を図ることができるよう、施設の効果が粘り強く発揮できる「減災」を目指した構造上の工夫を施す。

粘り強い構造への改良

レベル2津波

レベル1津波

海岸保全施設の粘り強い構造のイメージ

・天端の保護

法面の被覆

法尻の洗掘防止対策

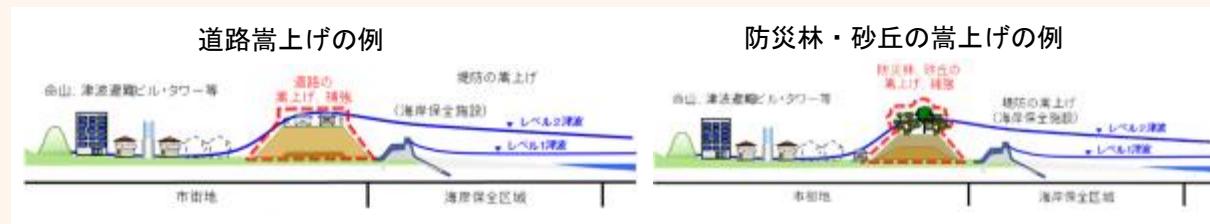


○沿岸地域における総合的な防災・減災対策の推進

- 海水が堤防等を越えて浸入した場合にも、出来るだけ被害を最小限に抑えるため、ハード(施設整備等)、ソフト(避難対策等)の対策を組み合わせた「多重防御」による総合的な防災・減災対策を推進する。具体的には、命山や津波避難タワーの設置、津波避難ビルの指定などによる避難体制の構築、「静岡モデル防潮堤※1」の整備による避難時間の確保を市町や企業等と連携して海岸の防護を進める。また、気候変動の予測は上振れする可能性があることから、海岸保全とまちづくりの連携によって防災・減災対策を推進していくことがますます重要となる。そのため、「静岡方式※2」の津波対策の概念を活用し、地域の歴史・文化や自然との共生及び景観等との調和を図るとともに、地域の意見を取り入れながら、県と市町との協働により防災・減災の取組を推進する。

※1 静岡モデル防潮堤 :

津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題に対して、海岸保全施設に加え、レベル1を越える津波のエネルギーを減衰させる、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による津波に対し安全度を向上させる施設整備。



静岡モデル防潮堤の代表的なイメージ

※2 静岡方式 :

県内一律の津波対策を行うのではなく、地域の特性を踏まえた最もふさわしい津波対策を推進する方法。

具体的には、レベル1の津波に対する施設整備、レベル1を超える津波に対する海岸防災林等の嵩上げを行う「静岡モデル防潮堤」の整備、警戒避難体制の整備など、各地域に最もふさわしいハード・ソフト対策を組み合わせ、地域の歴史・文化や景観等との調和がとれた津波対策を、住民の意見を取り入れ、市町と協働して推進する。



○海岸毎の形成過程や砂の移動に配慮した侵食対策の推進

- 適切な侵食対策を行っていくために、崖の浸食や河川からの土砂供給、波や流れなど海岸毎の漂砂特性に配慮した砂浜の維持・回復を図る対策を実施していく。また、海岸の維持のために海岸の地形を継続的に監視していく。

○砂浜、礫浜や岩礁の消波機能を活用した越波被害からの防護

- ・砂浜は堤防や離岸堤等と一体となって波のエネルギーを吸収する機能をもっており、砂浜を海岸法に基づく海岸保全施設に指定し、適切に管理、活用することにより、海岸侵食や高波等による被害の防止などを図る。

○海岸保全施設の維持・管理の充実

- ・施設の老朽化や耐震性の点検を行い、予防保全の視点から、長寿命化計画等に基づき計画的かつ効率的な維持・管理、更新を実施する。
- ・効果的な防災対策や新工法等の新たな技術の導入に取り組んでいく。
- ・津波等の災害時に一連の水門、陸閘等の確実な閉鎖において、操作に従事する者の安全確保を最優先としつつ、自動化・遠隔操作化、陸閘の統廃合や常時閉鎖等、閉鎖の確実性を向上させる効果的な管理運用体制の実現に取り組む。

○波浪・潮位等の来襲外力の観測・監視の推進

- ・海岸に来襲する波浪や潮位など日頃からの観測・監視に努め、台風や低気圧による海岸災害に備える。

○地球温暖化に伴う気候変動への対応

- ・地球温暖化に伴う海面上昇や気象・海象条件の変化に備えて、潮位観測等を継続的に実施していく。潮位観測等の結果については、国や沿岸自治体と連携して、必要に応じて防護水準に加味していく。
- ・気候変動の影響により、将来外力が上振れし、新たな海岸保全対策が求められる海岸では、背後の土地利用や今後のまちづくりの方針を十分に踏まえたうえで、必要に応じて海岸保全区域内における最適な対策方法を検討していく。その際には、関係機関との合意形成に十分配慮し、丁寧な調整を行う。

○グリーンインフラ整備の推進

- ・グリーンインフラは将来的に気候変動予測が上振れした場合でも、施設改修をするグリーンインフラに比べて柔軟に対応しやすい構造となっており、今後海岸沿いにあるグリーンインフラの活用が益々重要となることから、気候変動の影響への対応においては、地域の特性などを踏まえ、グリーンインフラと併せてグリーンインフラの整備の可能性についても検討していく。

2) 海岸環境保全に関する取組

○海岸保全施設整備における自然環境・海岸景観への配慮

- ・ 海岸保全施設整備にあたっては、アカウミガメや伊豆特有の植生、サンゴなど海岸に生息・生育する希少野生動植物の保全を図るとともに、海岸環境に対する影響把握に努める。また、特定外来生物による生態系への影響に留意する。
- ・ また、景観形成に対する十分な配慮が求められており、海岸保全施設単体の景観・デザインのみならず、保全対象海岸の地形や環境との一体感や地域の個性を尊重した整備を図る。
- ・ さらには、環境保全に関わる既存の管理規定に十分留意しつつ、砂浜の保全や在来種の植栽などの海岸環境の保全に努める。

○海岸への漂着物等に対する適切な対応

- ・ 海岸における漂着物等については、関係する自治体や団体と連携した処理システムの構築を目指す。また、粗大ゴミ等の不法投棄については関係機関との連携を図りその対策の強化、徹底に努める。

○海岸美化活動の推進による美しい海岸の保持

- ・ ゴミを捨てない気運を高めるなどのモラルの啓発を行うとともに、清掃活動の仕組みづくりを検討し、適切な対応を図るなど、海岸美化活動を推進し、美しい海岸を守っていく。

○啓発看板の設置等による動植物の生育・生息環境の保全

- ・ 地域の人々や団体、関係機関などと連携して海岸域の生物の生態に関する情報の蓄積、周知を図る。
- ・ 豊かな自然環境のある海岸では、その重要性などを啓発する看板の設置や砂浜への車両乗り入れの規制の検討、動植物の生育・生息環境の保全のためのルールづくりに取り組んでいく。

○環境教育を通じた海岸愛護思想の啓発

- ・ 磯の生物観察などのほか、市町や各種団体で既に実施されている地域活動の普及・拡大を支援するとともに、地域で育まれてきた歴史・文化や海岸の自然環境の現状や課題について観察・体験・学習する機会を設けるなどの環境教育への支援に取り組み、海岸愛護思想の啓發に努める。

○気候変動の影響への対応における周辺環境や景観への留意

- ・ 今後の気候変動の影響への対応などにより新たな海岸保全対策の実施が必要となる場合には、周辺環境や景観への影響など配慮すべき事項を踏まえた上で、検討していく。

○グリーンインフラ整備の推進

- ・ 今後の気候変動の影響への対応などにより新たな海岸保全対策の実施が必要となる場合には、地域の特性なども踏まえ、既存の堤防等のグレーインフラと併せてグリーンインフラの整備の可能性についても検討していく。

3) 海岸の適正な利用に関する取組

○海岸保全施設整備における利用への配慮

- ・ 海岸は、観光や漁業などの地域の産業が営まれ、また、人々の暮らしに潤いや憩いを与える場であることから、海岸保全施設整備にあたっては、地域振興に配慮するとともに、誰もが親しみ、海と触れ合えるよう、海岸へのアクセス性や利便性の向上を図るとともに、ユニバーサルデザインによる施設の整備に取り組むとともに、津波が到達するおそれがあるときなど、災害時に円滑な避難が可能となるよう配慮する。

○サイン施設の設置や駐車場の確保など海岸利用に資する整備

- ・ 観光利用や海水浴、サーフィン、ダイビングなど、様々な利用が地域産業の基盤となっていることから、市町や関係団体などと連携して、案内看板などのサイン施設やトイレ、遊歩道、駐車場の確保など、海岸利用に資する整備に努める。
- ・ 津波や高潮による浸水被害等の災害危険度及び避難地への安全移動経路をあらかじめ周知する海拔表示、避難誘導標識等の整備を推進する。

○地域特性に応じた海岸利用のルールづくりの推進

- ・ 豊かな自然を基盤として、観光や海水浴、サーフィン、ダイビング、キャンプなどのレクリエーション、さらには漁業活動や港湾など、様々な海岸利用が行われていることから、地域の人々や市町、関係する団体、行政機関などと連携し、安全情報の周知や海岸利用のすみわけ(利用区域、環境保全区域等)など、安全で快適な海岸利用に向けて、地域特性に応じた海岸利用のルールづくりを推進する。

○海岸利用マナーの向上・啓発

- ・ 海岸はみんなの財産という認識のもと個人々々が自覚をもつことで、海岸の豊かな自然環境が守られ、安全で快適に海岸を利用出来るように、市町、関係する団体・機関などと連携し、啓発活動や看板の設置を行うなど、海岸を利用する際のマナーの向上・育成に取り組んでいく。

○気候変動の影響や社会情勢の変化への対応

- ・ 今後の気候変動の影響への対応などにより新たな海岸保全対策の実施が必要となる場合には、背後地を含めた海岸利用の実態を踏まえ、対策による影響を抑えるよう努める。

第3章 ゾーン区分と各ゾーンの海岸保全

3. 1 ゾーン区分

- ▼ 様々な性状の海岸が混在する伊豆半島沿岸における海岸の保全や整備は、個々の海岸の防護・環境・利用の特性に応じて行なわれていくべきものと考えられるが、一方で広域的に調和の取れた対応を図ることも重要であることから、以下に示す観点から伊豆半島沿岸を大局的にみたゾーン区分を行った。
- ▼ はじめに、海岸の防護における海象条件に着目し、『相模トラフ沿いで発生する地震と駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震による想定津波の影響範囲』および『冬季風浪の影響範囲』の凡その境界である爪木崎を境とした。
- ▼ 次に、神奈川県境から爪木崎に至る区間において、『都市開発に伴う埋め立てによる人工海岸や道路整備による半自然海岸が続く熱海、伊東の海岸』と『自然公園法に基づき「保護」および「利用」を目的として国により指定されている富士箱根伊豆国立公園区域』の凡その境界である川奈崎を境とした。
- ▼ さらに、爪木崎から西側の沿岸境界である大瀬崎に至る区間のうち、『文化財保護法に基づき指定され保存・管理が図られている名勝“伊豆西南海岸”』の区域の北西端を境とした。

以降では、区分された

- ①神奈川県境～川奈崎ゾーン(熱海市・伊東市)、
 - ②川奈崎～爪木崎ゾーン(伊東市・東伊豆町・河津町・下田市)、
 - ③爪木崎～田子湾ゾーン(下田市・南伊豆町・松崎町・西伊豆町)、
 - ④田子湾～大瀬崎ゾーン(西伊豆町・伊豆市・沼津市)
- の4つのゾーンごとに海岸保全の方向や取組を整理していく。

《伊豆半島沿岸の広域的な特性》



海象条件 津波



海象条件 波浪



富士箱根伊豆国立公園



名勝“伊豆西南海岸”



沿岸でのゾーニング図

3. 2 各ゾーンの特性

① 神奈川県境～川奈崎ゾーン(熱海市・伊東市)

日本でも有数の温泉地であり、観光港を有し国際観光文化都市として開発が進む熱海市と伊東市を中心としたゾーンである。JRでは下田まで直通運転もされており交通の便が良く、都市圏直結の温泉保養地である。また、海食洞や隆起海岸地形、海食崖、赤色スバター等のジオサイト（考古学的、生態学的資産の目玉）が存在する。

近年はホテル、旅館に替わってリゾートマンションの立地も多く、海岸線も埋立や道路整備による都市開発が進み、都市型（アーバン）リゾート地として発展している。

相模湾に面しているが、熱海、伊東は湾入地形を示し、また、南東側を網代湾や川奈崎で遮蔽されているため、南東からの波を除くと比較的吹送距離の短い波が多く、湾内波が卓越する。また、想定津波については、相模トラフを活動域とする地震による影響が大きいと予想されている。

② 川奈崎～爪木崎ゾーン(伊東市・東伊豆町・河津町・下田市)

海岸線は、ほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園に指定されている。川奈、富戸、城ヶ崎等の景勝地と、大川、北川、熱川の温泉地が散在し、特に城ヶ崎周辺は天然記念物となっているヒメユズリハの群生地があるなど豊かな自然を満喫できるハイキングコースともなっている。また、隆起海岸地形、溶岩流や化石層がみられる地形など多数のジオサイトが存在する。

また、伊豆半島にあっては比較的長い砂浜である白浜や今井浜といった有名な海水浴場があり、海水浴シーズンには特に賑わいを見せる。

南東に面しているため外洋からの波を直接受ける。このため沿岸における漁業は採貝、採藻等が多く、漁港も稻取漁港の他は小規模な第1種漁港である。

想定津波については、相模トラフを活動域とする地震による影響が大きいと予想されている。

③ 爪木崎～田子湾ゾーン(下田市・南伊豆町・松崎町・西伊豆町)

多々戸浜、入田浜、吉佐美大浜、弓ヶ浜等のポケットビーチでは一年中サーフィンが行われている。下田港周辺には港内遊覧船や下田海中水族館があり、田牛では斜度約30度の砂浜でできたサンドスキー場もあり、スイセン群生地で有名な爪木崎や須崎周辺は遊歩道も整備されている動的なエリアである。

国の名勝となっている名勝“伊豆西南海岸”は切立った崖や海域のカジメ、珊瑚を中心として自然が豊富に残されている。崖の中腹辺りには南伊豆遊歩道が整備され、また、中木、入間といった小さな海水浴場は秘境の趣もある。さらに、海底火山の噴出物や海食洞、活断層の地形がみられる石廊崎断層等、多数のジオサイトも存在する。

砂浜海岸ではアカウミガメの上陸・産卵がみられる自然豊かな地域である。また、ハマボウ群落やユウスゲ群生地、県の天然記念物ともなっているハマオモト自生地などの海浜植生も分布している。

堂ヶ島を中心とするエリアは自然の造形である三四郎島や、天然記念物にもなっている洞窟の天窓洞等特異な海岸景観を呈している。

西に面しており激しい冬季風浪を正面に受け、また、急深な海底地形のため、沿岸における漁業は採貝・採藻が多いが、旧来のイセエビ漁、アワビ漁もおこなわれている。漁港も近海、遠洋に対応する漁港が2港ある。また、下田港・妻良漁港は避難港に位置付けられ、奥まった静穏な港である。

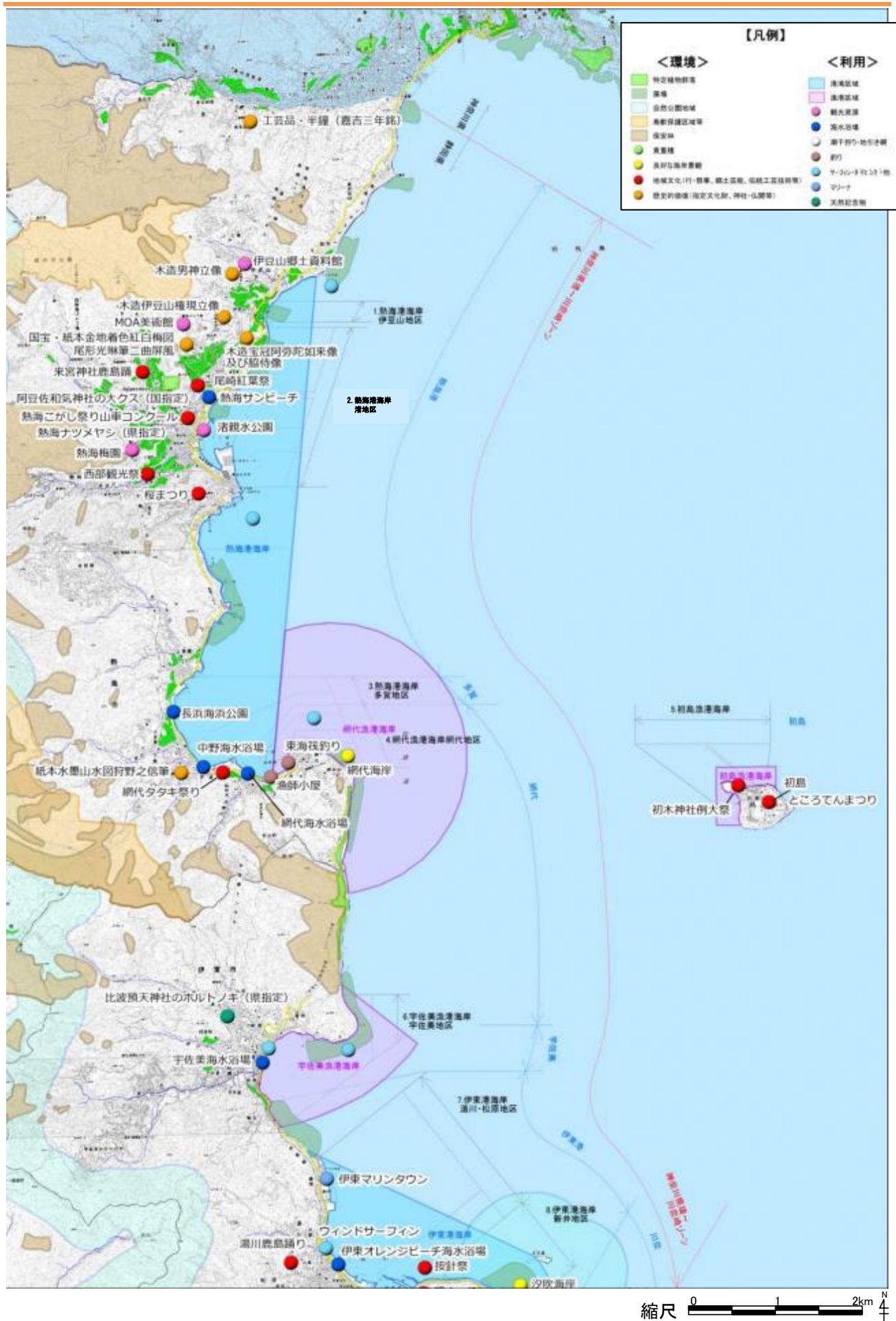
想定津波については、駿河トラフ及び南海トラフを活動域とする地震による影響が大きいと予想されている。

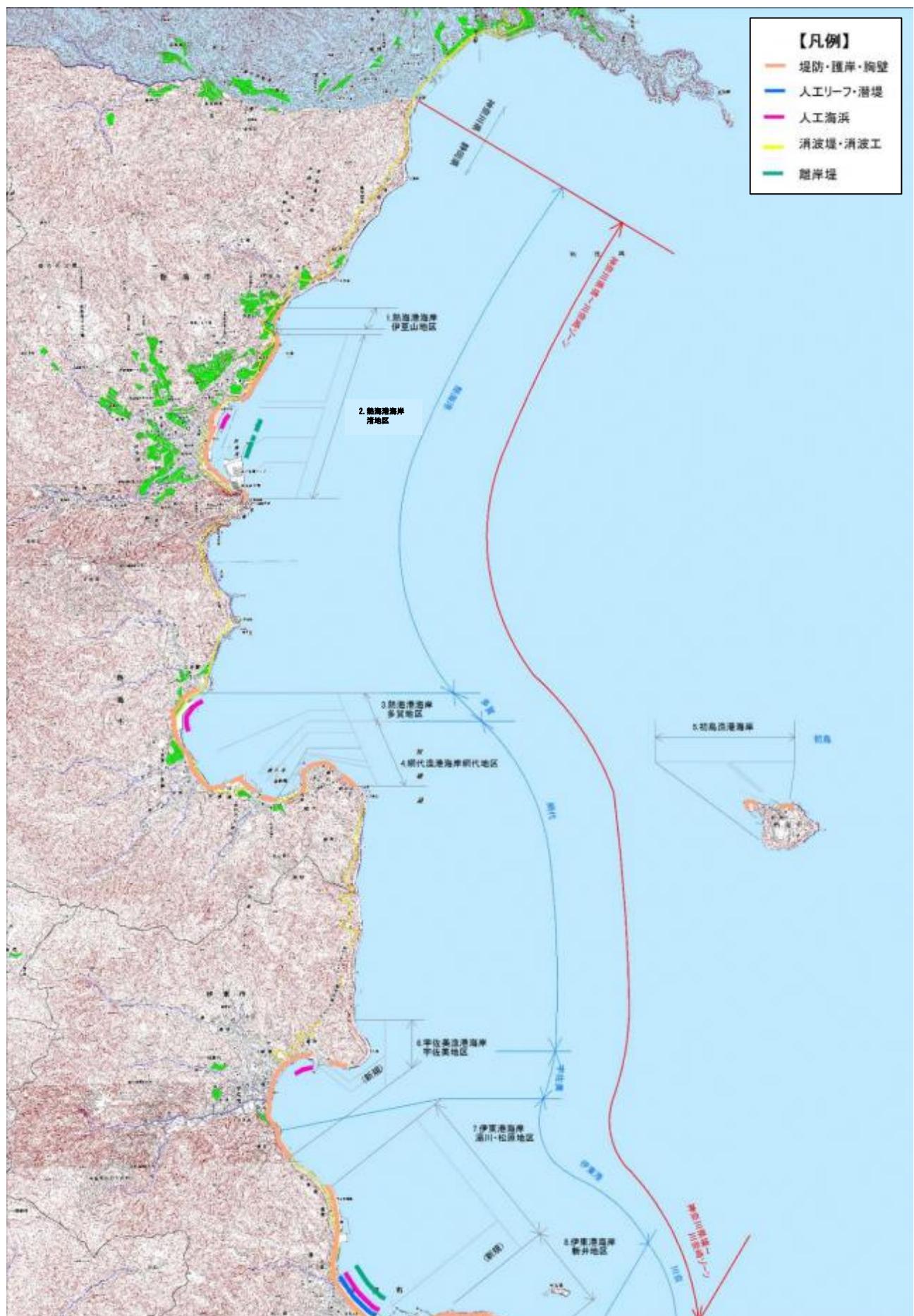
④ 田子湾～大瀬崎ゾーン（西伊豆町・伊豆市・沼津市）

駿河湾沿岸との沿岸区分の境界である大瀬崎に至るゾーンである。山の中腹を国・県道が走り、途中には碧の丘や煌めきの丘等ビューポイントもあり、宇久須の黄金崎等海岸線の景観が特に美しいエリアで夕景を望むのには絶好の場所となっている。安良里、宇久須、土肥、井田、戸田を除くと切立った崖のため殆ど海岸線には近づけない。ここは、陸上火山の溶岩流や伊豆の特異な地政学が育んだ金脈（金山）等稀有なジオサイトも存在する。

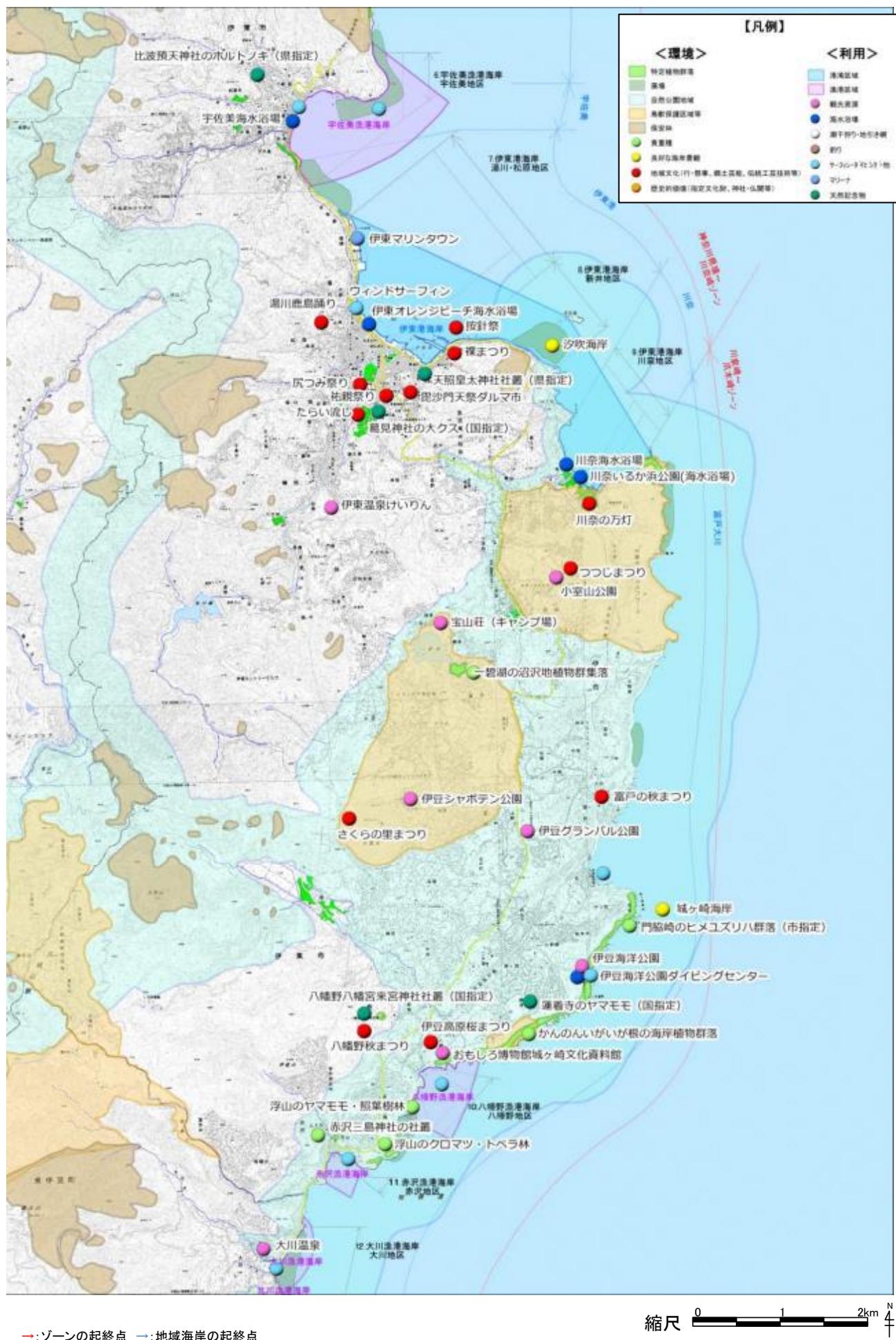
西に面しており激しい冬季風浪を正面に受け、また、急深な海底地形のため、漁業は小規模な採貝・採藻程度に限られている。想定津波については、駿河トラフ及び南海トラフを活動域とする地震による影響が大きいと予想されている。

3. 3 各ゾーンの現況特性図



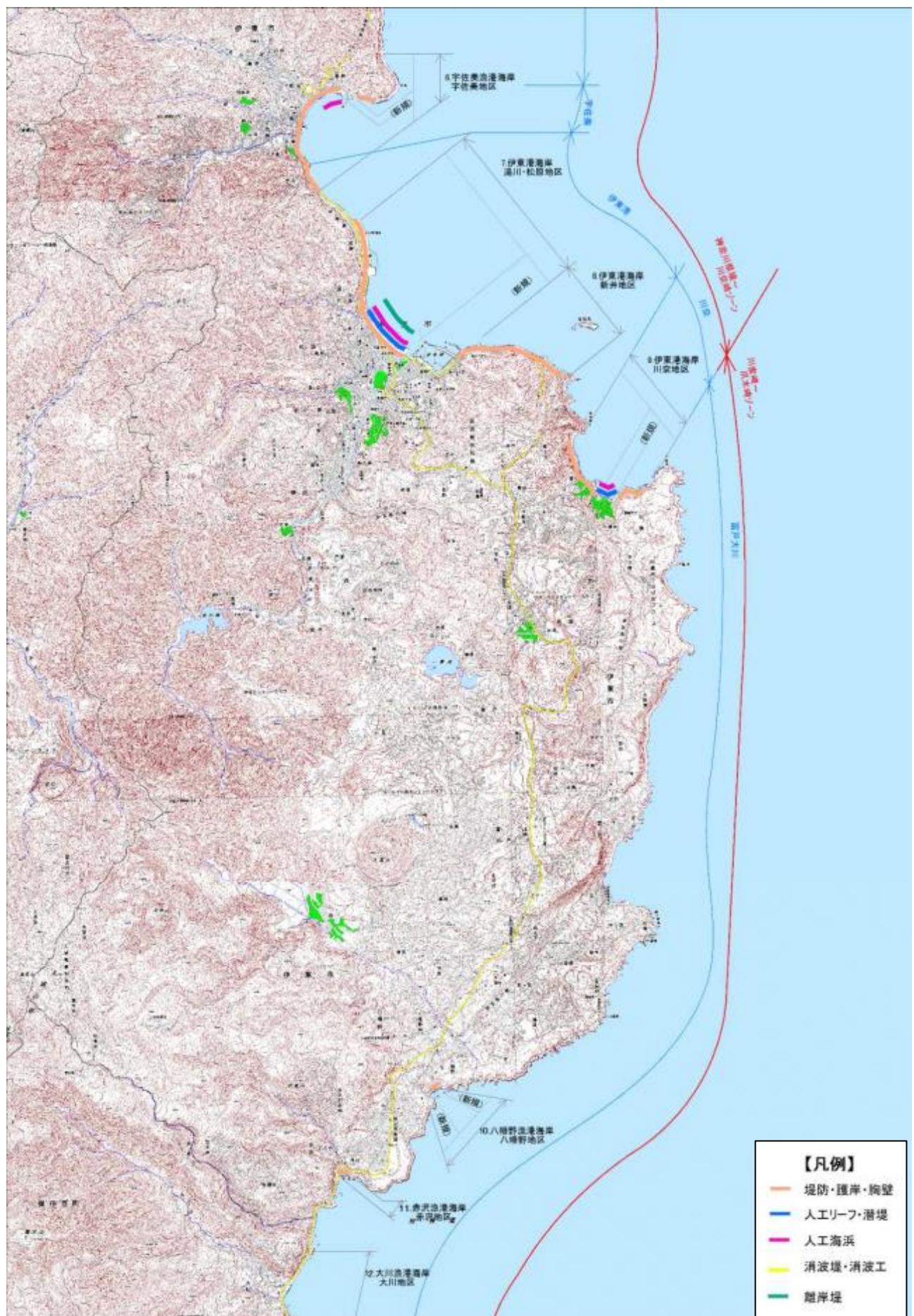


縮尺 0 1 2km N



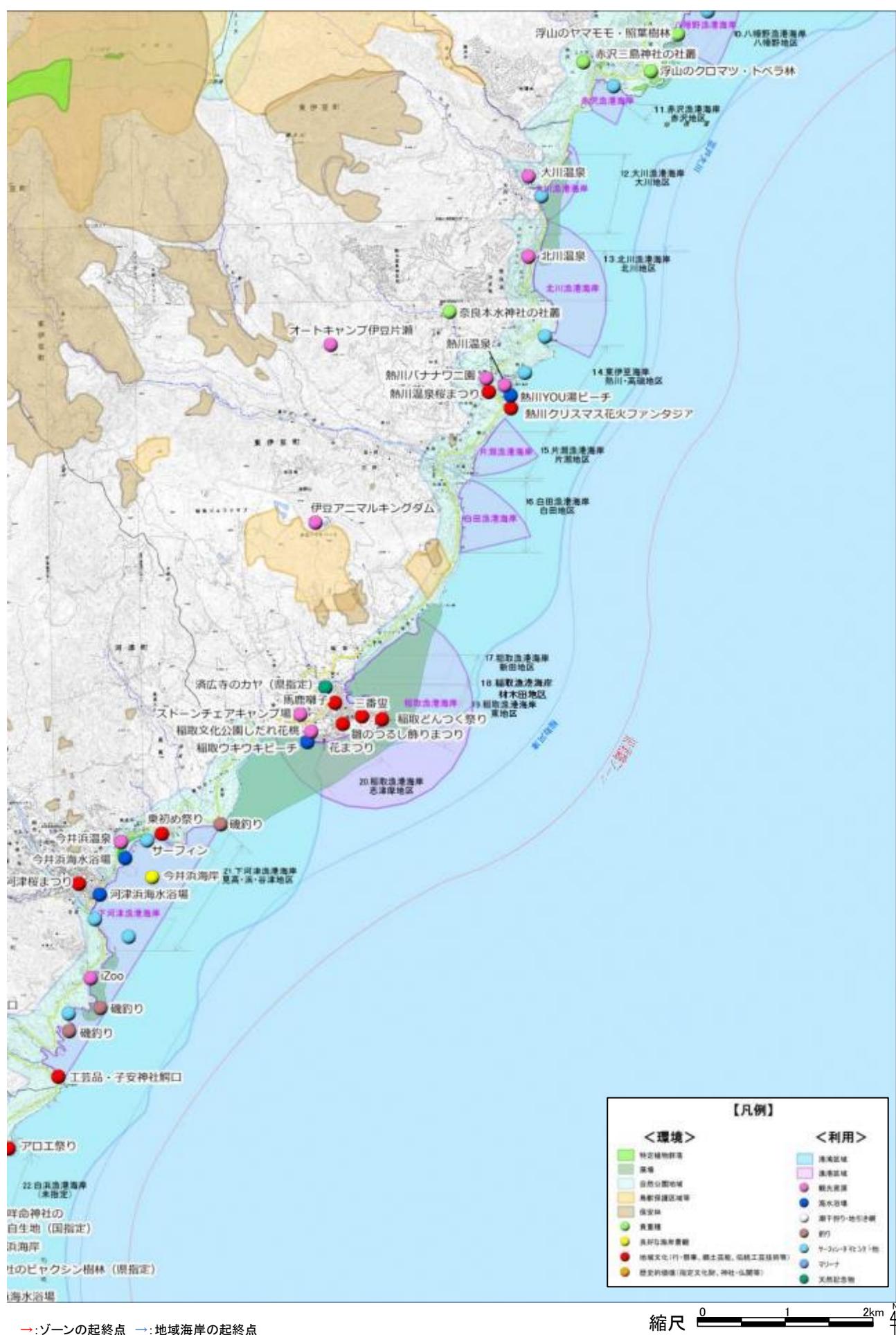
→: ゾーンの起終点 →: 地域海岸の起終点

縮尺   +



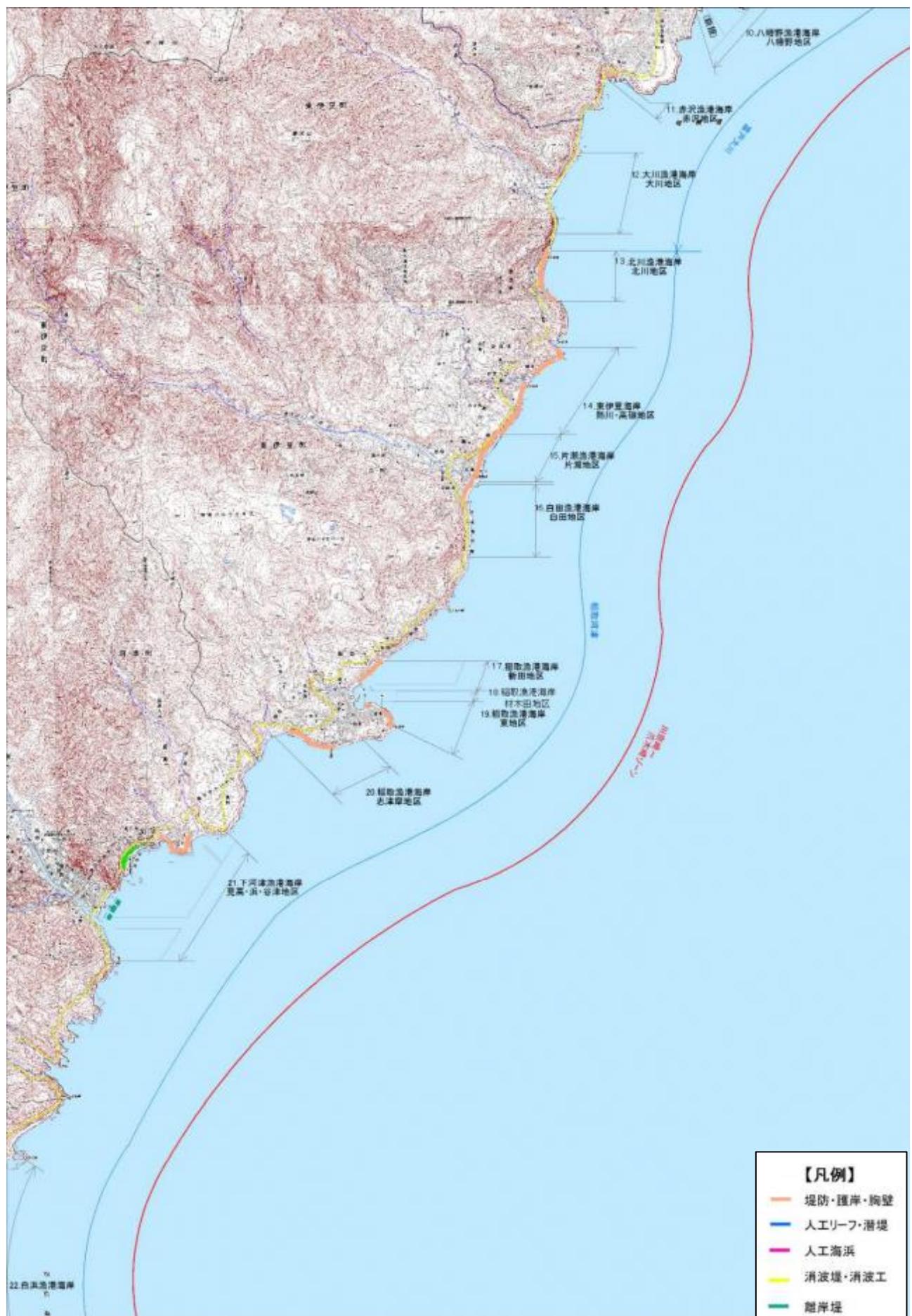
→: ゾーンの起終点 →: 地域海岸の起終点

縮尺 0 1 2km N



→: ゾーンの起終点 →: 地域海岸の起終点

1-67



→:ゾーンの起終点 →:地域海岸の起終点

A horizontal scale bar with tick marks at 0, 1, and 2 km. The segment between 0 and 1 km is labeled 'N' above it, and the segment between 1 and 2 km is labeled '4' below it.







縮尺 0 1 2km N



→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点

縮尺 0 1 2km N

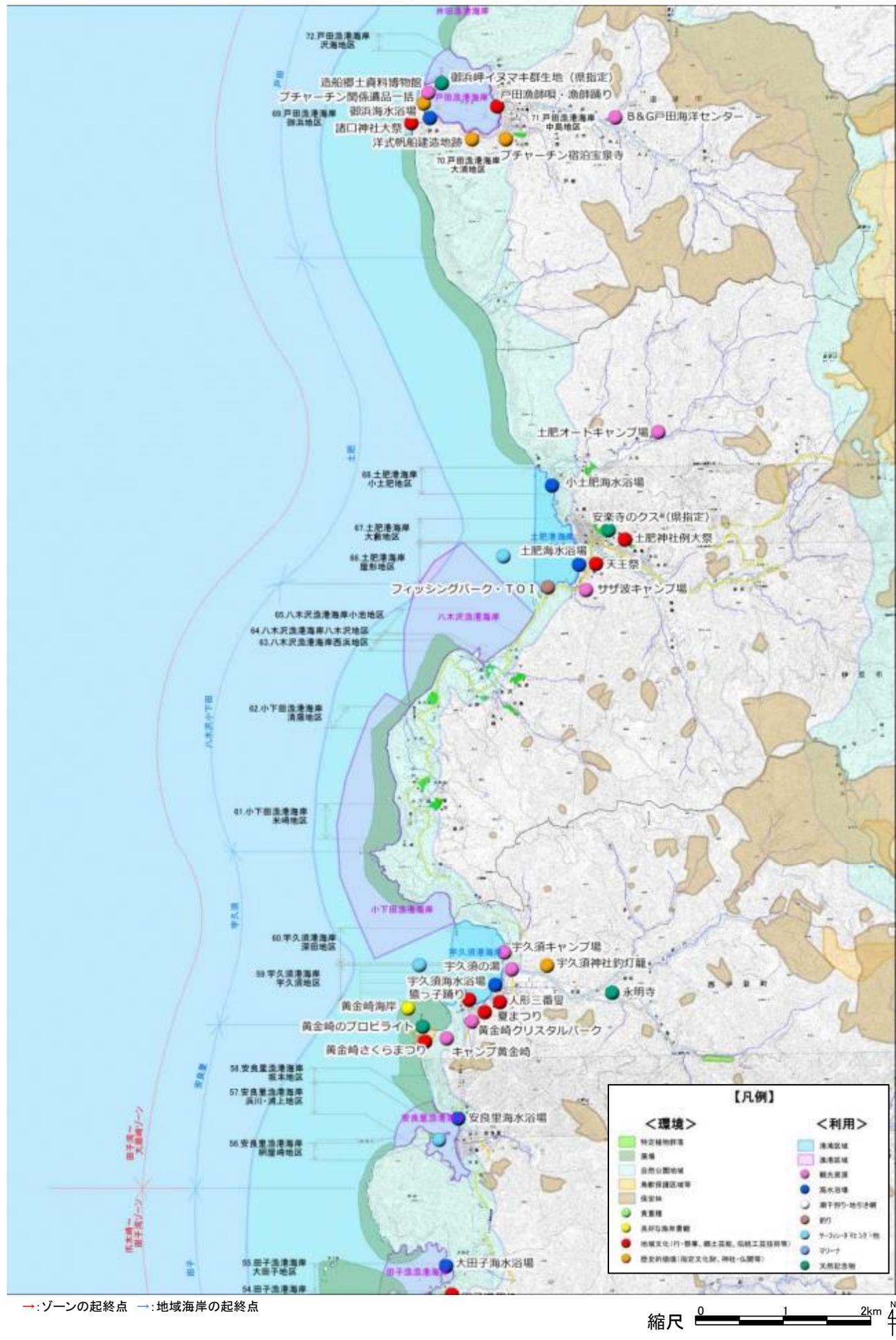


→:ゾーンの起終点 →:地域海崖の起終点

縮尺 0 1 2km N 4



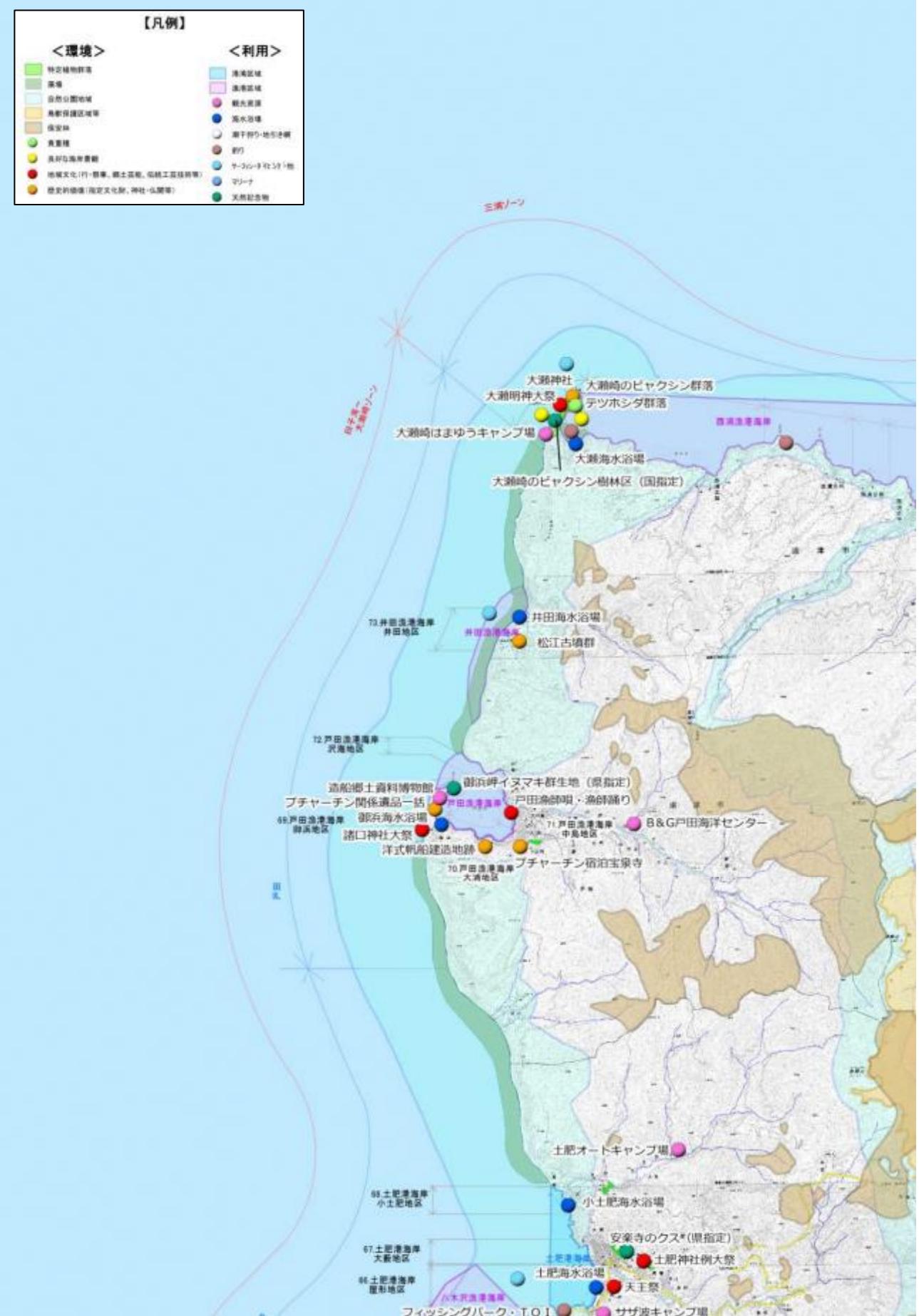
縮尺 0 1 2km





→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点

縮尺 0 1 2km N



→:ゾーンの起終点 →:地域海岸の起終点

縮尺 0 1 2km N



→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点

縮尺 0 1 2km N

3. 4 各ゾーンの海岸保全の方向と取組

(1) 神奈川県境～川奈崎ゾーン

神奈川県境～川奈崎ゾーンの現況特性

防護面

- ・熱海、伊東は湾入地形、湾内波が卓越
- ・背後は温泉街を中心に都市化が進む密集地



環境面

- ・錦ヶ浦、曾我浦、汐吹崎等景勝地が多い
- ・宇佐美にクロマツの天然林がある
- ・人工ビーチなどのゴミ
- ・少ない自然海岸



長浜海岸の知恵の松



錦ヶ浦

利用面

- ・日本でも有数な温泉地、国際観光文化都市
- ・埋立による開発が進む都市型リゾート地
- ・熱海・伊東の観光港
- ・人工ビーチ、マリーナ利用
- ・網代湾の養殖

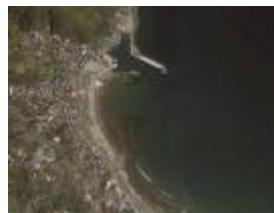


神奈川県境～川奈崎ゾーンの海岸保全の方向

～都市空間と調和した美しい海辺の保全・創造と 背後地の安全の確保～



熱海港海岸



宇佐美漁港海岸

神奈川県境～川奈崎ゾーンの海岸保全方針

防護面

- 密集する背後地の越波・津波被害からの防護

環境面

- 海岸美化活動の推進による美しい海岸の保持
- 海岸保全施設整備における景観への配慮

利用面

- 新たな親水空間の保全・創造によるふれあいの海辺の確保
- 周辺の観光施設など連携した海岸利用の促進

○温泉を主体とした観光で賑わう伊豆半島随一の都市空間である熱海・伊東では、背後地や海岸部の利用が密集しており、過去には越波被害も生じていることから、それらの利用に配慮し、また造成した砂浜の消波機能を活用しつつ、越波被害からの防護を図る。

○来襲が予想される津波に対し、海岸保全施設を整備するとともに利用特性等を踏まえ、市町等と連携し情報施設の整備などのソフト対策を組合せた総合的な津波防災を推進する。

○地域住民・関係団体・自治体などの協働による海岸美化の仕組みづくりを検討し、モラルの啓発とあわせ、美しい海岸を守っていく。

○海岸保全施設の整備においては、残された自然環境や周辺の観光施設などと調和したデザインを検討するなど地域の海岸景観に配慮した整備を推進する。

○人工海浜や親水公園など新たな親水空間の保全・創造を推進し、ふれあいの海辺を確保する。

○ユニバーサルデザインによる施設の整備に努めるとともに周辺の観光施設などと連携し、年間を通じた誘客の促進に資する施設整備を図る。

(2) 川奈崎～爪木崎ゾーン

川奈崎～爪木崎ゾーンの現況特性

防護面

- ・外洋からの波を直接受ける
- ・海岸線沿いに国道と鉄道(ライフライン)
- ・些少な低地に集落



白田漁港海岸・片瀬漁港海岸



吉佐美漁港海岸
(避難場所を示す看板)



片瀬漁港海岸

環境面

- ・川奈、富戸、城ヶ崎、白浜等の景勝地
- ・全域が富士箱根伊豆国立公園
- ・ヒメウズリハ群生地、
- ・アオギリの北限自生地
- ・ビャクシン樹林
- ・海藻エビアマモの群落



伊豆白浜



城ヶ崎のクロマツ

利用面

- ・大川、北川、熱川の温泉地が散在
- ・城ヶ崎周辺は豊かな自然を満喫できるハイキングコース
- ・門脇崎 海の吊り橋
- ・白浜、今井浜、河津浜は、有名な海水浴場、サーフィンスポット
- ・沿岸漁業は採貝、採藻等が多い
- ・稻取漁港(第2種)の他は小規模な第1種漁港
- ・伊豆海洋公園や八幡野等でダイビング盛ん



今井浜海岸



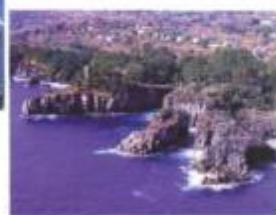
ダイビング(富戸海岸)

川奈崎～爪木崎ゾーンの海岸保全の方向

～誰もが親しみ、人々が集う
ふれあいの海辺づくり～



伊豆白浜



城ヶ崎

川奈崎～爪木崎ゾーンの海岸保全方針

防護面

- 点在する低地における越波被害の防止と津波対策の充実

環境面

- 海岸保全施設整備における自然環境・海岸景観への配慮

利用面

- サイン施設の設置によるアクセスの向上と海浜利用の促進に資する整備
- 海岸利用のルールづくりによる安全で適正な海岸利用の促進

○点在する些少な低地に集落があることから、高波による越波被害の防止を図る。また、海岸沿いの低地には鉄道や国道が走っていることから、波浪に対するライフラインの安全性の確保に努める。

○来襲が予想される津波に対し、海岸保全施設を整備するとともに利用特性等を踏まえ、市町等と連携し情報施設の整備などのソフト対策を組合せた総合的な津波防災を推進する。

○海岸保全施設の整備にあたっては、富士箱根伊豆国立公園の管理規程を前提とし、「城ヶ崎海岸」や「今井浜」、「白浜海岸」等の優れた自然景観やそこに生育・生息する動植物や浅海域の生物環境に配慮し、必要最小限の整備とする。

○崖、岩礁地帯は良好な磯釣り場として知られ、伊豆半島隨一の集客規模を誇る伊豆白浜海岸を始めとする海水浴場やサーフィン・ダイビングスポットが多くあることから、地域住民や自治体関係団体などと協働した海岸利用のルールづくりに取り組む。

○利用スポットや周辺の海岸の紹介、安全な利用方法の啓発などの案内看板を設置し、海辺へのアクセスの向上を図るとともに、適正な海岸利用の促進に資する整備を推進する。

(3) 爪木崎～田子湾ゾーン

爪木崎～田子湾ゾーンの現況特性

防護面

- ・激しい冬季風浪
- ・崖に囲まれた狭い低地に集落・砂浜が点



雲見漁港海岸



吉佐美漁港海岸



松崎海岸



岩地漁港海岸

環境面

- ・富士箱根伊豆国立公園
- ・伊豆西南海岸は、国の名勝
- ・堂ヶ島、三四郎島 自然の造形(海食地形)
- ・天然記念物である天窓洞など特異な海岸景観
- ・弓ヶ浜等の砂浜ではアカウミガメの上陸・産卵
- ・サンゴなど豊かな海域環境
- ・ハマボウ群落、マハオモト自生地



南伊豆町アカウミガメの産卵



カジメの群落(南伊豆下流)



下田港海岸

利用面

- ・多々戸浜、入田浜、吉佐美大浜、弓ヶ浜等ではサーフィンが盛ん
- ・中木、入間といった小さな海水浴場
- ・下田港内遊覧船や下田海中水族館
- ・田牛 砂浜でできたサンドスキー場
- ・爪木崎や須崎周辺は遊歩道が整備
- ・盛んな学習・体験活動
- ・多くの漁港、沿岸漁業は採貝・採藻程度
- ・下田港、妻良漁港は避難港
- ・一部近づけない水際



天草取り(下田市)



ナイトサファリ
(南伊豆安良里)

爪木崎～田子湾の海岸保全の方向

～名勝“伊豆西南海岸”や
ウミガメのあがる砂浜などの
自然豊かな海辺の保全とその活用～



弓ヶ浜



奥石灘

爪木崎～田子湾ゾーンの海岸保全方針

防護面

- 点在する些少な低地における越波・津波対策の充実
- 砂浜の維持・回復

環境面

- 自然豊かな海辺を活用した 海岸愛護思想の啓発
- 海岸保全施設整備における景観への配慮

利用面

- 浅海域における漁業活動への配慮
- 海岸へのアクセスの向上と憩いの場の確保

- 崖に囲まれた狭い低地に密集した集落が点在しており、背後地が急峻な地形であることから、越波・浸水対策施設を整備する。
- 来襲が予想される津波に対し、海岸保全施設を整備するとともに利用特性等を踏まえ、市町等と連携し情報施設の整備などのソフト対策を組合せた総合的な津波防災を推進する。
- 侵食が進行している海岸では、養浜を主体とし、必要に応じて漂砂制御施設を整備し、砂浜の維持・回復を図る。

- 地域の人々や団体、関係機関などと連携して海岸域の生物の生態に関する情報の蓄積、周知を図る。
 - アカウミガメの上陸する砂浜や貴重な植生が生育する海岸、鳥類が休息する崖、磯場などの豊かな海域環境のある海岸では、海岸の自然環境やその重要性を啓発する看板の設置や動植物の生育・生息環境の保全・再生のためのルールづくりに取り組む。
 - 名勝“伊豆西南海岸”やアカウミガメの上陸する砂浜、ハマボウの群落地があるなど自然豊かな海辺が残されていることから、これらを活用した環境教育に取組、海岸愛護思想の啓発に努める。
 - 海岸保全施設の整備においては、残された自然環境や周辺の観光施設などと調和したデザインを検討するなど地域の海岸景観に配慮した整備を推進する。

- サザエ、アワビ、ウニ、イセエビ等の磯根漁業が盛んであることから、海岸保全施設の整備にあたってはこれらの漁業活動に配慮する。

- 豊かな自然環境は、人々の生活に潤いや憩いを与えてくれることから、誰もが海岸に親しめるよう、サイン施設の設置によるアクセスの向上や砂浜の保全・回復による憩いの場の確保に努めるとともに、ユニバーサルデザインによる施設の整備に取り組む。

(4) 田子湾～大瀬崎ゾーン

田子湾～大瀬崎ゾーンの現況特性

防護面

- ・激しい冬季風浪
- ・崖に囲まれた狭い低地に集落・砂浜が点



安良里漁港海岸



井田漁港海岸

環境面

- ・夕日の映える黄金崎、御浜等の海岸景観
- ・全域が富士箱根伊豆国立公園
- ・ハマボウ群落、イヌマキ自生地



黄金崎



恋人岬からの眺望

利用面

- ・切立った崖、殆んど海岸線には近づけない
- ・碧の丘や煌めきの丘等のビューポイント
- ・夕景を望む絶好の場所
- ・井田等ダイビングのメッカがある
- ・田子、安良里、戸田は遠洋・近海漁業基地
- ・宇久須港、土肥港の港湾利用・人工ビーチ
- ・唯一の海岸キャンプ場



黒根・浜海岸(土肥港海岸小土肥地区)



ダイビング(伊豆市)



土肥港(伊豆市松原公園)

田子湾～大瀬崎の海岸保全の方向

～夕日の映える海岸景観の保全と ふれあいの海辺づくり～



戸田岬



恋人岬

田子湾～大瀬崎ゾーンの海岸保全方針

防護面

- 点在する些少な低地における越波・津波対策の充実
- 砂浜の維持・回復

環境面

- 自然豊かな海辺を活用した海岸愛護思想の啓発
- 海岸保全施設整備における景観への配慮

利用面

- 浅海域における漁業活動への配慮
- 海岸へのアクセスの向上と憩いの場の確保

○崖に囲まれた狭い低地に密集した集落が点在しており、背後地が急峻な地形であることから、越波・浸水対策施設を整備する。

○来襲が予想される津波に対し、海岸保全施設を整備するとともに利用特性等を踏まえ、市町等と連携し情報施設の整備などのソフト対策を組合せた総合的な津波防災を推進する。

○侵食が進行している海岸では、養浜を主体とし、必要に応じて漂砂制御施設を整備し、砂浜の維持・回復を図る。

○出入りの在る崖がつづく勇壮な景観が特徴的であり、また、美しい弧を描く砂浜もあることから、海岸保全施設の整備にあたっては、夕日の映える自然の海岸景観の保全に配慮する。

○海域には藻場が繁茂し、海岸にはハマボウやイヌマキの群生地等海岸植物が生息していることから、海岸の自然環境やその重要性を啓発する看板の設置や動植物の生育・生息環境の保全・再生のためのルールづくりに取り組む。

○海岸保全施設の整備においては、残された自然環境や周辺の観光施設などと調和したデザインを検討するなど地域の海岸景観に配慮した整備を推進する。

○夕日が映える海岸景観は、貴重な観光資源ともなることから、夕景を望む憩いの場を整備するほか、ブルーツーリズムなど新たな観光利用の促進に資する整備を推進する。

○海岸保全施設の整備にあたっては、磯根漁業(サザエ、アワビ、ウニ、イセエビ等)に配慮する。

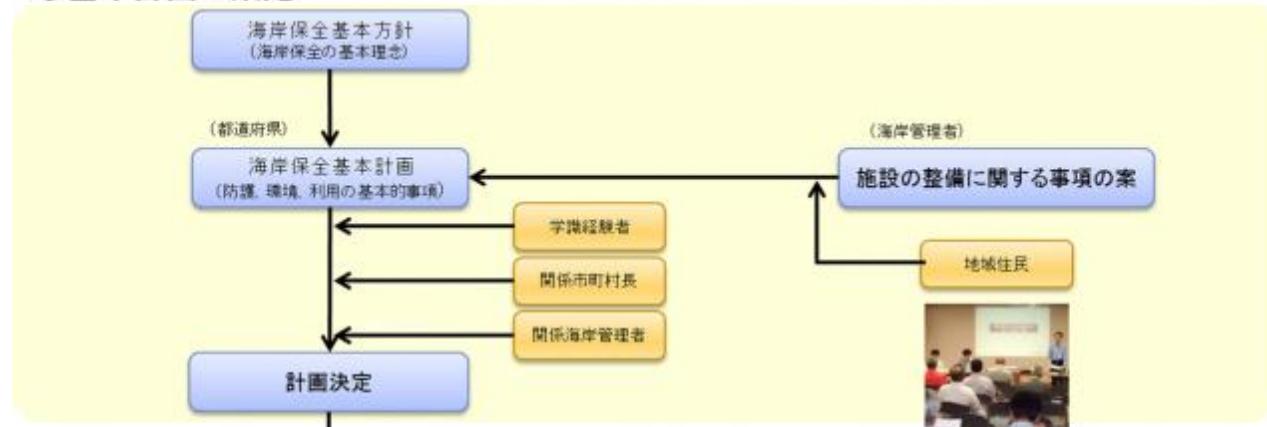
第4章 計画推進に向けた配慮事項

4. 1 地域の実情に配慮した施設整備

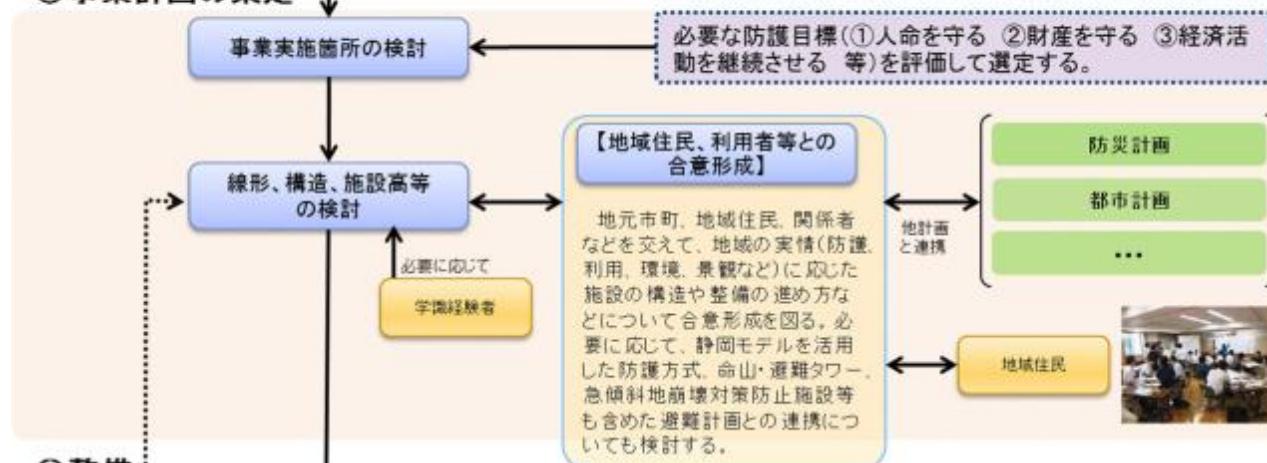
今後の海岸保全施設の整備にあたっては、関係機関及び地域住民等と協議しながら、それぞれの地域の地形やまちづくりの方向性等様々な要素を総合的に考慮し、地域における合意形成を十分に行っていくことが重要である。

以下に示すとおり、基本計画の策定から施設整備に至る各段階において、地域住民の意見交換を実施するとともに、市町が策定する防災・減災対策や地域の環境・利用状況と整合をとった施設整備に努めるものとする。

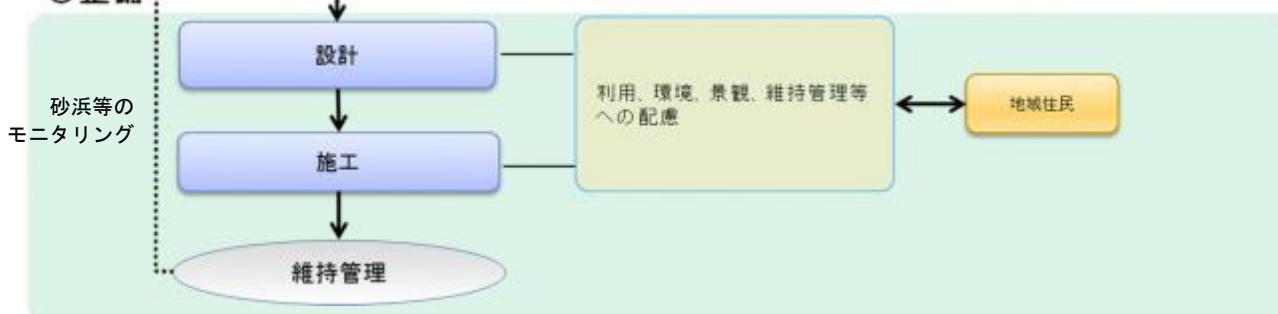
◎基本計画の策定



◎事業計画の策定



◎整備



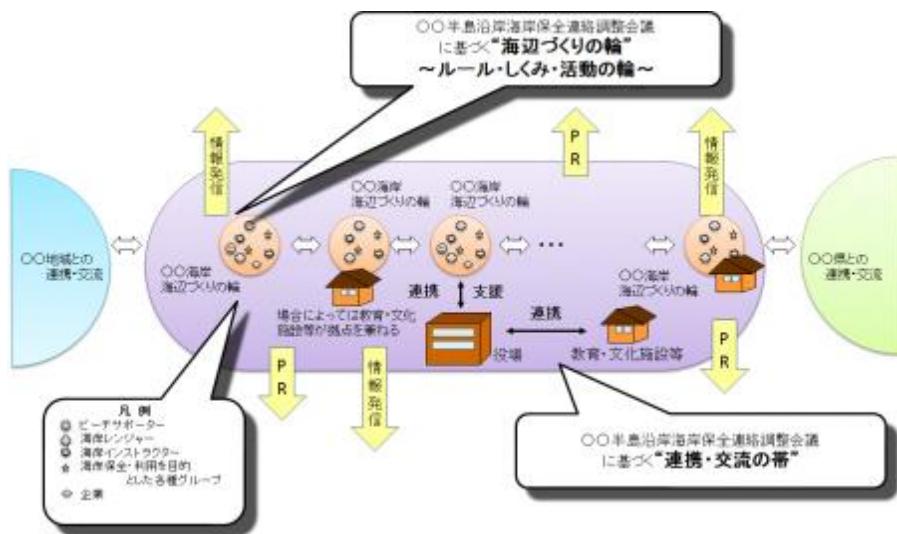
留意点①：景観の配慮については、十分な配慮が求められていることを踏まえ、海岸保全施設の景観・デザインのみならず、周辺の景観や環境との調和や地域の個性のなどを、それぞれの地域特性に応じて図る。連続的な構造物における高さの変化点についても、周辺の地形や景観に馴染む擦り付け等を行う。このためには、必要に応じて学識経験者、有識者等の指導・助言を受けたり、「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き（H23.11 国土交通省）」、「海岸景観形成ガイドライン（H18.1 国土交通省、農林水産省）」、「ふじのくに色彩・デザイン指針（H23.12 静岡県）」などを活用する。

留意点②：維持管理への配慮については、施設を設計する段階から、地域住民等の利用や維持管理への参画の視点及び長寿命化の視点も加えて、構造や材料等を選定する。

4. 2 市町・民間団体等との連携の強化

海岸における自然環境や人々の利用は多種多様であることから、海岸管理者をはじめとして、沿岸の市町、地域住民、各種団体など、海岸や対策に関わるすべての関係者で調整のうえ、協働・連携・分担して、総合的な見地から対処していくものとする。

また、本基本計画書をはじめ、その他海岸に関する情報について、地域住民や海岸利用者がわかりやすいように、パンフレット、広報誌及びホームページ等を通じて情報提供や共有に努めていくものとする。



海辺づくりの輪と広域的なネットワークづくりのイメージ

4. 3 社会情勢の変化への対応

本計画策定後において、地域状況の変化や社会経済状況の変化など、様々な要因により海岸を取り巻く状況や海岸への要請に大きな変化が認められた場合、計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容を再整理し、適宜、見直すこととする。そのためにも、自然環境や社会経済状況についての情報収集・整理や海岸への要請の把握に努めていくものとする。

また、災害等の発生により新たに施設整備の必要性が生じた場合においても、計画の基本的事項に基づいて適宜、対応していくこととする。

さらには、今後、新たな研究成果や検討結果が公表された際にはそれら最新の知見を踏まえた施設整備となるよう弹力的な事業の実施・運用を行うこととする。

4. 4 地球温暖化に伴う気候変動の不確実性への対応

気候変動の影響による平均海面水位や潮位偏差の将来予測は、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）による報告書で用いられた2°C上昇相当のシナリオを基本とするが、想定を上回る気候変動の影響への対応については、国の動向を注視し、気候変動の影響に関する見込みの変化や、その変化によるリスクの大きさ等に応じて、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行うこととする。そのためにも、地球温暖化に伴う海面上昇や気象・海象条件の変化に備えて、潮位観測等を継続的に実施していくものとする。

気候変動の影響による平均海面水位や潮位偏差の将来予測が上振れすると、背後地の利用状況等を含め、まちづくりとの連携がより一層重要となる。そのため、ハード・ソフト対策を組み合わせ、地域の特性を踏まえた海岸保全に取り組んでいく。

第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

第1章 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

1. 1 整備の基本方針

これからの中海岸保全施設の整備については、防護水準等の保全に関する基本的な事項を踏まえ、防護・環境・利用の調和に十分配慮し、以下に示す基本的事項について海岸保全施設を整備しようとする区域と区域毎の整備内容を定める。

ここに示す整備内容は、代表堤防高など一定の基準に基づいて算出されたものであり、今後の施設整備にあたっては地域住民と合意形成を図った上で、減災効果や海岸の利用・環境・景観・経済性・維持管理等を総合的に検討し、河川管理者や港湾及び漁港の利用者等、関係機関と協議した上で、位置や構造、施設高等を決定していく。

なお、整備内容、整備図は必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

<整備内容、整備図で示す事項>

1. 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域(整備対象区域)は、「第2章 2. 2. 海岸保全の目標」で定めた内容について、海岸保全施設の高さが不足している、砂浜が侵食している等、海岸保全施設整備の必要性がある区域とする。

2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

前項で示した整備対象区域毎に、延長、代表堤防高、主な整備施設を示す。なお、施設種類に関しては現時点での想定であり、対策工の検討の結果により変更になる場合もある。

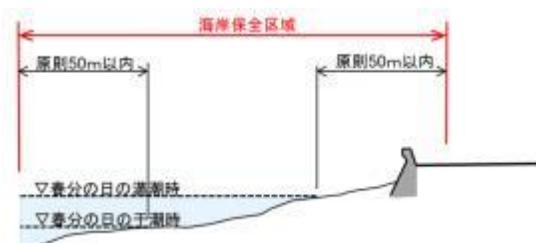
3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

受益の地域とは、海岸保全施設が整備されない場合に、整備対象区域背後の施設や土地に対して被害の発生が想定される地域である。

海岸保全施設の整備によって海岸侵食や高潮等の海岸災害から防護される地域及びその地域の土地利用の状況について前項の表に併せて整理した。

備考

- ・「海岸保全施設」とは
指定された海岸保全区域にある護岸、離岸堤、潜堤、砂浜等、その他海水の進入又は海水による侵食を防止するための施設
- ・「代表堤防高」とは
個別箇所の堤防高決定の際の概ねの目安となるもの(50cm単位で表示)
- ・「海岸保全区域」の考え方



1. 2 整備内容

ゾーン	地域海岸名	配置								種類	受益地域			備考	
		区域			規模										
		番号	海岸名	地区名	延長(m)	H27.12計画		R8.●計画			代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	採用根拠	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	採用根拠	
神奈川県 境 ~川奈崎	熱海港	1	熱海港海岸	伊豆山	310	9.0	高潮	9.0	高潮	護岸	熱海市	伊豆山	有料道路		
		2	熱海港海岸	渚	3,110	7.0 ~ 8.5	高潮、津波	8.5	高潮、津波	護岸、堤防、胸壁	熱海市	渚	住宅地(密集) 商業・業務用地		
	多賀	3	熱海港海岸	多賀	2,800	7.0 ~ 9.0	津波	9.0	津波	護岸、堤防	熱海市	多賀	山林・荒地等 住宅地(密集)		
	網代	4	網代漁港海岸	網代	1,440	6.0 ~ 8.0	津波、高潮	10.0	高潮	堤防、胸壁、陸閘	熱海市	網代	山林・荒地等 住宅地(密集) 漁村(過密)	※30年確率波採用	
	初島	5	初島漁港海岸	初島	470	7.0 ~ 8.0	高潮、津波	9.0	高潮	護岸、陸閘	熱海市	初島	山林・荒地等 商業業務用地	※30年確率波採用	
	宇佐美	6	宇佐美漁港海岸	宇佐美	2,820	9.0 ~ 12.0	津波	12.0	津波	護岸、胸壁、堤防	伊東市	宇佐美	山林・荒地等 住宅地(密集) 公園・緑地・商業地・道路等		
	伊東港	7	伊東港海岸	湯川・松原	3,510	7.5	津波	8.0	高潮、津波	護岸、胸壁	伊東市	湯川・松原	住宅地(密集) 商業・業務用地 公園・緑地等		
		8	伊東港海岸	新井	1,580	7.5	津波	8.5	高潮	護岸、堤防	伊東市	新井	住宅地(密集) 商業・業務用地		
	川奈	9	伊東港海岸	川奈	1,900	5.5 ~ 6.5	津波	7.0	津波	護岸、胸壁	伊東市	川奈	山林・荒地等		
川奈崎 ~爪木崎	富戸大川	10	八幡野漁港海岸	八幡野	220	9.5	高潮	9.5	高潮	堤防、胸壁	伊東市	八幡野	山林・荒地等 住宅地(密集)	※30年確率波採用	
		11	赤沢漁港海岸	赤沢	130	6.5	津波	7.5	高潮	護岸	伊東市	赤沢	住宅地(点在) 渔港		
		12	大川漁港海岸	大川	-	-	津波	6.5	高潮、津波	-	東伊豆町	大川	道路 住宅地(点在)	※30年確率波採用	
	稻取河津	13	北川漁港海岸	北川	550	8.0	高潮	10.5	高潮	護岸、陸閘	東伊豆町	北川	道路 商業・業務用地	※30年確率波採用	
		14	東伊豆海岸	熱川・高磯	1,560	7.0 ~ 8.5	高潮、津波	8.5	高潮、津波	護岸	東伊豆町	熱川・高磯	商業・業務用地		
		15	片瀬漁港海岸	片瀬	840	7.5	高潮	8.0	高潮	護岸、陸閘	東伊豆町	片瀬	山林・荒地等 住宅地(密集) 商業・業務用地	※30年確率波採用	
		16	白田漁港海岸	白田	290	7.0 ~ 7.5	高潮	7.5	高潮	護岸、胸壁、陸閘	東伊豆町	白田	住宅地(密集)	※30年確率波採用	
		17	稻取漁港海岸	新田	650	5.5 ~ 6.5	高潮、津波	7.0	高潮、津波	護岸、胸壁	東伊豆町	新田	山林・荒地等 道路		
		18	稻取漁港海岸	材木田	610	5.5 ~ 7.0	津波	8.0	高潮	胸壁	東伊豆町	材木田	住宅地(密集)		
		19	稻取漁港海岸	東	340	6.5 ~ 8.0	高潮	8.0	高潮	護岸、堤防、陸閘	東伊豆町	東	道路	※30年確率波採用	
		20	稻取漁港海岸	志津摩	670	6.5	高潮	9.5	高潮	護岸、堤防、陸閘	東伊豆町	志津摩	農地 商業・業務用地 道路		
		21	下河津漁港海岸	見高・浜・谷津	2,060	5.5	津波	7.0	高潮、津波	護岸	河津町	見高・浜・谷津	農地、住宅	※30年確率波採用	
		22	白浜漁港海岸	白浜	-	-	津波	8.5	高潮	-	下田市	白浜	住宅		
	外浦	23	外浦漁港海岸	外浦	370	6.0	津波	6.5	津波	護岸	下田市	外浦	住宅地(密集)		

ゾーン	地域海岸名	配置								種類	受益地域			備考	
		区域			規模										
		番号	海岸名	地区名	延長(m)	H27.12計画		R8.●計画			採用根拠	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	採用根拠	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	採用根拠
爪木崎 ～田子湾	須崎	24	須崎漁港海岸	須崎	1,170	8.0	津波		9.0	津波	護岸	下田市	須崎	住宅地(密集)	
	下田	25	下田港海岸	柿崎	1,670	4.0	津波		5.0	津波	堤防、護岸	下田市	柿崎	住宅地(密集)	
		26	下田港海岸	武方浜	380	4.0	津波		5.0	津波	堤防	下田市	武方浜	住宅地(密集)	
		27	下田港海岸	大浦	970	11.0	津波		11.5	津波	堤防	下田市	大浦	山林・荒地等 住宅地(密集) 公園・緑地等	
吉佐美	吉佐美漁港海岸	28	多々戸、入田		820	13.5	津波		14.0	津波	護岸	下田市	多々戸、入田	山林・荒地等 住宅地(点在)	
	吉佐美海岸	29	前磯、喜背谷		330	13.5	津波		14.0	津波	堤防	下田市	前磯、喜背谷	住宅地(点在)	
田牛	田牛漁港海岸	30	田牛		440	11.0	津波		12.0	津波	護岸	下田市	田牛	住宅地(密集)	
手石	手石港海岸	31	湊・手石		1,040	8.0 ~ 8.5	津波		8.5	津波	堤防	南伊豆町	湊・手石	住宅地(点在)	
下流	小糸漁港海岸	32	小糸		340	7.0	津波		8.0	津波	堤防	南伊豆町	小糸	住宅地(密集)	
	下流漁港海岸	33	下流		710	9.0	津波		9.5	津波	護岸、陸閘	南伊豆町	下流	住宅地(密集)	
	大瀬漁港海岸	34	大瀬		500	9.0	津波		9.5	津波	護岸	南伊豆町	大瀬	住宅地(点在)、公共施設	
石廊崎	石廊崎漁港海岸	35	本瀬		-	-	津波		9.0	高潮、津波	-	南伊豆町	本瀬	住宅地(点在)	※30年確率波採用
三坂	三坂漁港海岸	36	中木		280	12.5	津波		13.5	津波	護岸、胸壁、陸閘	南伊豆町	中木	住宅地(密集)、道路、船揚場	
	三坂漁港海岸	37	入間		380	12.5	津波		13.5	津波	護岸	南伊豆町	入間	住宅地(密集)	
南伊豆吉田	南伊豆海岸	38	吉田		270	12.0	津波		12.5	津波	堤防、水門	南伊豆町	吉田	農地・山林・荒地等 住宅地(点在)	
妻良	妻良漁港海岸	39	妻良		180	6.0	津波		6.5	津波	護岸、陸閘	南伊豆町	妻良	住宅地(密集)	
	妻良漁港海岸	40	子浦		490	6.0	津波		6.5	津波	護岸、胸壁、水門、	南伊豆町	子浦	住宅地(密集)	
	伊浜漁港海岸	41	落居		540	16.0	津波		16.0	津波	護岸	南伊豆町	落居	山林・荒地等 住宅地(密集)	
	伊浜漁港海岸	42	伊浜		1,320	16.0	津波		16.0	津波	護岸	南伊豆町	伊浜	山林・荒地等 農地、住宅地(点在)	
雲見	雲見漁港海岸	43	伊浜		660	16.0	津波		16.0	津波	堤防、水門	南伊豆町	伊浜	山林・荒地等	
石部	石部漁港海岸	45	石部		330	12.5	津波		12.5	津波	護岸、水門、陸閘	松崎町	石部	住宅地(密集)	
岩地	岩地漁港海岸	46	岩地		660	14.0	津波		14.5	津波	堤防、陸閘	松崎町	岩地	住宅地(密集)	
松崎	松崎港海岸	47	松崎		720	11.0	津波		11.5	津波	堤防、胸壁、水門、	松崎町	松崎	住宅地(密集) 商業・業務用地	
	仁科漁港海岸	48	大浜		580	11.0	津波		11.5	津波	護岸、水門、	西伊豆町	大浜	住宅地(密集)	
	仁科漁港海岸	49	安城		50	11.0	津波		11.5	津波	護岸	西伊豆町	安城	道路 住宅地(点在)	
	仁科漁港海岸	50	浜		560	8.0	津波		8.5	津波	護岸、水門、陸閘、	西伊豆町	浜	住宅地(密集) 商業・業務用地	
	仁科漁港海岸	51	鋸治屋浜		110	8.0	津波		8.5	高潮、津波	護岸	西伊豆町	鋸治屋浜	斜路	※30年確率波採用
田子	仁科漁港海岸	52	乗浜		370	8.0	津波		8.5	津波	護岸	西伊豆町	乗浜	商業・業務用地	
	田子漁港海岸	53	本宮		-	-	津波		7.5	津波	-	西伊豆町	本宮	道路 住宅地(点在)	
	田子漁港海岸	54	井田子		550	7.5	津波		7.5	津波	護岸、水門、	西伊豆町	井田子	住宅地(密集) 商業・業務用地	
	田子漁港海岸	55	大田子		670	7.5	津波		7.5	津波	護岸、水門、陸閘	西伊豆町	大田子	住宅地(密集)	

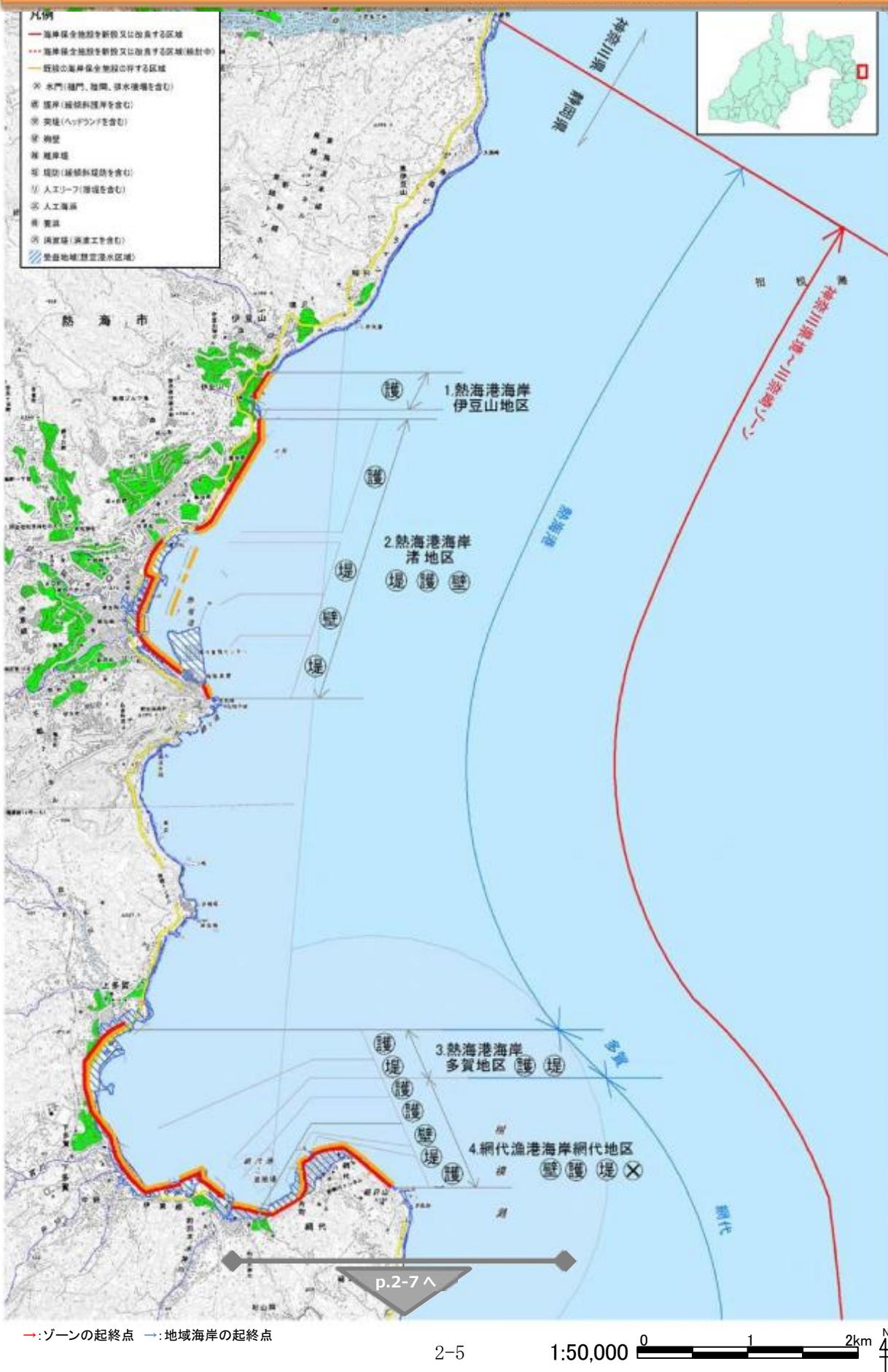
ゾーン	地域海岸名	配置							種類	受益地域		備考		
		区域		規模						地域				
		番号	海岸名	地区名	延長 (m)	H27.12計画		R8.●計画		地域				
田子湾 ~大瀬崎	安良里	56	安良里漁港海岸	網屋崎	440	9.0	津波	9.0	津波	護岸	西伊豆町 網屋崎	住宅地(密集)		
		57	安良里漁港海岸	浜川・浦上	640	5.5	津波	6.0	津波	胸壁、護岸、水門、	西伊豆町 浜川・浦上	住宅地(密集)		
		58	安良里漁港海岸	坂本	470	9.0	津波	9.0	津波	堤防、水門、陸閘	西伊豆町 坂本	住宅地(密集)		
宇久須		59	宇久須港海岸	宇久須	1,020	8.5	津波	9.0	津波	堤防、胸壁、水門、	西伊豆町 宇久須	住宅地(密集)		
		60	宇久須港海岸	深田	530	8.5	津波	9.0	津波	護岸	西伊豆町 深田	公園・緑地等		
八木沢 小下田		61	小下田漁港海岸	米崎	110	7.5	津波	10.0	高潮	護岸、陸閘	伊豆市 米崎	山林・荒地等 住宅地(点在)	※30年確率波採用	
		62	小下田漁港海岸	清藤	370	7.5	津波	10.0	高潮	護岸、陸閘	伊豆市 清藤	農地 住宅地(点在)	※30年確率波採用	
		63	八木沢漁港海岸	西浜	690	7.5	津波	8.5	高潮	護岸、胸壁、陸閘	伊豆市 西浜	住宅地(密集)	※30年確率波採用	
		64	八木沢漁港海岸	八木沢	60	7.5	津波	7.5	津波	胸壁、陸閘	伊豆市 八木沢	住宅地(密集)		
		65	八木沢漁港海岸	小池	680	7.5	津波	7.5	津波	護岸、胸壁、陸閘	伊豆市 小池	山林・荒地等 道路 住宅地(密集)		
土肥		66	土肥港海岸	屋形	930	9.0	津波	9.0	津波	堤防、護岸、水門、	伊豆市 屋形	住宅地(密集) 商業・業務用地		
		67	土肥港海岸	大藪	520	9.0	津波	9.0	津波	堤防、胸壁、陸閘	伊豆市 大藪	住宅地(密集)		
		68	土肥港海岸	小土肥	460	9.0	津波	9.0	津波	堤防、水門、陸閘	伊豆市 小土肥	農地 住宅地(点在)		
戸田		69	戸田漁港海岸	御浜	1,580	5.5 ~ 6.0	津波	6.0	津波	堤防	沼津市 御浜	公園・緑地等		
		70	戸田漁港海岸	大浦	1,760	5.5	津波	6.0	津波	胸壁、陸閘	沼津市 大浦	山林・荒地等 住宅地(点在)		
		71	戸田漁港海岸	中島	530	5.5	津波	6.0	津波	胸壁、陸閘	沼津市 中島	住宅地(密集)		
		72	戸田漁港海岸	沢海	920	5.5	津波	6.0	津波	堤防	沼津市 沢海	住宅地(点在)		
		73	井田漁港海岸	井田	730	6.0	津波	6.5	高潮、津波	堤防、護岸	沼津市 井田	農地 住宅地(点在)	※30年確率波採用	

1. 3 整備図

伊豆半島沿岸 整備図

(神奈川県境～川奈崎ゾーン：海岸 No1～4)

1/13



伊豆半島沿岸 整備図

(神奈川県境～川奈崎ゾーン：海岸 No5)

2/13



凡例
海岸整備施設を新設又は改修する区域
海岸保全施設を新設又は改修する区域(検討中)
既設の海岸保全施設が存する区域
※ 水門(堰門、防潮、排水構造物を含む)
※ 駐車場(遊歩道斜面を含む)
※ 奥堤(ヘッダランプを含む)
※ 断崖
※ 堤防(緩傾斜堤防を含む)
② 人工リーフ(護堤を含む)
※ 人工海浜
※ 美浜
※ 清流道(清流工を含む)
■ 受音地盤(想定浸水区域)



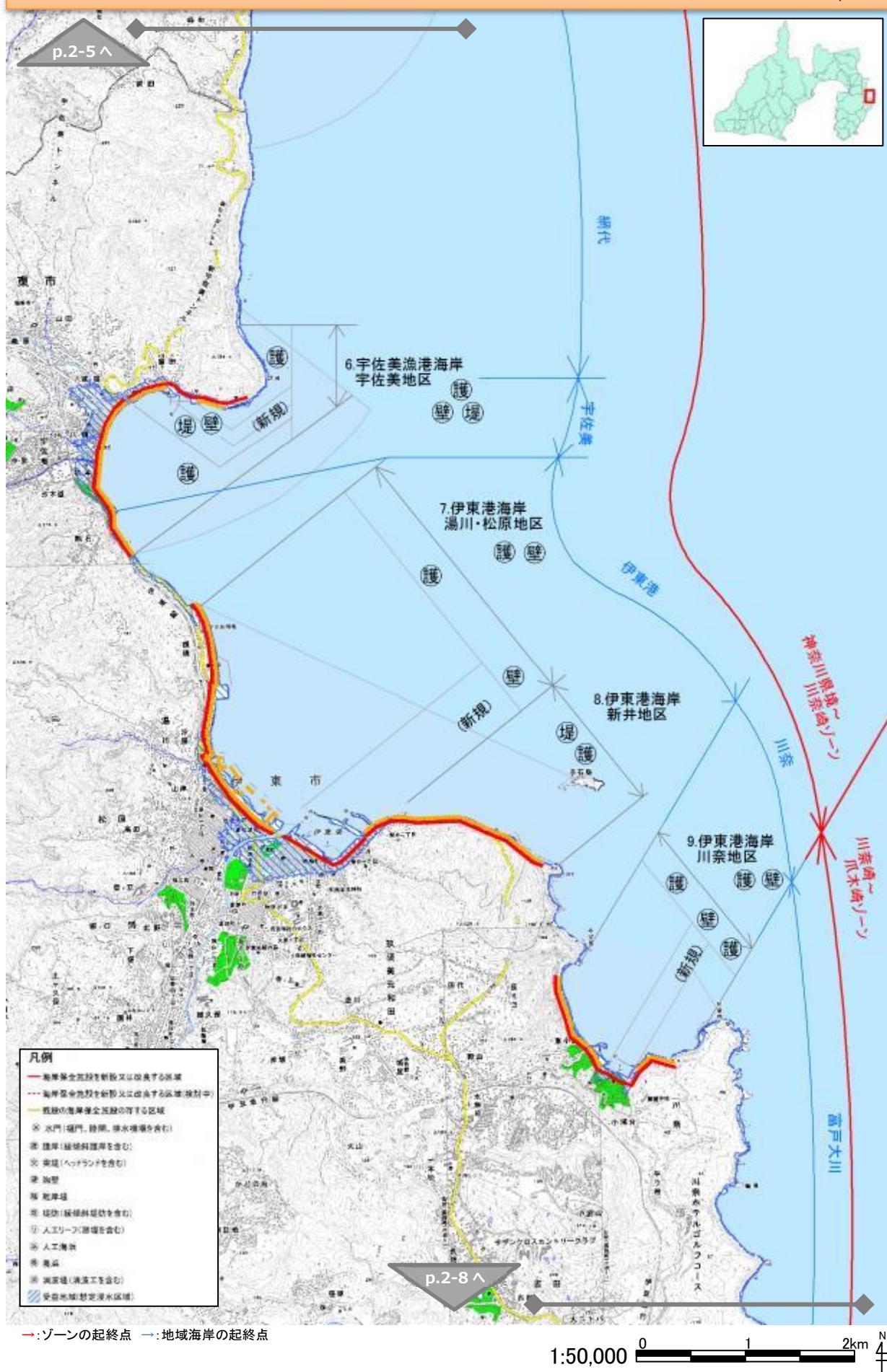
→:ゾーンの起終点 →:地域海岸の起終点

1:50,000 0 1 2km N

伊豆半島沿岸 整備図

(神奈川県境～川奈崎ゾーン：海岸 No6～9)

3/13

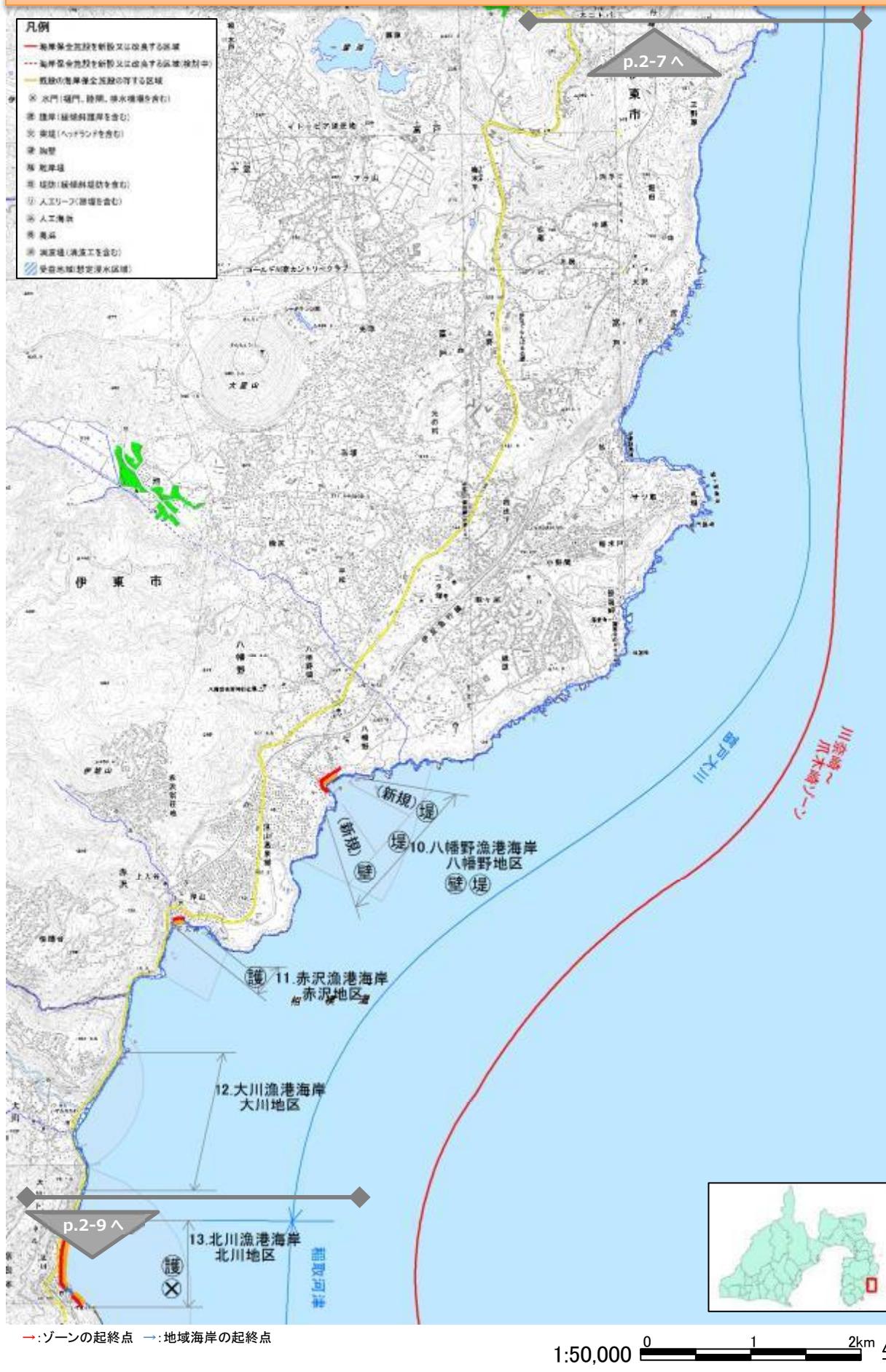


1:50,000 0 1 2km N

伊豆半島沿岸 整備図

(川奈崎～爪木崎ゾーン：海岸 No10～13)

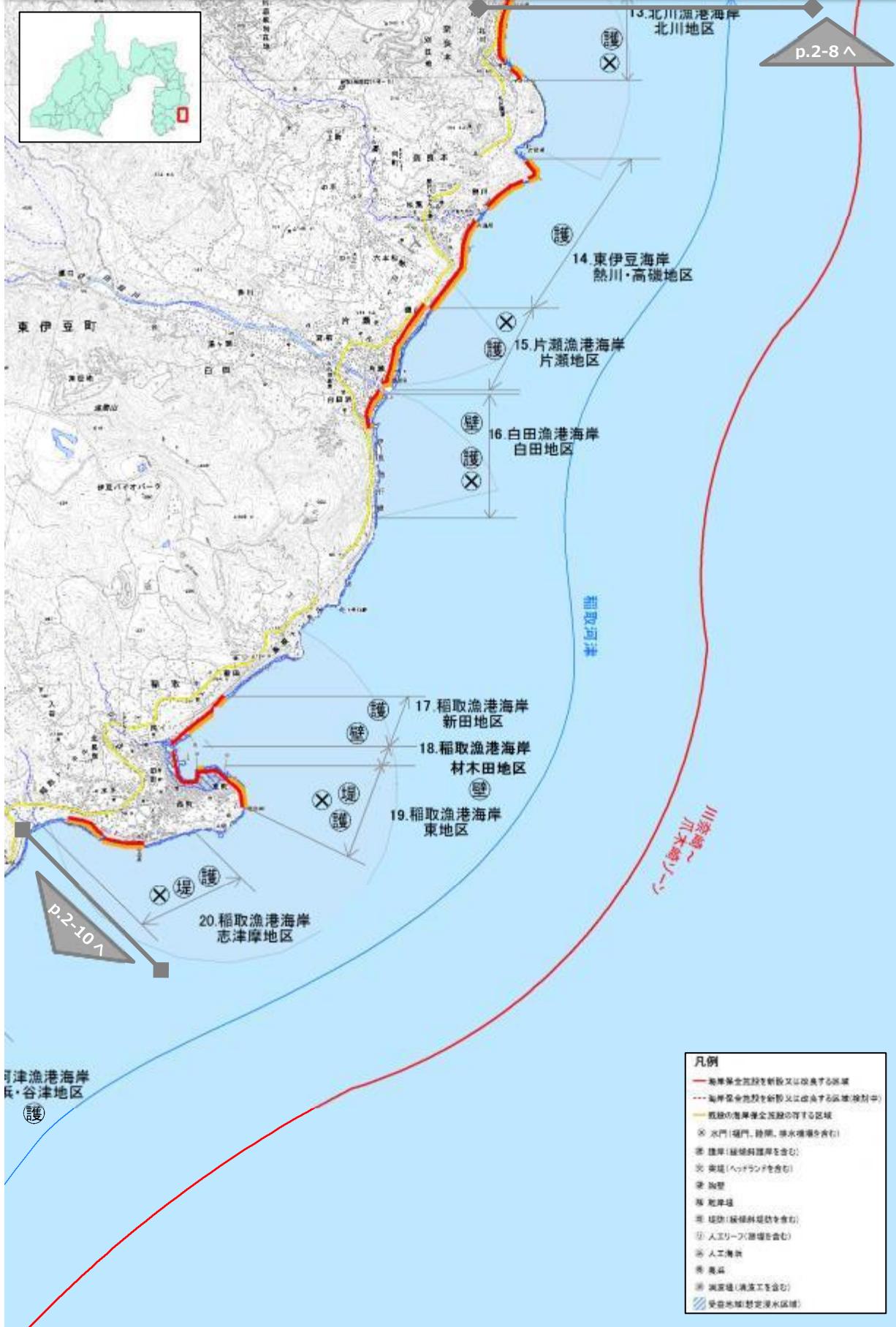
4/13



伊豆半島沿岸 整備図

(川奈崎～爪木崎ゾーン：海岸 No14～20)

5/13



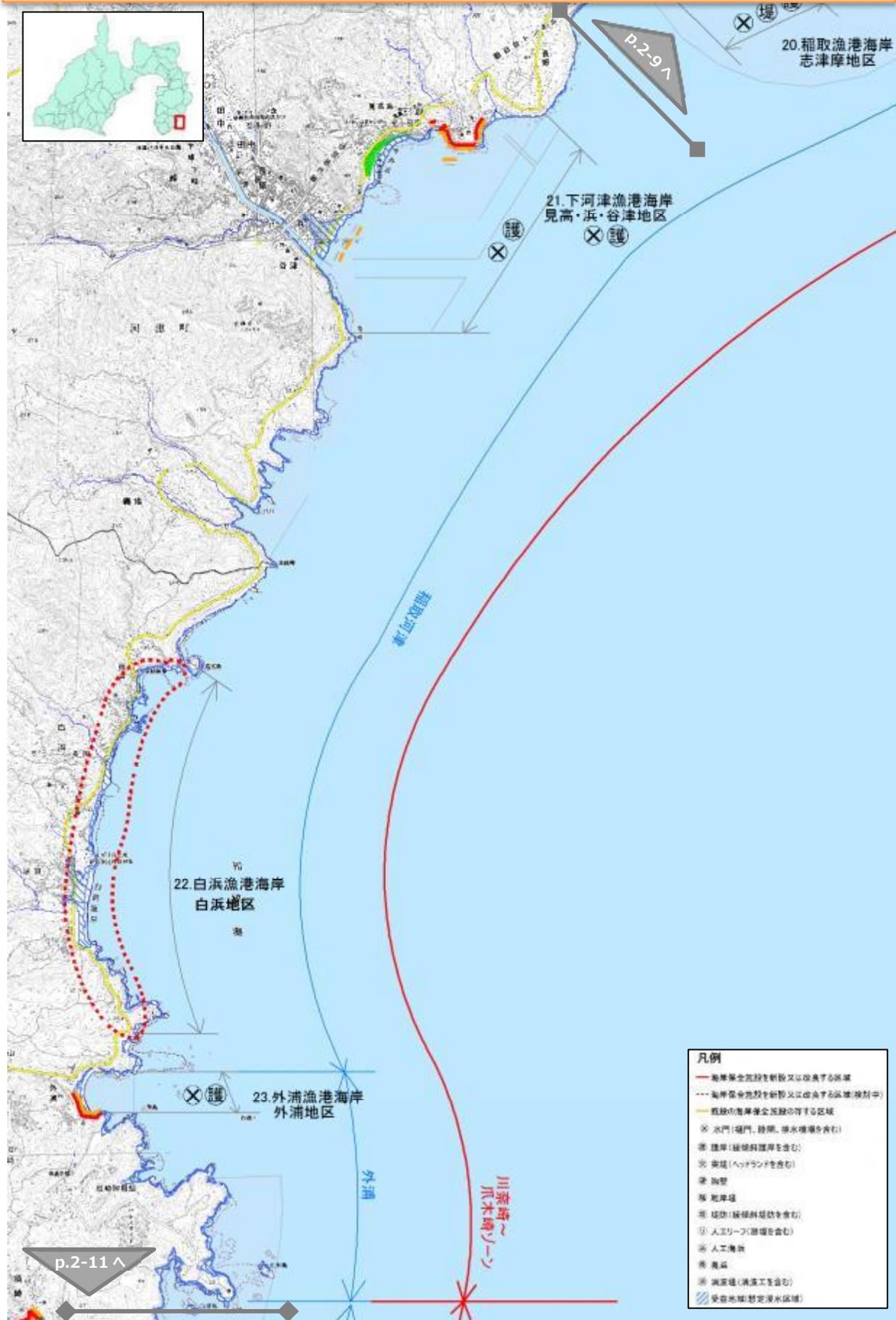
→: ゾーンの起終点 →: 地域海岸の起終点

1:50,000 0 1 2km N


伊豆半島沿岸 整備図

(川奈崎～爪木崎ゾーン：海岸 No21～23)

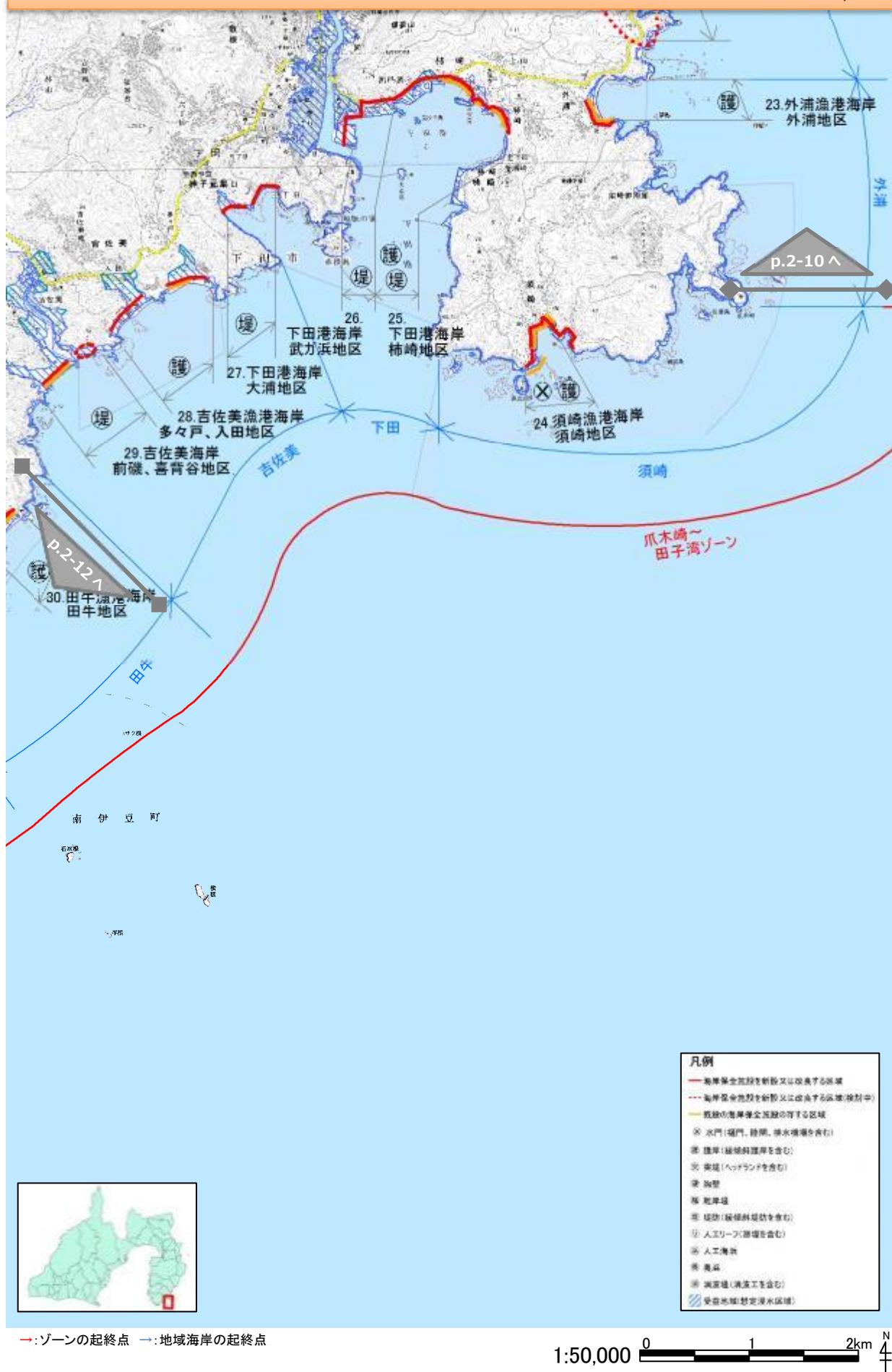
6/13



伊豆半島沿岸 整備図

(爪木崎～田子湾ゾーン：海岸 No24～29)

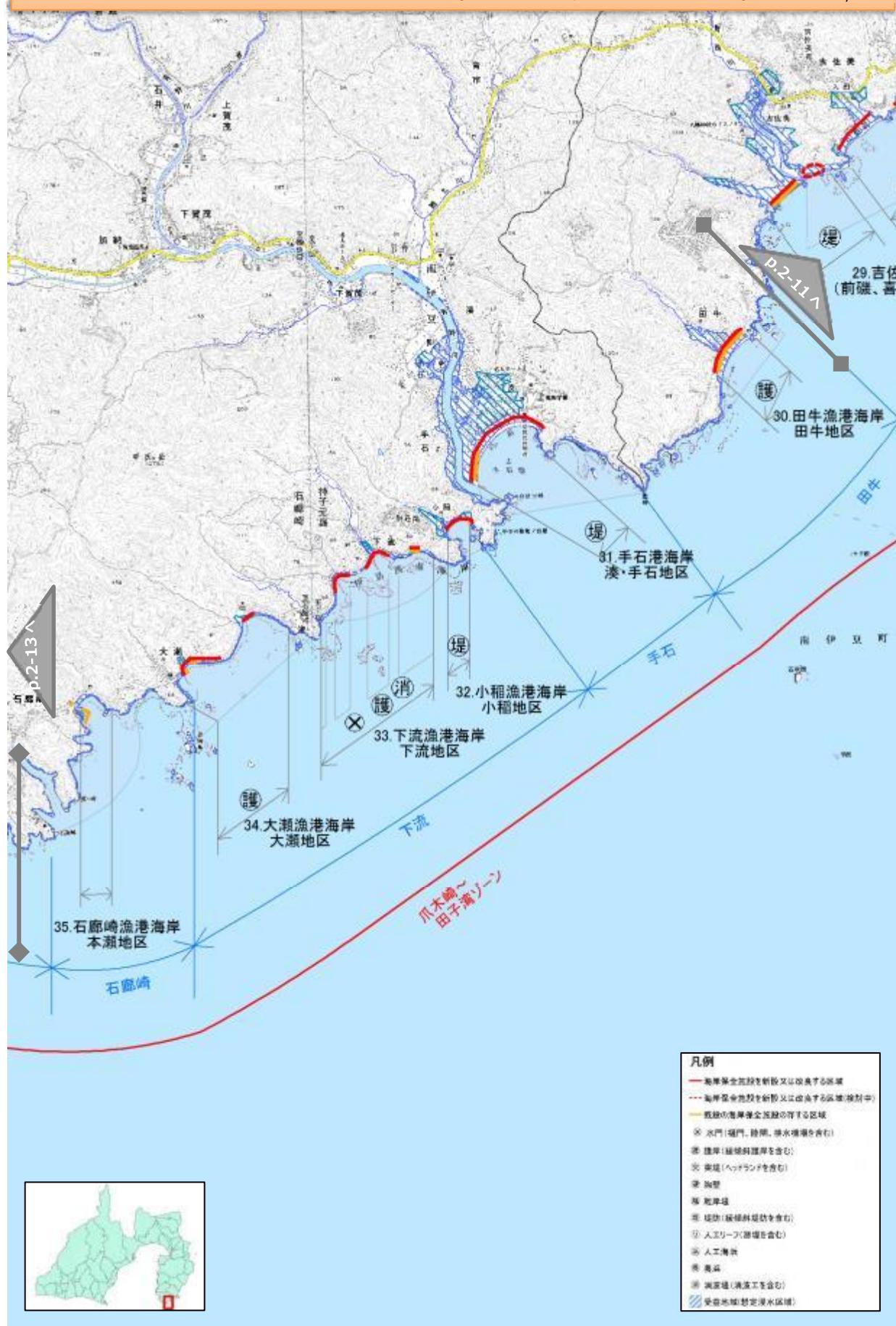
7/13



伊豆半島沿岸 整備図

(爪木崎～田子湾ゾーン：海岸 No30～35)

8/13



→:ゾーンの起終点 →:地域海岸の起終点

1:50,000 0 1 2km N

伊豆半島沿岸 整備図

(爪木崎～田子湾ゾーン：海岸 No36～40)

9/13

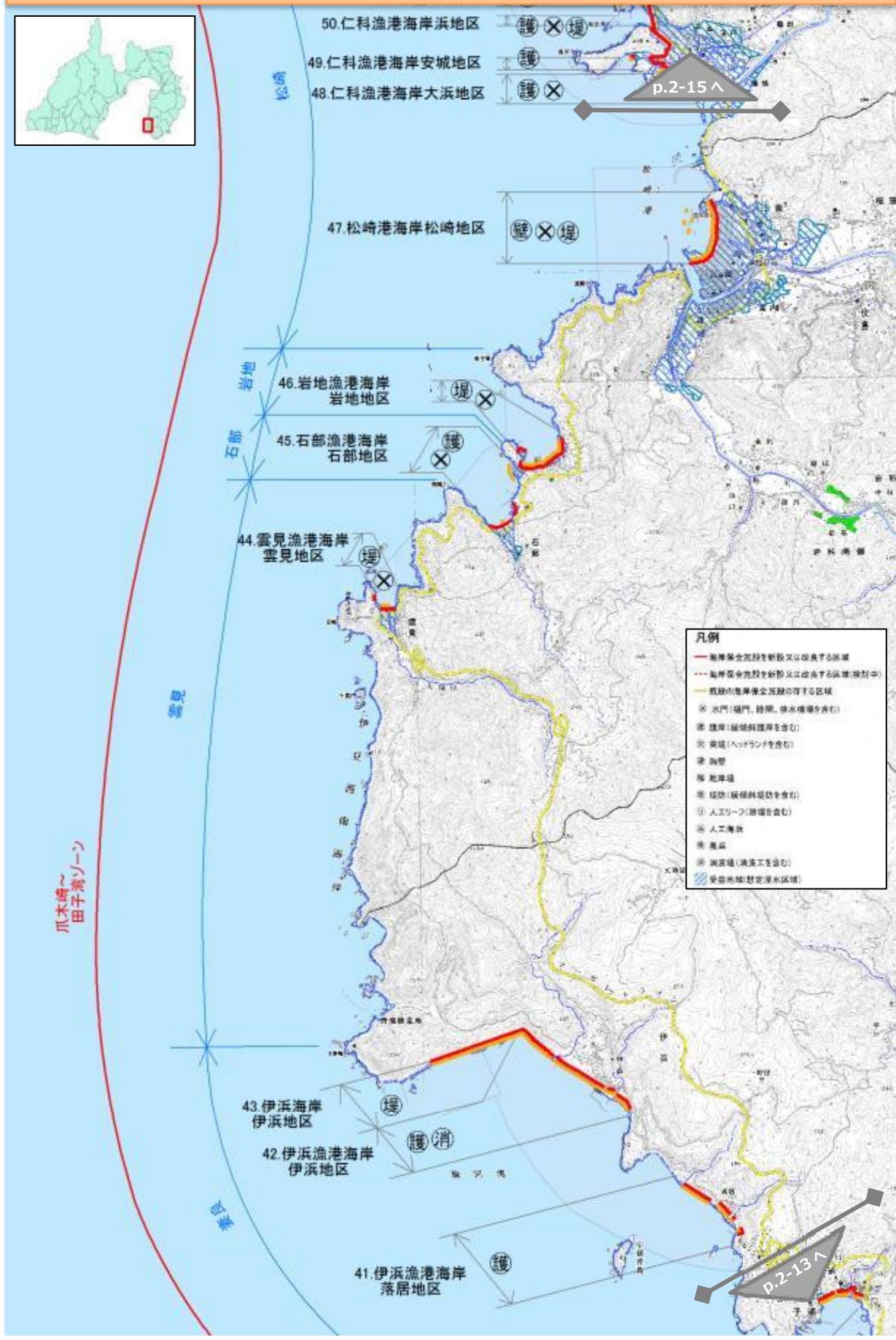


1:50,000 0 1 2km N

伊豆半島沿岸 整備図

(爪木崎～田子湾ゾーン：海岸 No41～47)

10/13



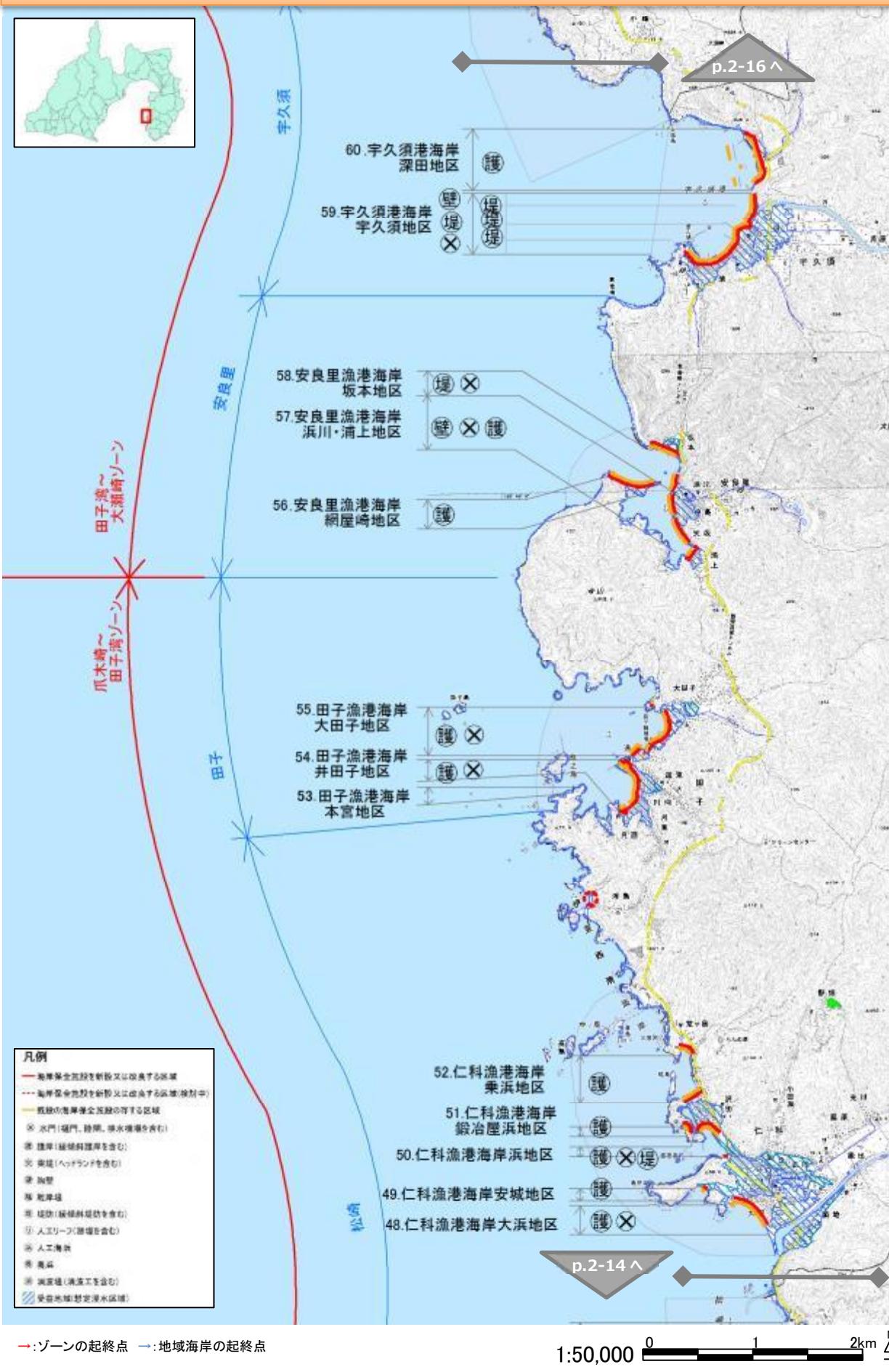
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点

1:50,000 0 1 2km N

伊豆半島沿岸 整備図

(爪木崎～田子湾ゾーン、田子湾～大瀬崎ゾーン：海岸 No48～60)

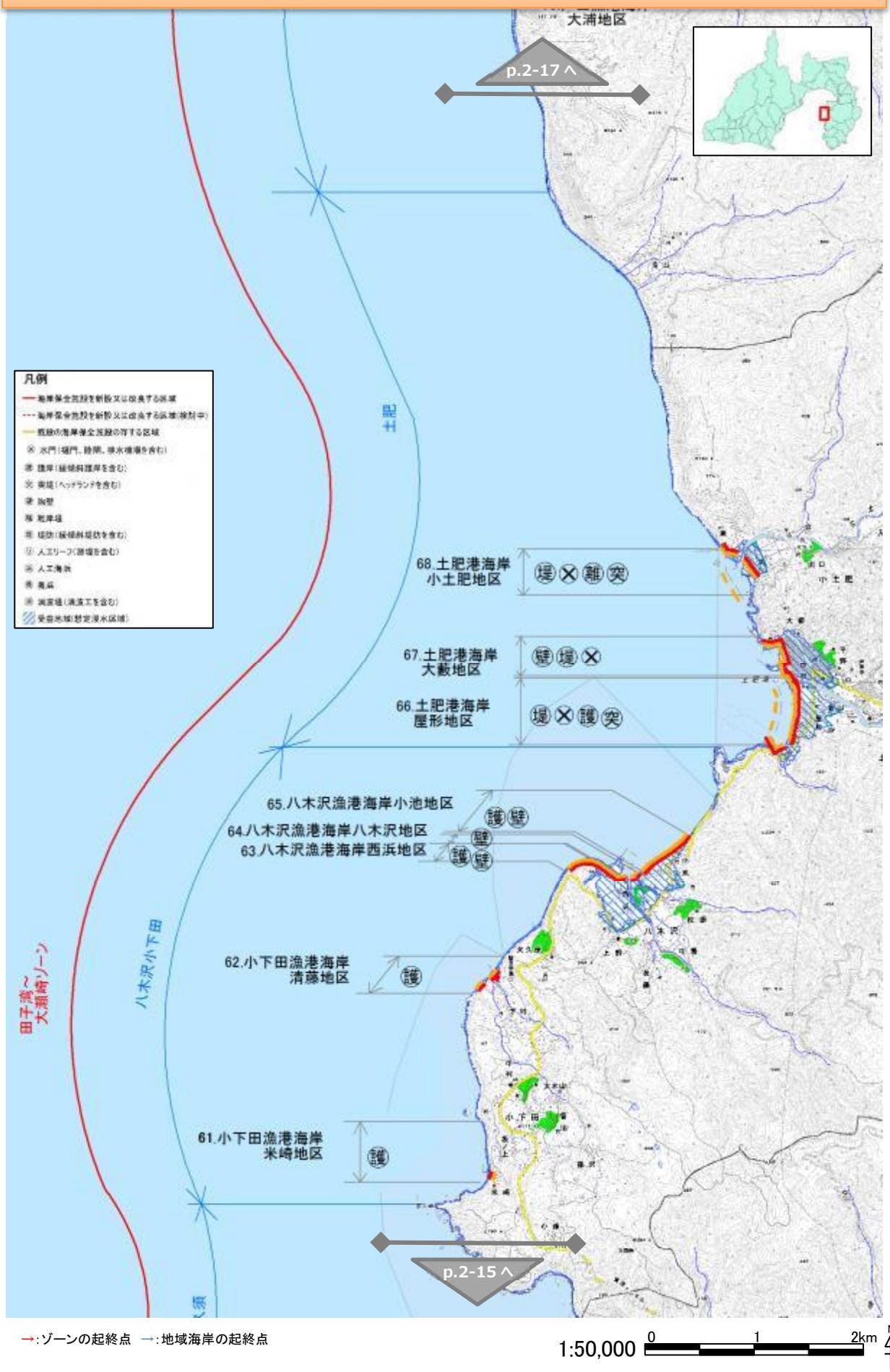
11/13



伊豆半島沿岸 整備図

(田子湾～大瀬崎ゾーン：海岸 No61～68)

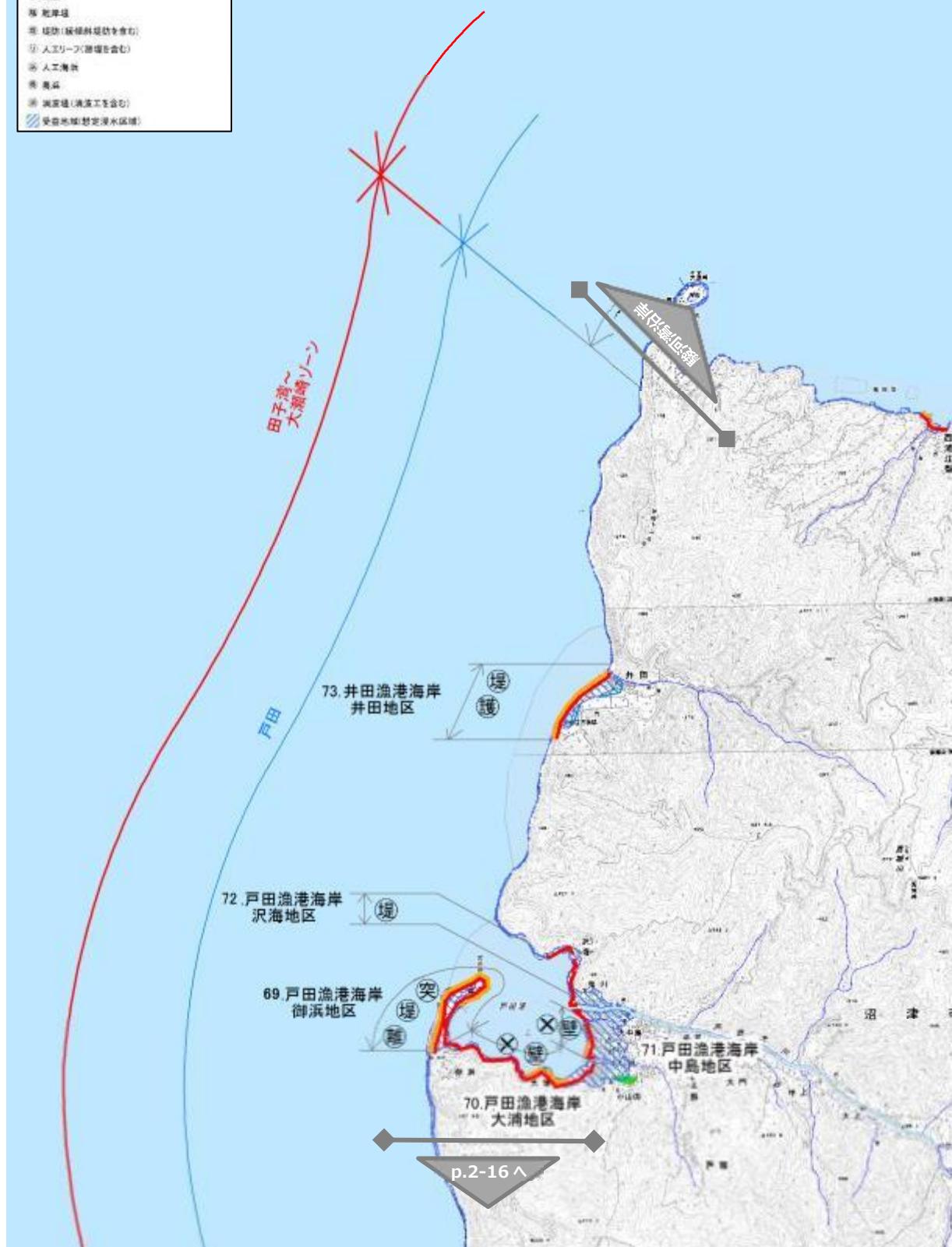
12/13



伊豆半島沿岸 整備図

(田子湾～大瀬崎ゾーン：海岸 No69～79)

13/13



→:ゾーンの起終点 →:地域海岸の起終点

1:50,000 0 1 2km N

第2章 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

2. 1 維持又は修繕の基本方針

海岸保全施設の維持又は修繕については、各海岸の地域特性や海岸保全施設の種類、構造等を勘案して、防護・環境・利用の調和に十分配慮し、以下に示す基本的事項について海岸保全施設の存する区域と区域ごとの維持又は修繕内容を定める。

なお、維持修繕内容、維持修繕図は必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

＜維持修繕内容、維持修繕図で示す事項＞

1. 海岸保全施設の存する区域

海岸保全施設の存する区域(維持修繕対象区域)は、海岸保全施設の維持又は修繕の必要性がある区域とする。

2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

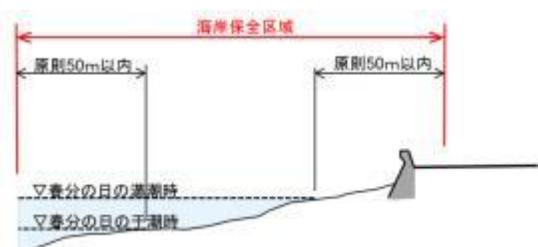
前項で示した維持修繕対象区域毎に、延長、代表堤防高、主な整備施設を示す。

3. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

前項で示した維持修繕対象区域の地域特性や海岸保全施設の種類、構造等を勘案して、巡視・点検の時期や頻度、維持又は修繕の方法について整理した。

備考

- ・「海岸保全施設」とは
指定された海岸保全区域にある護岸、離岸堤、潜堤、砂浜等、その他海水の進入又は海水による侵食を防止するための施設
- ・「代表堤防高」とは
個別箇所の堤防高決定の際の概ねの目安となるもの（50 cm単位で表示）
- ・「海岸保全区域」の考え方



2. 2 維持修繕内容

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設「◎」改良「○」	規模（現況）		規模（計画）	受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P. 50cm単位)		延長等	地域	状況
神奈川県 境 ~川奈崎	熱海港	1	熱海港海岸	伊豆山	護岸	○	310m	8.7	310m	熱海市	伊豆山	有料道路
		2	熱海港海岸	渚	護岸	○	1,180m	8.4	1,180m	熱海市	渚	住宅地(密集)、 商業・業務用地
		堤防	◎	—	—	—	—	420m				
				○	1,110m	5.7 ~ 6.6	—	1,110m				
		胸壁	◎	—	—	—	—	410m				
		離岸堤		3基	—	—	—	—				
		陸閘		1基	—	—	—	—				
		人工海浜		400m	—	—	—	—				
		多賀	熱海港海岸	多賀	護岸	○	2,130m	4.0 ~ 5.9	2,130m	熱海市	多賀	山林・荒地等、 住宅地(密集)
					堤防	◎	—	—	110m			
					○	570m	~ 4.5	570m				
					人工海浜		680m	—	—			

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		伊豆半島ジオパーク 伊豆山ジオサイト 「走り湯」	熱海港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	伊豆半島ジオパーク 熱海ジオサイト 熱海市街 「大規模な温泉街の景観」 魚見崎ジオサイト 「錦ヶ浦」	熱海港利用者の利便性 熱海サンビーチ利用者の利用 渚親水公園利用者の利用
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集		長浜海滨公園利用者の利用 長浜海水浴場利用者の利用 網代海水浴場利用者の利用
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設「○」 改良「○」	規模（現況）		規模（計画）	受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P. 50cm単位)		延長等	地域	状況
神奈川県境 ～川奈崎	網代	4 網代漁港海岸	網代	護岸	護岸		210m	7.0 ~ 8.0		熱海市	網代	山林・荒地等、 住宅地(密集)、 漁村(過密)
					胸壁	◎	—	—	420m			
						○	300m	~ 3.1	300m			
					堤防	○	720m	3.1 ~ 7.0	720m			
						○	6基	—	6基			
	初島	5 初島漁港海岸	初島	護岸	○	470m	5.5 ~ 8.0	470m	熱海市	初島	山林・荒地等、 商業業務用地	
					陸閘	○	3基	—				
	宇佐美	6 宇佐美漁港海岸	宇佐美	護岸	○	1,990m	1.8 ~ 6.2	1,990m	伊東市	宇佐美	山林・荒地等、 住宅地(密集)、 公園、緑地、商 業地、道路等	
					堤防	○	490m	5.0				
					胸壁	◎	—	—				
伊東港	伊東港	7 伊東港海岸	湯川・松原	護岸	○	2,550m	4.1 ~ 6.2	970m	伊東市	湯川・松原	住宅地(密集)、 商業、業務用 地、公園、緑地 等	
					胸壁	◎	—	—				
					離岸堤		4基	—				
		8 伊東港海岸	新井	堤防	◎	—	—	120m	伊東市	新井	住宅地(密集)、 商業、業務用地	
				護岸	○	1,580m	4.1 ~ 4.9	1,580m				

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	伊豆半島ジオパーク 網代ジオサイト 「立岩海岸」	網代漁港利用者の利便性
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		伊豆半島ジオパーク 熱海エリア 初島ジオサイト 初島「段丘地形と地震性隆起」	初島漁港利用者の利便性 初島漁港利用のダイバー等の利便性
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
年1回以上巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	伊豆半島ジオパーク ジオサイト名：宇佐美・御石ヶ沢 大崎（宇佐美華山の溶岩流）	宇佐美漁港利用者の利便性 宇佐美海水浴場利用者の利用 宇佐美留田浜辺公園利用者の利用 宇佐美漁港海岸でのダイビングの利用環境
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	伊豆半島ジオパーク ジオサイト名：伊東温泉 松川（伊東温泉街の景観） 伊東八景「オレンジビーチ」 伊東八景「松川」	伊東港利用者の利便性 伊東オレンジビーチ海水浴場利用者の利用
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 プロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	伊東八景「汐吹海岸」 伊豆半島ジオパーク ジオサイト名：汐吹崎・川奈 汐吹崎南（海食洞と隆起貝殻、海食台と海食窪、岩脈）	
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集		

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「○」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）	受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P. 50cm単位)		延長等	地域	状況
神奈川県 境 ～川奈崎	川奈	9	伊東港海岸	川奈	護岸	○	1,440m	4.0 ~ 5.7	1,440m	伊東市	川奈	山林、荒地等
					胸壁	◎	—	—	470m			
川奈崎 ～爪木崎	富戸大川	10	八幡野漁港 海岸	八幡野	堤防	◎	—	—	20m	伊東市	八幡野	山林・荒地等 住 宅地(密集)
						○	160m	8.5 ~ 9.5	160m			
					胸壁	◎	—	—	50m			
			11	赤沢漁港海 岸	赤沢	護岸	○	130m	5.5	130m	伊東市	赤沢
稻取河津		12	大川漁港海 岸	大川	—	—	—	—	—	東伊豆 町	大川	道路 住宅地(点 在)
					護岸	○	550m	7.6	550m			
					陸閘	○	3基	—	3基			
					護岸	○	1,560m	5.7 ~ 8.0	1,560m			
稻取河津		14	東伊豆海岸	熱川・高 磯	護岸	○	840m	7.3	840m	東伊豆 町	熱川・高磯	商業・業務用地
						○	11基	—	11基			
					護岸	○	290m	6.6 ~ 7.4	290m			
					胸壁	◎	—	—	70m			
稻取河津		16	白田漁港海 岸	白田	護岸	○	6基	—	6基	東伊豆 町	白田	住宅地(密集)
						○	440m	6.3	440m			
						◎	—	—	210m			
					胸壁	○	—	—	—			
稻取河津		17	稻取漁港海 岸	新田	護岸	○	—	—	—	東伊豆 町	新田	山林・荒地等 道路
					胸壁	◎	—	—	—			

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		伊豆半島ジオパーク ジオサイト名：汐吹崎・川奈 汐吹崎南（海食洞と隆起貝層、海食台と海食窪、岩脈） 富士箱根伊豆国立公園の優れた海岸景観	川奈海水浴場利用者の利用 川奈いるか浜公園利用者の利用 川奈港でのダイビングの利用環境
年1回以上巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	伊豆半島ジオパーク ジオサイト名：城ヶ崎海岸南 八幡野漁港北（大室山溶岩流の地形と断面） 橋立（大室山溶岩流の断面と柱状節理、城ヶ崎海岸の景観） ジオサイト名：伊雄山・赤窪 八幡野漁港南（伊雄山溶岩流の地形と断面） 富士箱根伊豆国立公園の優れた海岸景観	八幡野漁港利用者の利便性 八幡野漁港海岸でのダイビングの利用環境
年1回以上巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		伊豆半島ジオパーク ジオサイト名：伊雄山・赤窪 赤沢漁港（伊雄山溶岩流の地形と断面） 富士箱根伊豆国立公園の優れた海岸景観	赤沢漁港利用者の利便性 赤沢漁港海岸でのダイビングの利用環境
海岸パトロールは、毎年度1回巡視を実施するほか、異常時点検は必要に応じて実施する。 クラック等の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた海岸景観 伊豆半島ジオパーク熱川・北川ジオサイト穴切海岸遊歩道「天城火山の溶岩流と流理、海食洞、大室山と伊豆高原の地形景観」／北川温泉「刻印石、伊豆高原の地形景観」	大川漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	熱川YOH湯ビーチ利用者の利用
海岸パトロールは、毎年度1回巡視を実施するほか、異常時点検は必要に応じて実施する。 クラック等の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	片瀬漁港利用者の利便性の確保
海岸パトロールは、毎年度1回巡視を実施するほか、異常時点検は必要に応じて実施する。 クラック等の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	白田漁港利用者の利便性
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	稻取漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	

ゾーン	地域海岸名	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）	受益地域及びその状況			
		番号	海岸名			延長等	代表堤防高(m) (T.P. 50cm単位)		延長等	地域	状況	
川奈崎～爪木崎	稻取河津	18	稻取漁港海岸	材木田	胸壁	◎	—	—	610m	東伊豆町	材木田	住宅地(密集)
		19	稻取漁港海岸	東	護岸	○	150m	7.6	150m	東伊豆町	東	道路
					堤防	○	190m	6.4 ~ 7.1	190m			
		20	稻取漁港海岸	志津摩	護岸	○	550m	6.1	550m	東伊豆町	志津摩	農地 商業・業務用地 道路
					堤防	○	130m	6.1	130m			
					陸閘		1基	—	—			
		21	下河津漁港海岸	見高・浜・谷津	護岸	○	900m	4.7 ~ 7.1	900m	河津町	見高・浜・谷津	農地、住宅
						◎	—	—	1,170m			
					陸閘	○	5基	—	5基			
					離岸堤		4基	—	—			
		22	白浜漁港海岸	白浜	検討中		—	—	—	下田市	白浜	住宅
外浦	外浦漁港海岸	23	外浦漁港海岸	外浦	護岸	○	370m	3.5	370m	下田市	外浦	住宅地(密集)
					陸閘		3基	—	—			
					水門		1基	—	—			

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	稲取漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	稲取漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 稲取ウキウキビーチ利用者の利用	稲取漁港利用者の利便性 稲取ウキウキビーチ利用者の利用
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	下河津漁港利用者の利便性 今井浜海水浴場利用者の利用
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 プロックの沈下等の異常を確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			
		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク白浜海岸ジオサイト白浜海岸「石灰質砂岩」	白浜漁港利用者の利便性 白浜大浜海水浴場利用者の利用
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	外浦漁港利用者の利便性
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設「○」 改良「○」	規模（現況）		規模（計画）	受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P. 50cm単位)		延長等	地域	状況
爪木崎～田子湾	須崎	24	須崎漁港海岸	須崎	護岸	◎	—	—	570m	下田市	須崎	住宅地(密集)
						○	610m	4.5	610m			
						陸閘	2基	—	—			
	下田	25	下田港海岸	柿崎	堤防	◎	—	—	830m	下田市	柿崎	住宅地(密集)
						○	580m	4.0	580m			
						護岸	◎	—	—			
						○	180m	4.0	180m			
						水門	2基	—	—			
		26	下田港海岸	武ガ浜	堤防	◎	—	—	380m	下田市	武ガ浜	住宅地(密集)
						○	—	—	970m			
吉佐美	吉佐美漁港海岸	28	多々戸、入田	護岸	○	230m	5.3	230m	下田市	多々戸、入田	山林・荒地等	
						◎	—	—				
	吉佐美海岸	29	前磯、喜背谷	堤防	○	330m	6.0	330m	下田市	前磯	住宅地(点在)	

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク爪木崎ジオサイトタカンバ海岸 「隆起海岸地形、爪木崎段丘の遠望」／爪木崎西（俵磯）「シルと柱状節理」	須崎漁港利用者の利便性
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク下田港ジオサイト柿崎弁天島「斜交層理、生痕化石、波食台、下田の歴史」	下田港利用者の利便性 柿崎海水浴場利用者の利用
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	下田港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	下田港利用者の利便性 鍋田海水浴場利用者の利用
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 吉佐美漁港利用者の利便性 多々戸海水浴場利用者の利用 入田浜海水浴場利用者の利用	吉佐美漁港利用者の利便性 多々戸海水浴場利用者の利用 入田浜海水浴場利用者の利用
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク吉佐美・田牛ジオサイト吉佐美大浜「水底土石流と水冷火山弾、海食洞と隆起貝層」アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ハマボウ群落の環境保全	吉佐美海水浴場利用者の利用

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設「○」 改良「○」	規模（現況）		規模（計画）	受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P. 50cm単位)		延長等	地域	状況
爪木崎 ～田子湾	田牛	30	田牛漁港海岸	田牛	護岸	○	440m	5.5 ~ 7.0	440m	下田市	田牛	住宅地(密集)
	手石	31	手石港海岸	湊・手石	堤防	○	300m	4.5	300m	下田市	湊	住宅地(点在)
						◎	—	—	750m			
	下流	32	小稻漁港海岸	小稻	堤防	◎	—	—	340m	南伊豆町	小稻	住宅地(密集)
		33	下流漁港海岸	下流	護岸	○	130m	7.5	130m	南伊豆町	下流	住宅地(密集)
						◎	—	—	580m			
					消波堤		1基	—	—			
					陸閘	○	9基	—	9基			
	34	大瀬漁港海岸	大瀬	護岸	◎	—	—	—	500m	南伊豆町	大瀬	住宅地(点在)、 公共施設
石廊崎	35	石廊崎漁港海岸	本瀬	—	—	—	—	—	—	南伊豆町	本瀬	住宅地(点在)
三坂	36	三坂漁港海岸	中木	護岸	○	110m	4.5	110m	南伊豆町	中木	住宅地(密集)、 道路、船揚場	
					◎	—	—	—				
				胸壁	○	80m	4.5	80m				
				陸閘	○	5基	—	5基				
	37	三坂漁港海岸	入間	護岸	◎	—	—	—	180m	南伊豆町	入間	住宅地(密集)
	○	210m	12.5	210m								

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク吉佐美・田牛ジオサイト田牛サンドスキー場「堆砂、水底溶岩流と水底土石流、水底火山弾、岩脈」／竜宮窟「海食洞の天窓、海底にたまたた火山灰の地層など」ハマオモト自生地	田牛漁港利用者の利便性 田牛海水浴場利用者の利用
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク弓ヶ浜ジオサイト弓ヶ浜「砂嘴の発達と砂浜の成立」	手石港利用者の利便性 弓ヶ浜海水浴場利用者の利用
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	小糸漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	下流漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 プロックの沈下等の異常を確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	大瀬漁港利用者の利便性
		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	石廊崎漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク奥石廊崎ジオサイト中木付近「海底地形の噴出物と火山の根、伊豆半島沖地震の崩壊跡」	三坂漁港利用者の利便性
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	三坂漁港利用者の利便性

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「○」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）	受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P. 50cm単位)		延長等	地域	状況
爪木崎 ～田子湾	南伊豆吉田	38	南伊豆海岸	吉田	堤防	○	270m	8.5	270m	南伊豆町	吉田	農地・山林・荒地等 住宅地(点在)
					水門	○	1基	—	1基			
妻良	39	妻良漁港海岸	妻良	護岸	○	—	—	—	80m	南伊豆町	妻良	住宅地(密集)
				胸壁	○	110m	4.5	—	110m			
				水門		1基	—	—	—			
				陸閘		2基	—	—	—			
	40	妻良漁港海岸	子浦	護岸	○	460m	6.0	—	460m	南伊豆町	子浦	住宅地(密集)
				胸壁	○	30m	6.0	—	30m			
				水門	○	3基	—	—	3基			
				陸閘	○	9基	—	—	9基			
	41	伊浜漁港海岸	落居	護岸	○	540m	6.0 ~ 10.2	—	540m	南伊豆町	落居	住宅地(密集)
				消波堤	○	1,320m	7.5 ~ 8.6	—	1,320m	南伊豆町	伊浜	住宅地(点在)
	42	伊浜漁港海岸	伊浜	護岸		1基	—	—	—			

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
静岡県農林防災施設点検実施要領に基づき、毎年度7月までに1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 妻良漁港利用者の利便性	
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 ウバメガシ群落 子浦海水浴場利用者の利用	妻良漁港利用者の利便性
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	伊浜漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	伊浜漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 プロックの沈下等の異常を確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			

ゾーン	地域海岸名	区域		種類	新設 「○」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）	受益地域及びその状況			
		番号	海岸名			地区名	延長等		延長等	地域	状況	
爪木崎～田子湾	妻良	43	伊浜海岸	伊浜	堤防	○	660m	7.0	660m	南伊豆町	伊浜	山林・荒地等
雲見	44	雲見漁港海岸	雲見	堤防	◎	—	—	90m	松崎町	雲見	住宅地(密集)	
					○	80m	6.4	110m				
					水門	○	20m	6.4				
石部	45	石部漁港海岸	石部	護岸	◎	—	—	310m	松崎町	石部	住宅地(密集)	
					水門	○	20m	5.0				
					陸閘	○	1基	—				
岩地	46	岩地漁港海岸	岩地	堤防	○	600m	5.0	600m	松崎町	岩地	住宅地(密集)	
					◎	—	—	60m				
					陸閘	○	7基	—				
松崎	47	松崎港海岸	松崎	堤防	○	540m	6.0	540m	松崎町	松崎	住宅地(密集) 商業・業務用地	
					胸壁	○	150m	6.0				
					離岸堤		4基	—				
					水門	○	40m	6.0				
					陸閘	○	10基	—				

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
静岡県農林防災施設点検実施要領に基づき、毎年度7月までに1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	
毎年度1回定期点検を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 名勝伊豆西南海岸としての景観 伊豆半島ジオパーク	雲見漁港利用者の利便性 雲見海水浴場利用者の利用
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回定期点検を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 名勝伊豆西南海岸としての景観 伊豆半島ジオパーク	石部漁港利用者の利便性 石部海水浴場利用者の利用
毎年度1回定期点検を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 名勝伊豆西南海岸としての景観 伊豆半島ジオパーク	岩地漁港利用者の利便性 岩地海水浴場利用者の利用
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク松崎・桜田ジオサイト弁天島「海底を流れた溶岩流」	松崎港利用者の利便性 松崎海水浴場の利用者の利用
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 プロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設「○」 改良「○」	規模（現況）		規模（計画）	受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P. 50cm単位)		延長等	地域	状況
爪木崎 ～田子湾	松崎	48	仁科漁港海 岸	大浜	護岸	○	570m	6.4	570m	西伊豆 町	大浜	住宅地(密集)
					水門	○	20m	5.0	20m			
					陸閘	○	13基	5.0	13基			
		49	仁科漁港海 岸	安城	護岸	○	50m	5.0	50m	西伊豆 町	安城	道路 住宅地(点在)
		50	仁科漁港海 岸	浜	護岸	○	220m	5.0	220m	西伊豆 町	浜	住宅地(密集) 商業・業務用地
					堤防	◎	—	—	330m			
					水門	○	10m	5.0	10m			
					陸閘	◎	—	—	1基			
					○	8基	5.0	8基				
		51	仁科漁港海 岸	鍛冶屋浜	護岸	○	110m	6.0	110m	西伊豆 町	鍛冶屋浜	斜路
		52	仁科漁港海 岸	乗浜	護岸	○	370m	5.0 ~ 7.1	370m	西伊豆 町	乗浜	商業・業務用地
田子		53	田子漁港海 岸	本宮	—	—	—	—	—	西伊豆 町	本宮	道路 住宅地(点在)
		54	田子漁港海 岸	井田子	護岸	○	540m	5.0	540m	西伊豆 町	井田子	住宅地(密集) 商業・業務用地
					水門	○	20m	5.0	20m			
					陸閘	○	13基	5.0	13基			

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
定期的に日常点検・巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	仁科漁港利用者の利便性
定期的に日常点検・巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	仁科漁港利用者の利便性
定期的に日常点検・巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	仁科漁港利用者の利便性
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
定期的に日常点検・巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク堂ヶ島・仁科港ジオサイト枯野公園付近「海底火山の溶岩流、土石流と荷重痕」	仁科漁港利用者の利便性
定期的に日常点検・巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	仁科漁港利用者の利便性
		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	田子瀬浜海水浴場利用者の利便性
定期的に日常点検・巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	田子漁港利用者の利便性

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設「○」 改良「○」	規模（現況）		規模（計画）	受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P. 50cm単位)		延長等	地域	状況
爪木崎 ～田子湾	田子	55	田子漁港海岸	大田子	護岸	○	660m	4.3 ~ 5.0	660m	西伊豆町	大田子	住宅地(密集)
					水門	○	20m	5.0	20m			
					陸閘	○	9基	5.0	9基			
田子湾 ～大瀬崎	安良里	56	安良里漁港海岸	網屋崎	護岸	○	440m	4.0	440m	西伊豆町	網屋崎	住宅地(密集)
					胸壁	○	490m	3.5 ~ 4.5	490m			
		57	安良里漁港海岸	浜川・浦上	護岸	○	140m	4.5	140m	西伊豆町	浜川・浦上	住宅地(密集)
					水門	○	20m	3.5 ~ 4.5	20m			
					陸閘	○	13基	4.5	13基			
					堤防	○	470m	6.0	470m	西伊豆町	坂本	住宅地(密集)
		58	安良里漁港海岸	坂本	水門	○	10m	6.0	10m			
					陸閘	○	6基	6.0	6基			
					堤防	○	430m	6.0	690m	西伊豆町	宇久須	住宅地(密集)
宇久須		59	宇久須港海岸	宇久須	胸壁	○	590m	6.0	450m			
					水門	○	2基	—	2基			
					陸閘	○	16基	—	16基			

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
定期的に日常点検・巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	田子漁港利用者の利便性 大田子海水浴場利用者の利用
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
定期的に日常点検・巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	
定期的に日常点検・巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	安良里漁港利用者の利便性
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
定期的に日常点検・巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	安良里海水浴場利用者の利用
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	宇久須港利用者の利便性 宇久須海水浴場利用者の利用
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設「○」 改良「○」	規模（現況）		規模（計画）	受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P. 50cm単位)		延長等	地域	状況
田子湾 ～大瀬崎	宇久須	60	宇久須港海岸	深田	護岸	○	530m	4.0	530m	西伊豆町	深田	住宅地(密集)
					離岸堤		2基	—	—			
					人工リーフ		1基	—	—			
	八木沢 小下田	61	小下田漁港海岸	米崎	護岸	○	90m	7.1	110m	伊豆市	米崎	山林・荒地等 住宅地(点在)
					陸閘	◎	—	—	1基			
					護岸	○	250m	6.1 ~ 6.4	370m			
	62	小下田漁港海岸	清藤		陸閘	○	1基	6.1	1基	伊豆市	清藤	農地 住宅地(点在)
					護岸	○	450m	5.1	490m			
					胸壁	○	200m	5.1	200m			
63	八木沢漁港海岸	63	八木沢漁港海岸	西浜	陸閘	○	3基	5.1	3基	伊豆市	西浜	住宅地(密集)
					護岸	○	70m	5.1	60m			
					胸壁	○	80m	5.1	90m			
	64	八木沢漁港海岸	八木沢		陸閘	○	1基	5.1	1基	伊豆市	八木沢	住宅地(密集)
					護岸	○	480m	5.1	600m			
					胸壁	○	6基	5.1	6基			
65	八木沢漁港海岸	65	八木沢漁港海岸	小池	陸閘	○	—	—	—	伊豆市	小池	山林・荒地等 道路 住宅地(密集)

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	平成16年台風22号により被災 施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	小下田漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	小下田漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	八木沢漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	八木沢漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	八木沢漁港利用者の利便性

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設「○」 改良「○」	規模（現況）		規模（計画）	受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P. 50cm単位)		延長等	地域	状況
田子湾 ～大瀬崎	土肥	66	土肥港海岸	屋形	堤防	○	650m	3.5	650m	伊豆市	屋形	住宅地(密集) 商業・業務用地
						○	—	—	60m			
						○	230m	1.0	230m			
							1基	—	—			
							3基	—	—			
						○	2基	—	2基			
		67	土肥港海岸	大藪	堤防	○	12基	—	12基	伊豆市	大藪	住宅地(密集)
						○	70m	5.5	70m			
						○	450m	5.5	450m			
						○	4基	—	4基			
						○	400m	6.0	400m	伊豆市	小土肥	農地 住宅地(点在)
						○	—	—	70m			

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	土肥港利用者の利便性 土肥海水浴場利用者の利用
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	土肥港利用者の利便性
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	平成24年台風17号により被災	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	小土肥海水浴場利用者の利用
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			

ゾーン	地域海岸名	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）	受益地域及びその状況			
		番号	海岸名			延長等	代表堤防高(m) (T.P. 50cm単位)		延長等	地域	状況	
田子湾 ~大瀬崎	戸田	69 戸田漁港海岸	御浜	堤防	○	1,230m	1.4 ~ 8.1	1,230m	沼津市	御浜	公園・緑地等	
					◎	—	—	360m				
					離岸堤	2基	—	—				
					突堤	2基	—	—				
				胸壁	○	370m	2.0 ~ 2.7	370m				
		70 戸田漁港海岸	大浦		◎	—	—	1,390m				
					陸閘	○	2基	—				
			胸壁	○	130m	2.0	130m	沼津市	大浦	山林・荒地等 住宅地(点在)		
				◎	—	—	410m					
				陸閘	○	1基	—					
				71 戸田漁港海岸	中島	—	—					
		72 戸田漁港海岸	沢海	堤防	○	520m	5.0	520m	沼津市	拓海	住宅地(密集)	
					◎	—	—	920m				
					護岸	○	220m	5.0				
		73 井田漁港海岸	井田	堤防	○	10基	—	—	沼津市	井田	農地 住宅地(点在)	
					陸閘	—	—	—				

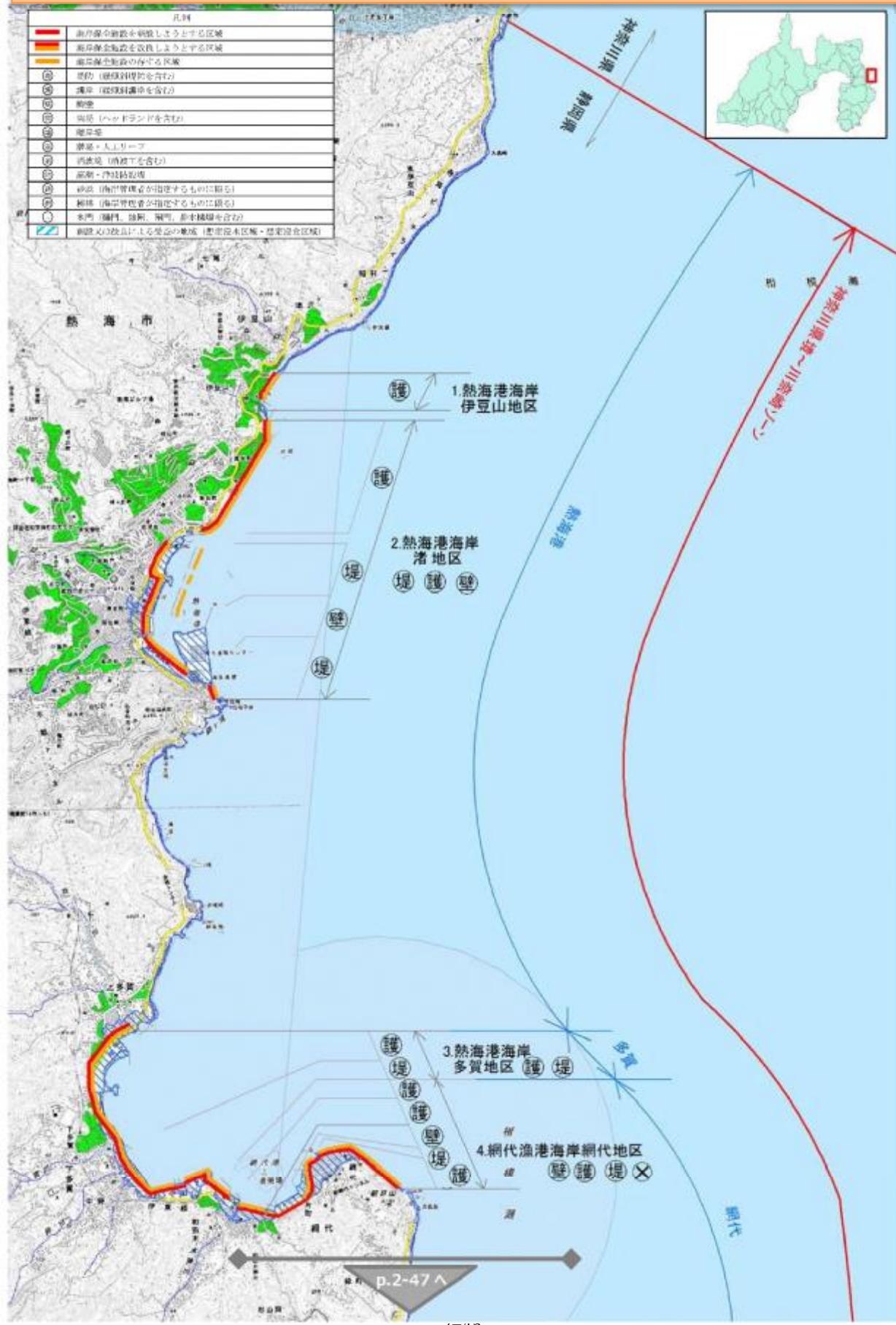
維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	平成24年台風17号により被災	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク戸田ジオサイト御浜岬「砂嘴の地形、駿河湾深海生物館、ディアナ号の錨、達磨火山の溶岩流と浸食地形の景観」 御浜岬のイヌマキ群生地	御浜海水浴場利用者の利用
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 ロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	戸田漁港利用者の利便性
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	戸田漁港利用者の利便性
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	戸田漁港利用者の利便性
日常の巡回で点検を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク井田ジオサイト井田南「井田火山の溶岩流、砂嘴と明神池」／井田北「井田火山の溶岩流」	井田漁港利用者の利便性 井田海水浴場利用者の利用
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			

2. 3 維持修繕図

伊豆半島沿岸 維持修繕図

(神奈川県境～川奈崎ゾーン：海岸 No1～4)

1/13



→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点

p.2-47へ

△-40

1:50,000

0

1

2km

N

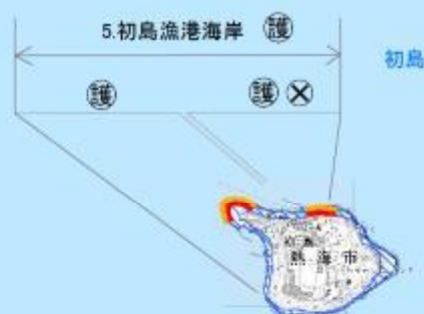
伊豆半島沿岸 維持修繕図

(神奈川県境～川奈崎ゾーン：海岸 No5)

2/13



凡例	
■	海岸保全施設を新設しようとする区域
■	海岸保全施設を改良しようとする区域
■	海岸保全施設の存する区域
○	堤防（緩傾斜堤防を含む）
○	護岸（緩傾斜護岸を含む）
○	胸壁
○	突堤（ヘッドランドを含む）
○	離岸堤
○	潜堤・人工リーフ
○	消波堤（消波工を含む）
○	高潮・津波防波堤
○	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
○	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
○	水門（橋門、陸門、閘門、排水機場を含む）
■	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定浸食区域）



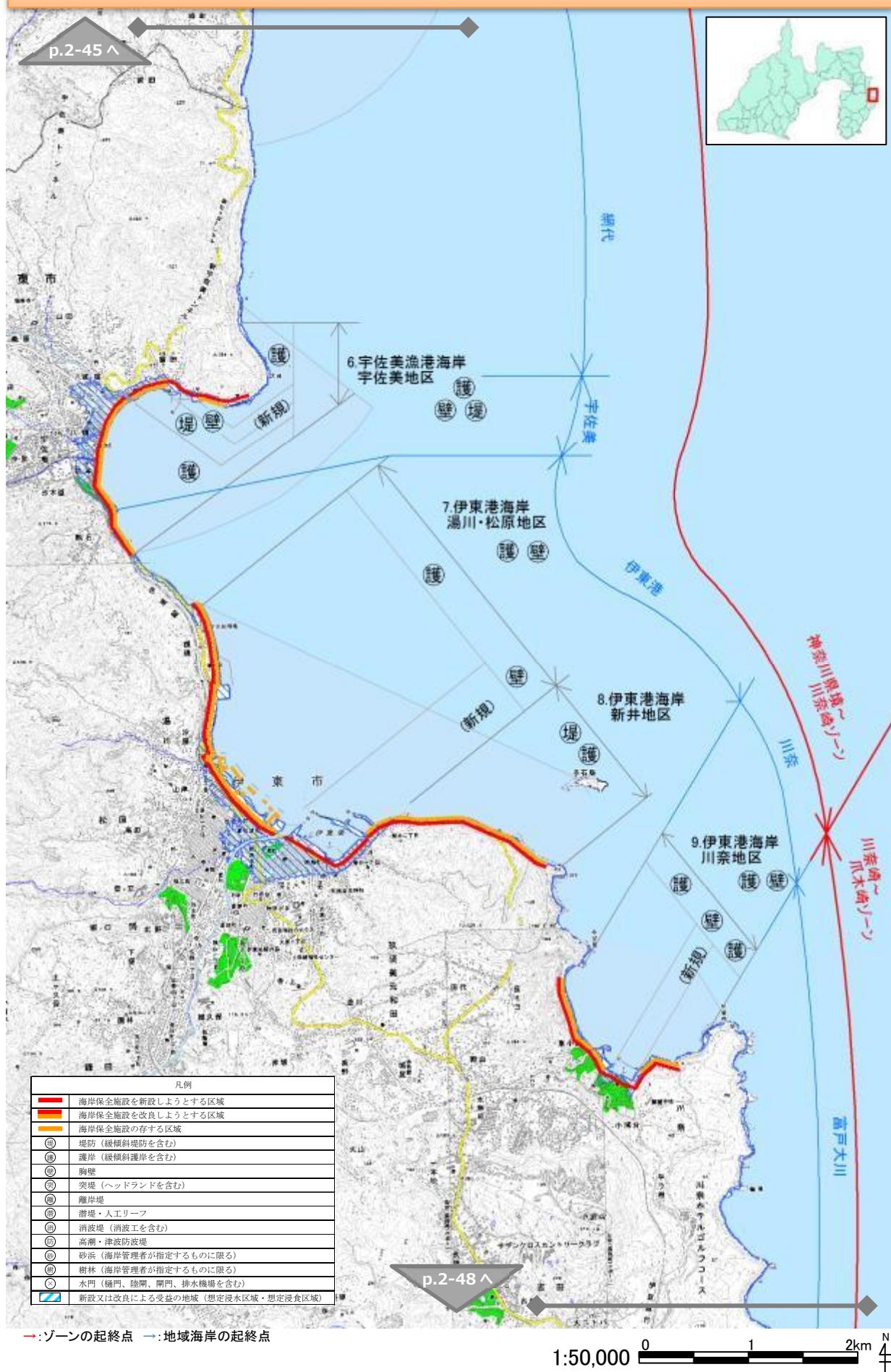
→:ゾーンの起終点 →:地域海岸の起終点

1:50,000 0 1 2km N

伊豆半島沿岸 維持修繕図

(神奈川県境～川奈崎ゾーン：海岸 No6～9)

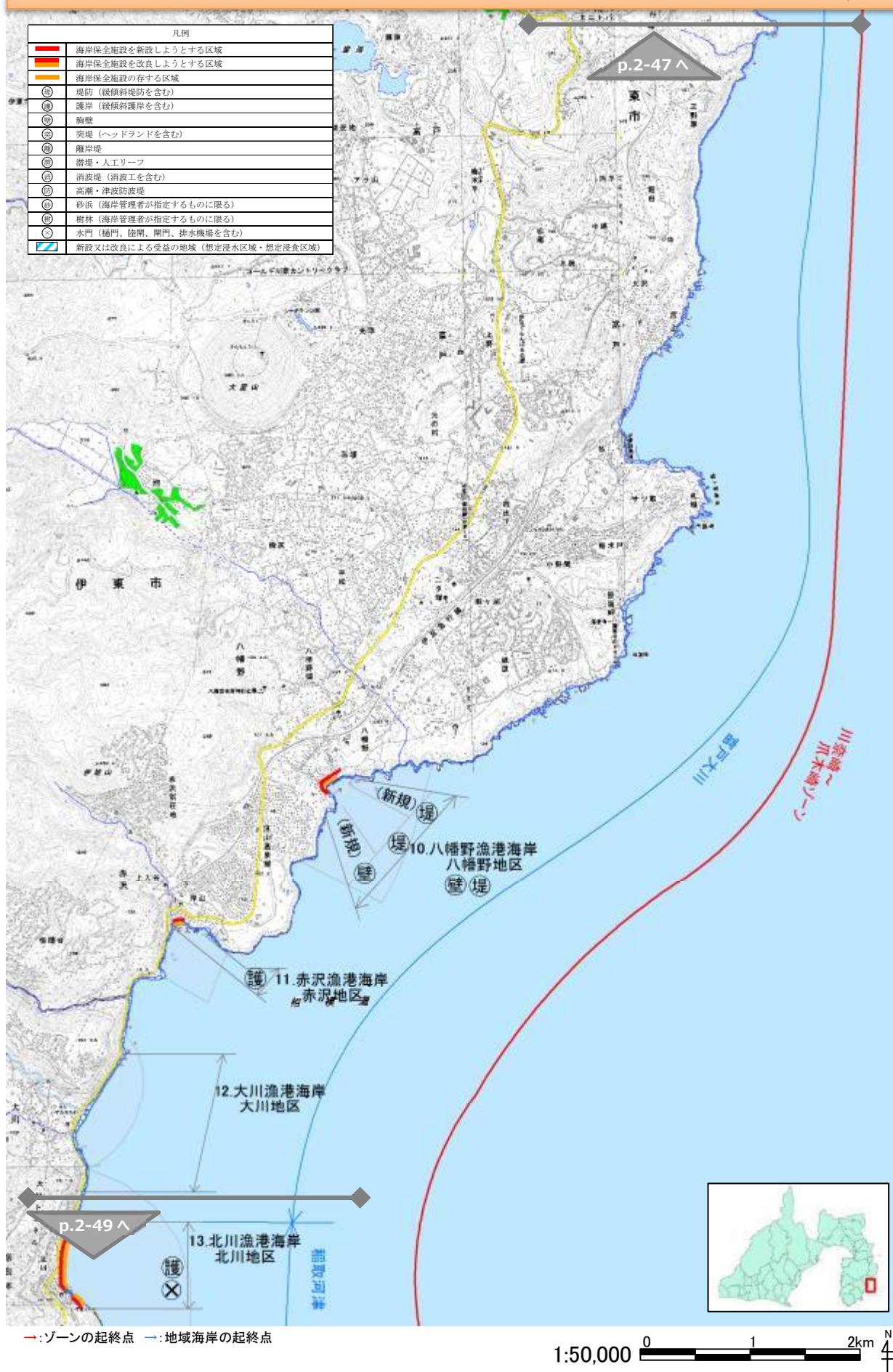
3/13



伊豆半島沿岸 維持修繕図

(川奈崎～爪木崎ゾーン：海岸 No10～13)

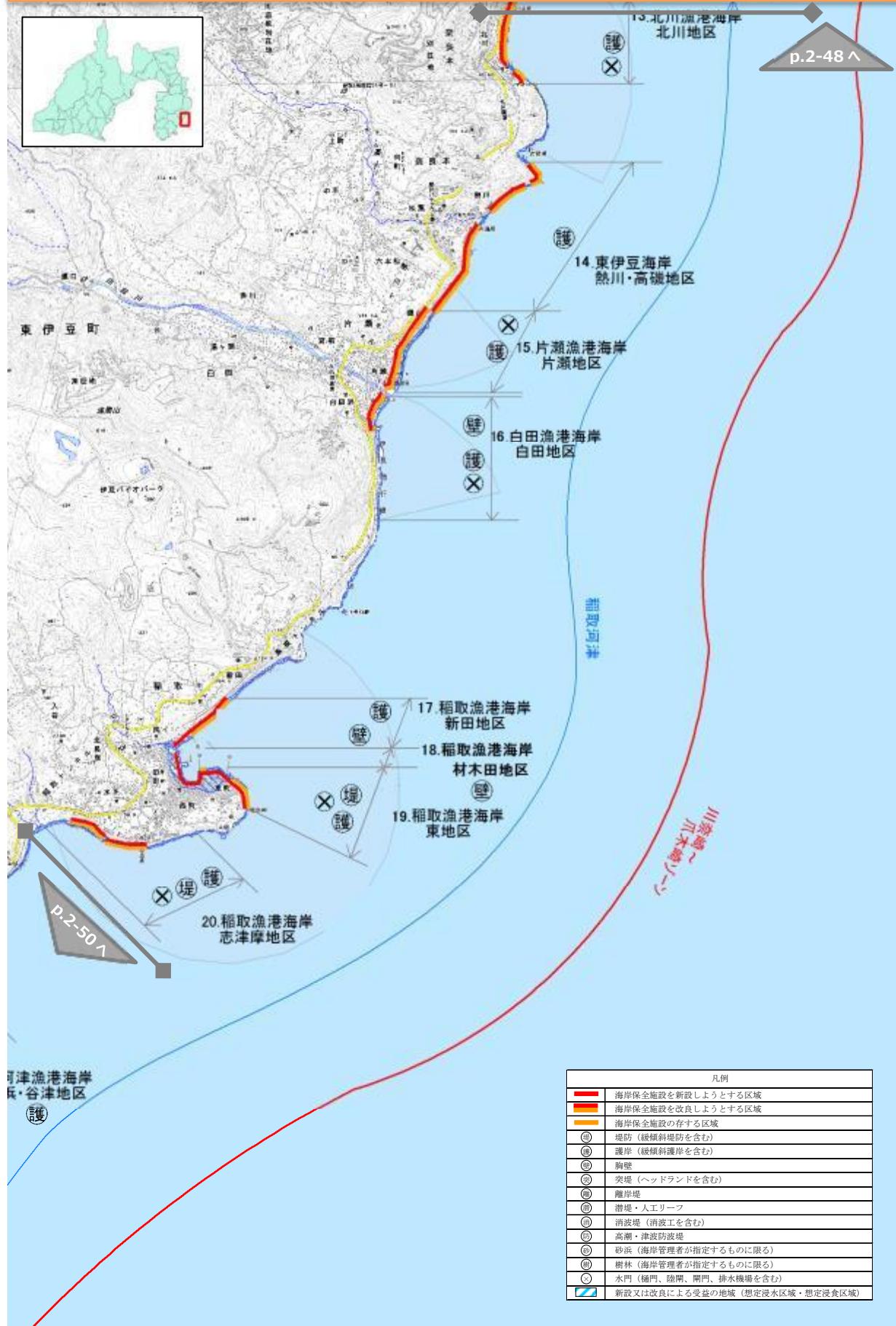
4/13



伊豆半島沿岸 維持修繕図

(川奈崎～爪木崎ゾーン：海岸 No14～20)

5/13

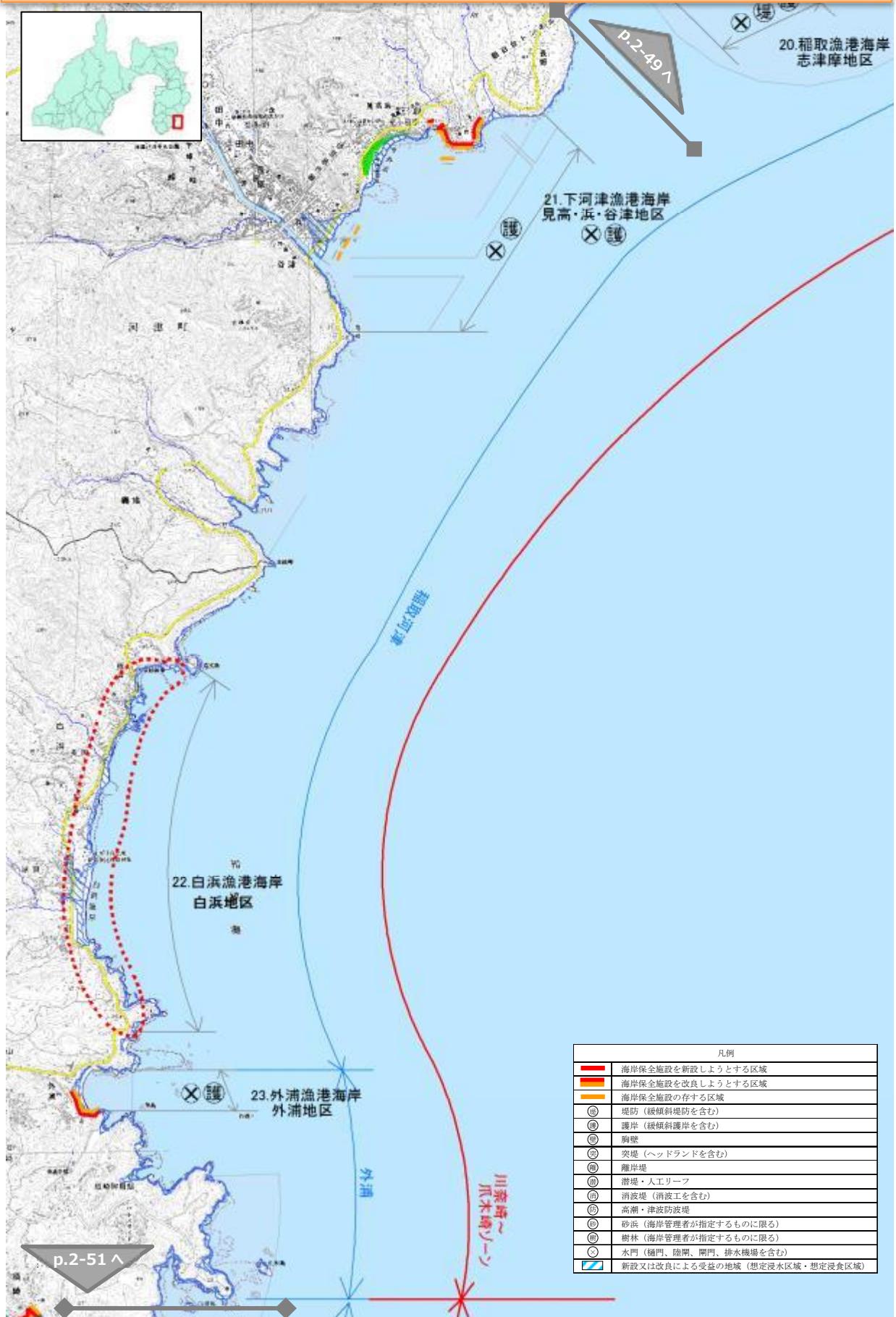


1:50,000 0 1 2km N

伊豆半島沿岸 維持修繕図

(川奈崎～爪木崎ゾーン：海岸 No21～23)

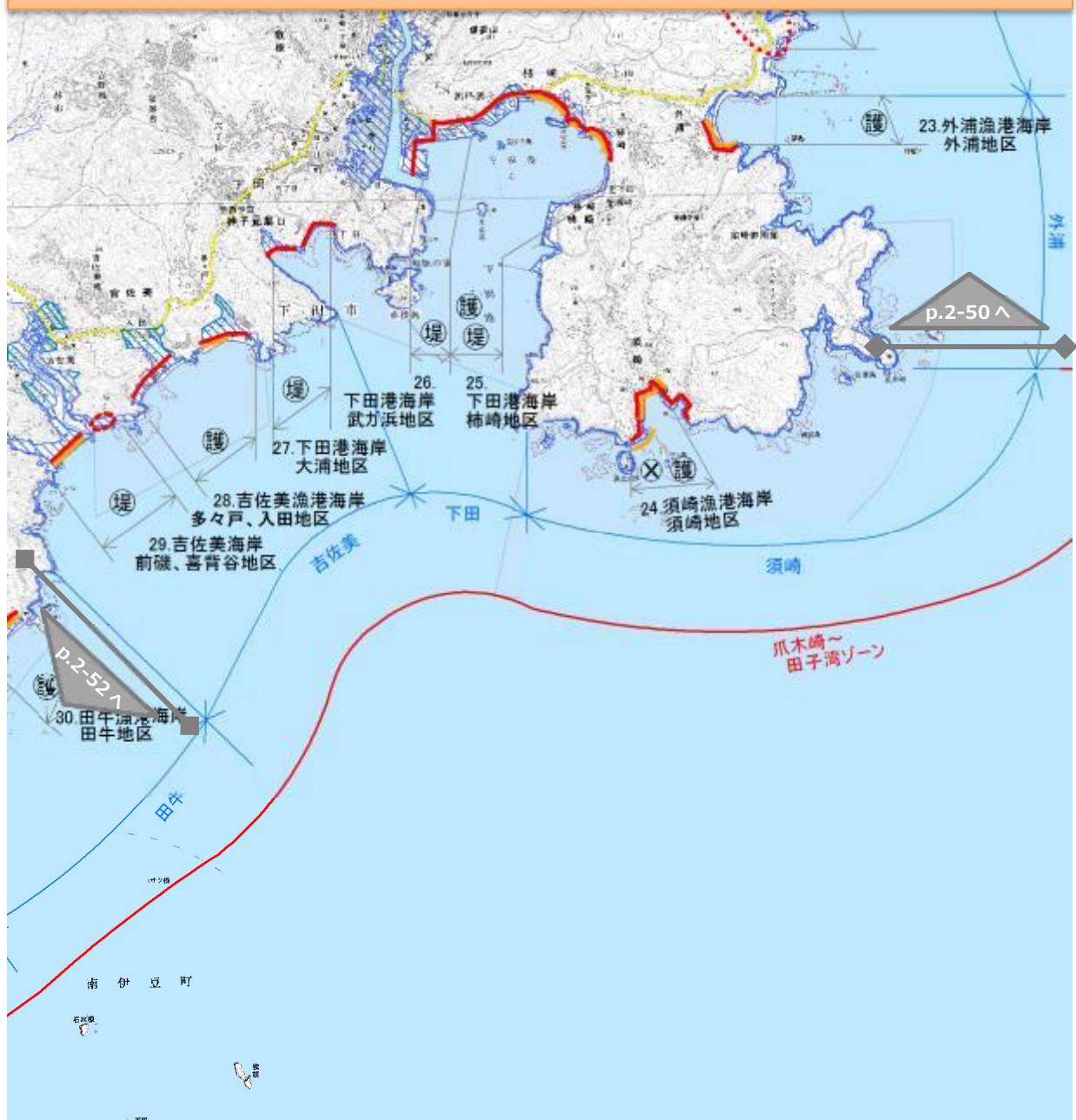
6/13



伊豆半島沿岸 維持修繕図

(爪木崎～田子湾ゾーン：海岸 No24～29)

7/13



凡例	
■	海岸保全施設を新設しようとする区域
■	海岸保全施設を改良しようとする区域
■	海岸保全施設の存する区域
○	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
○	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
○	胸壁
○	突堤 (ヘッドランドを含む)
○	離岸堤
○	潜堤・人工リーフ
○	消波塊 (消波工を含む)
○	高潮・津波防波堤
○	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
○	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
○	水門 (橋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
△	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定浸食区域)



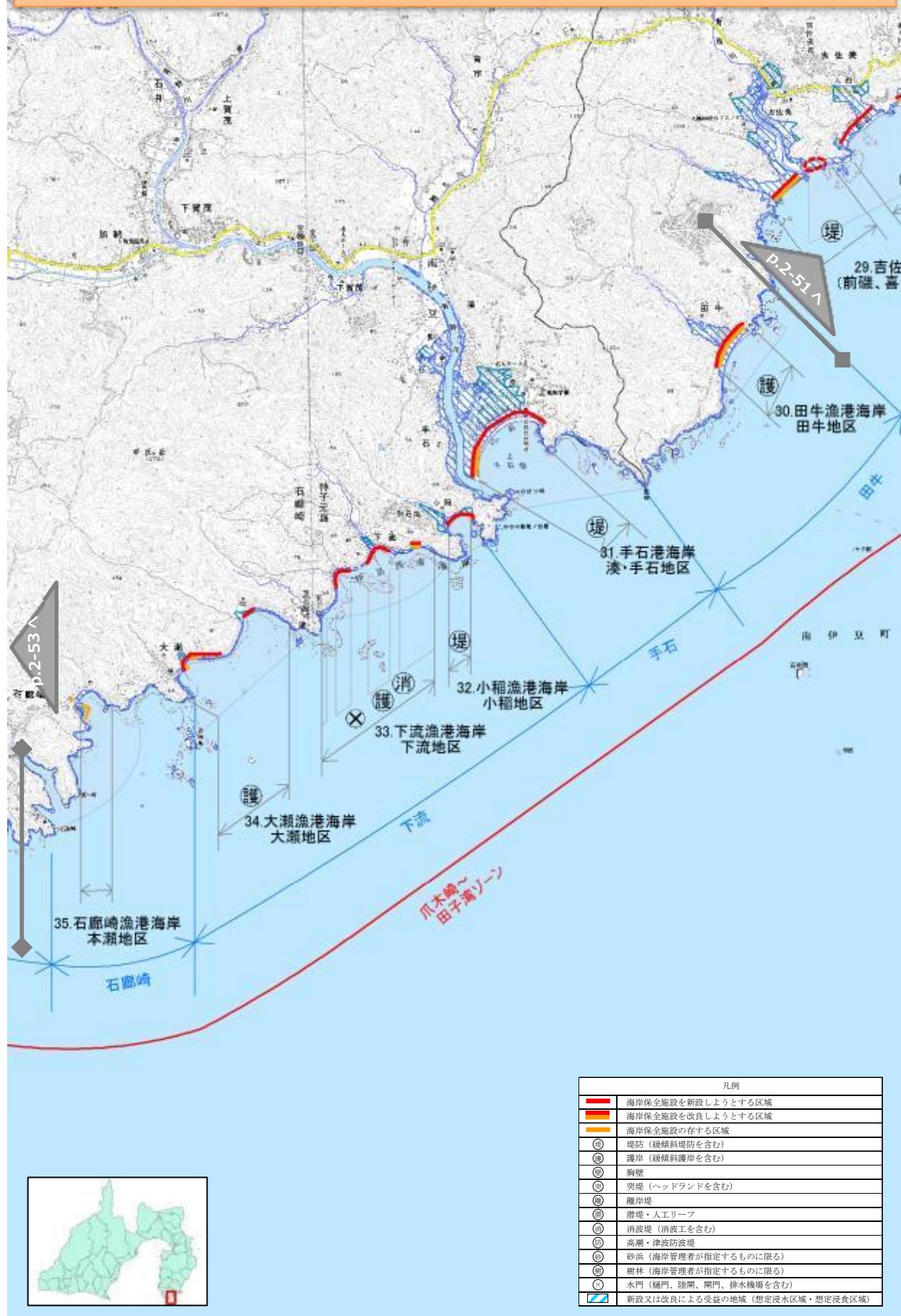
→:ゾーンの起終点 →:地域海岸の起終点

1:50,000 0 1 2km N

伊豆半島沿岸 維持修繕図

(爪木崎～田子湾ゾーン：海岸 No30～35)

8/13



→:ゾーンの起終点 →:地域海岸の起終点

凡例	
■	海岸保全施設を新設しようとする区域
■	海岸保全施設を改良しようとする区域
■	海岸保全施設の存する区域
(①)	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
(②)	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
(③)	胸壁
(④)	突堤 (ヘッドランドを含む)
(⑤)	離岸堤
(⑥)	潜堤・人工リーフ
(⑦)	消波堤 (消波工を含む)
(⑧)	高潮・津波防波堤
(⑨)	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
(⑩)	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
(⑪)	水門 (総門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
(⑫)	新設又は改良による受益の地域 (想定浸食区域・想定浸食区域)

1:50,000 0 1 2km N

伊豆半島沿岸 維持修繕図

(爪木崎～田子湾ゾーン：海岸 No36～40)

9/13



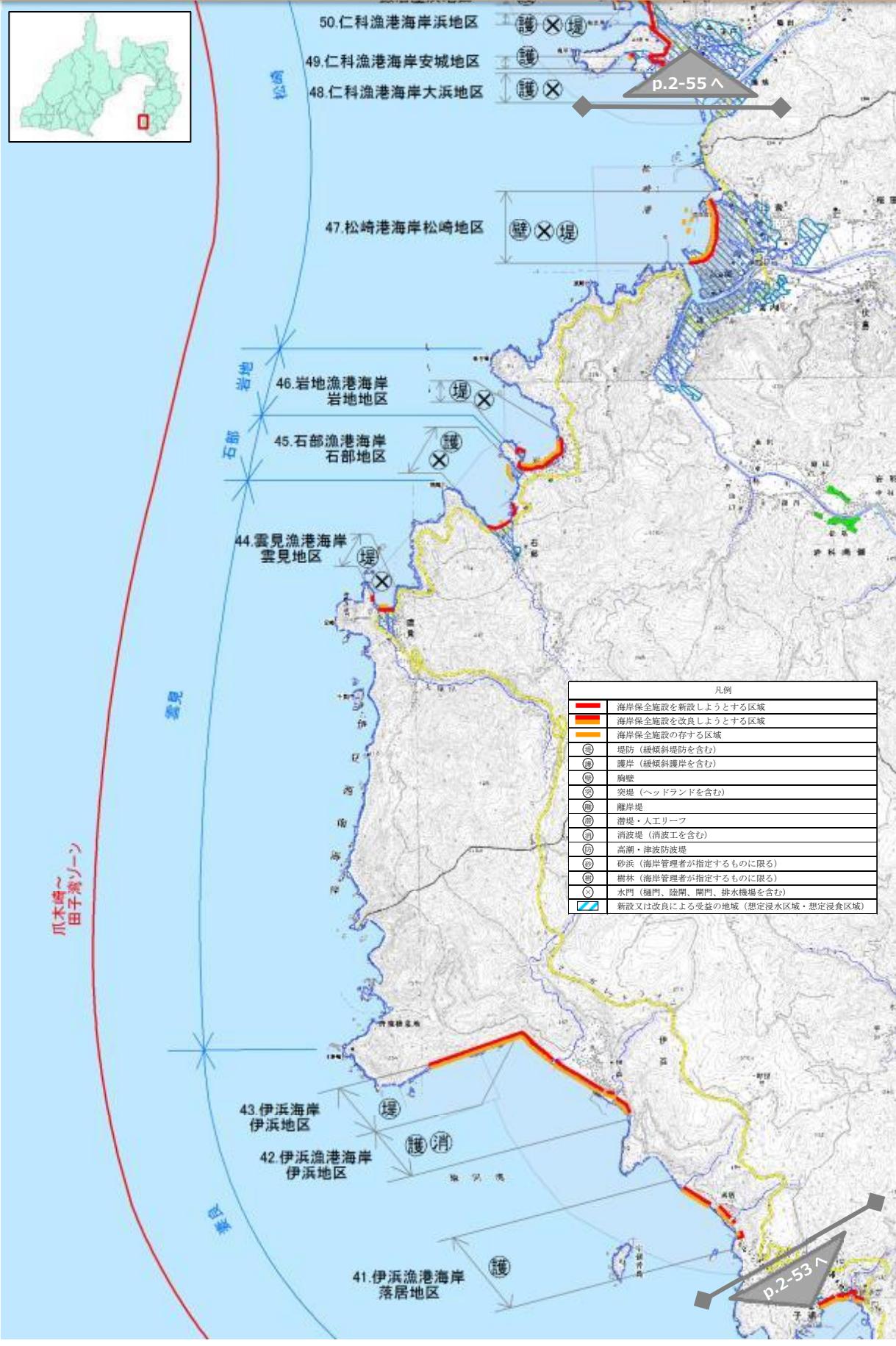
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点

1:50,000 0 1 2km N

伊豆半島沿岸 維持修繕図

(爪木崎～田子湾ゾーン：海岸 No41～47)

10/13



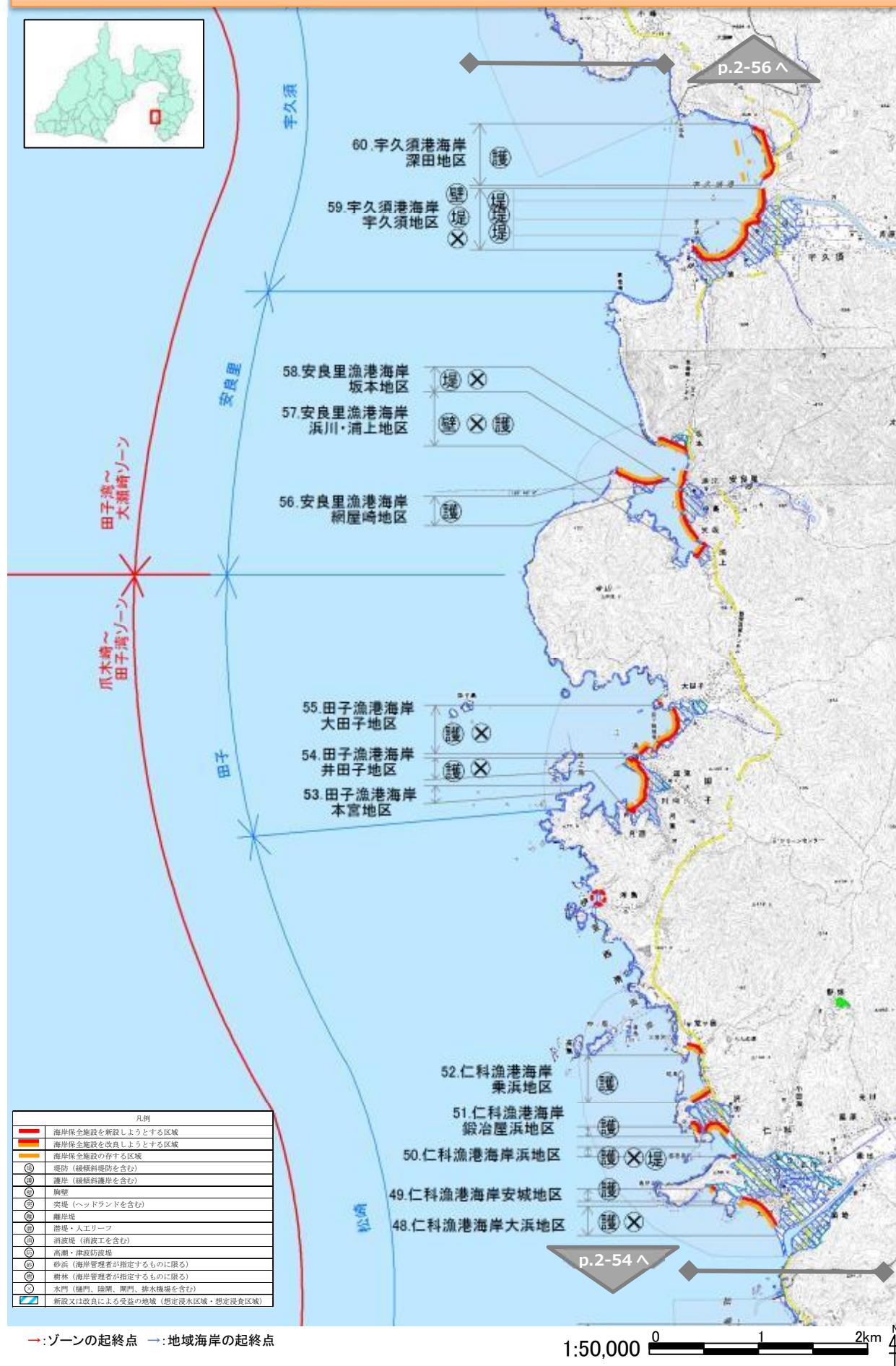
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点

1:50,000 0 1 2km N

伊豆半島沿岸 維持修繕図

(爪木崎～田子湾ゾーン、田子湾～大瀬崎ゾーン：海岸 No48～60)

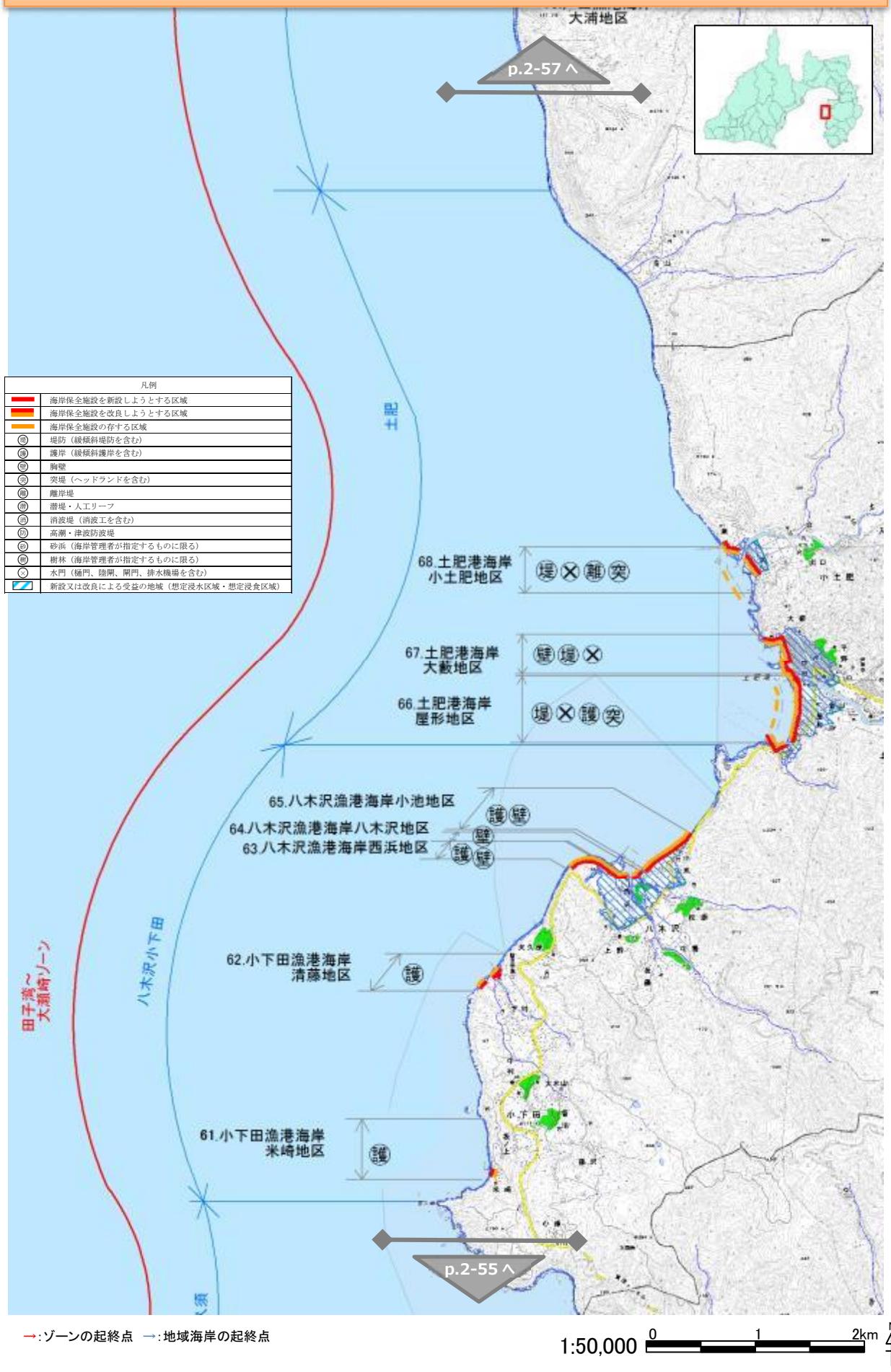
11/13



伊豆半島沿岸 維持修繕図

(田子湾～大瀬崎ゾーン：海岸 No61～68)

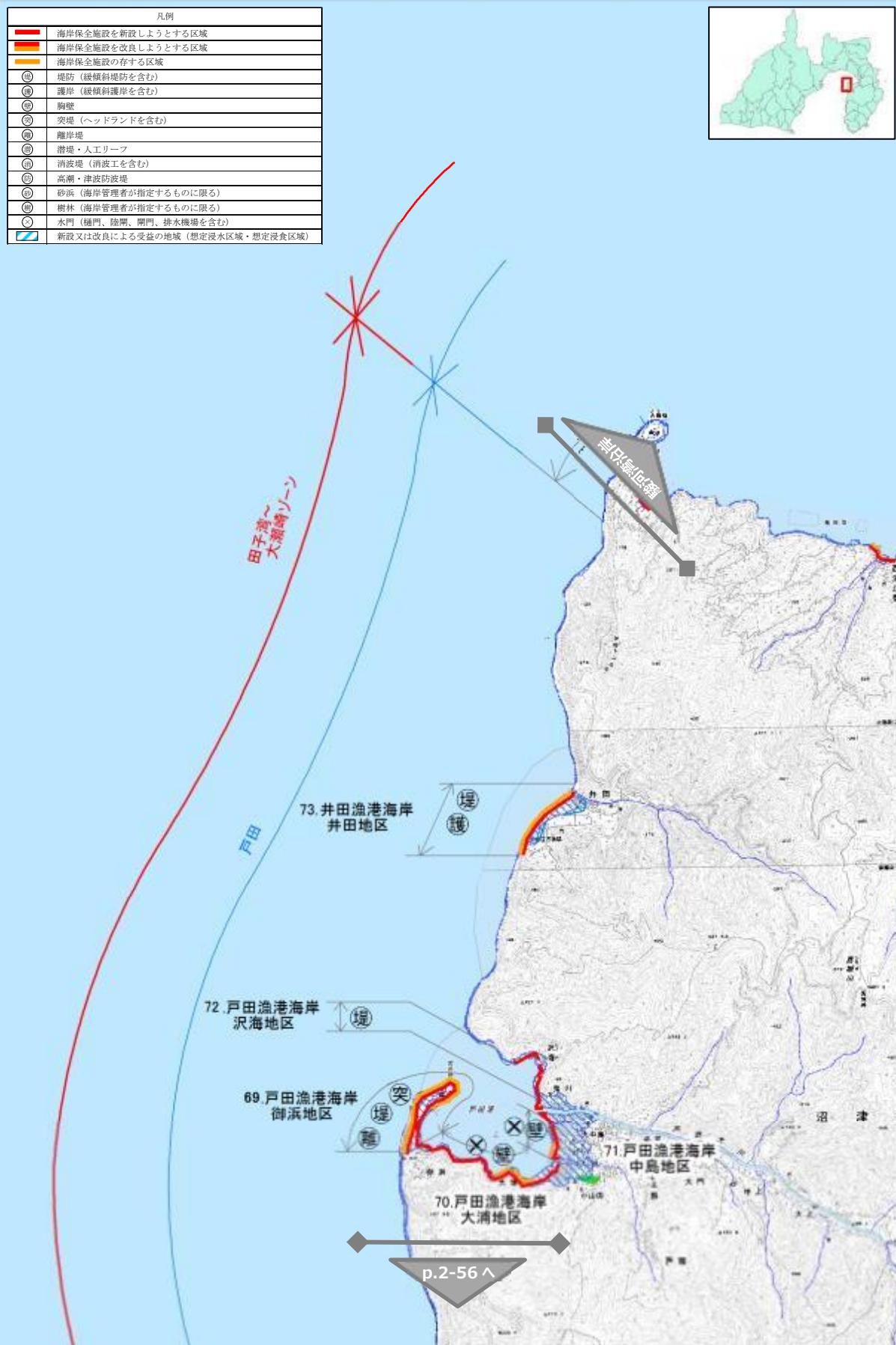
12/13



伊豆半島沿岸 維持修繕図

(田子湾～大瀬崎ゾーン：海岸 No69～79)

13/13



→:ゾーンの起終点 →:地域海岸の起終点

1:50,000 0 1 2km N

用語集

越波（えっぱ）

堤防や護岸の高さが波の打上げ高に比べ低いとき、打上げられた海水が陸側に侵入する現象。

沿岸漂砂（えんがんひょうさ）

沿岸漂砂は、波、または沿岸流という海岸線に平行な流れなどによって生じる土砂の移動、もしくは移動する土砂のこと。海岸侵食・堆積に深く関わる。

海岸域（かいがんいき）

陸と海と相接する地帯を海岸といい、広義には浜から陸に向かってわずかの広さを有する地帯、狭義には陸地の傾斜が海に向かって急になった海岸崖部を指すが、一般的には、その範囲は明確になく、通常海岸線一帯を海の部分を含めて海岸あるいは沿岸と呼ぶことが多い。

海岸行政において、海岸延長を体系的には把握し、名称の統一を図るため、海岸を大・中・小・に分類している。大分類に格闘する海岸を沿岸、中部類を海岸、小部類を地区海岸という。

海岸工学において対象とする範囲は、内陸との境界から海岸線を超えて沖合数キロメートルまでの部分をいう。

海岸線は、一般には海と陸との境界をいうが、海岸工学上は波や潮汐などの作用が及ぶ限界、例えば、崖の根元などをいい、これらから陸側が海岸であり、この海側の砂又は礫（レキ）の部分を海幅の部分を含めて浜という。これに対し、海水面と海浜との境界線を汀線という。汀線は変形と潮位変化によって常に変動しているが、潮汐の高さにより干潮汀線及び満潮汀線と呼ばれている。

海岸保全区域（かいがんほぜんくいき）

公共海岸の内、海水または地盤の変動による被害から海岸を防護するため、海岸保全施設の設置その他の管理を行う必要があると認められる時に知事が指定する防護すべき海岸の一定の区域。

海岸保全施設（かいがんほぜんしせつ）

海岸法に基づき指定された海岸保全区域内にある堤防、護岸、突堤その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設をいい、別に認定その他の手続きにより特定される措置はとられず、当該施設の設置者、管理者又は所有者の移管を問わない。主な海岸保全施設としては、海岸堤防、海岸護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ、消波工、ヘッドランド等がある。

海食崖（かいしょくがい）

通常、侵食や風化作用に対しての抵抗力がある強い岩石によって形成されている。一般的に、海岸沿いにある崖の他にも山岳地帯にもあり、川に沿って存在するものもある。崖を形成する主な堆積岩は砂岩、石灰岩、チョークである。花崗岩や玄武岩などの火成岩もしばしば崖を形成する。海岸沿いにある崖は海食崖（かいしょくがい）で、波の侵食によってできる。

胸壁（きょうへき）

河川・海岸の堤防上、橋台の背面などに設けて、波浪などを防ぐ壁体。

計画高潮位（けいかくこうちょうい）

計画高潮位とは、想定される最大規模の台風の襲来等により、高潮が発生したときの海面の上昇と、満潮位を足したもので、高潮対策施設の計画の基準とするもの。

最大潮位偏差（さいだいちょういへんさ）

実際の潮位の推算潮位（潮位の予報値）からの最大偏差を最大潮位偏差という。ただし、推算潮位の中で、気象潮である年周潮成分の予測精度は悪いので、月平均潮位について観測値が推算値に一致するように各月の規準面を調節しておいてから、潮位偏差を計算するのが普通である。潮位偏差を起こす原因是種々あるが、気象擾乱によって起こされる高潮（たかしお）が、その代表的なものである。

朔望平均満潮位（さくぼうへいきんまんちょうい）

朔（新月）および望（満月）の日から5日以内に現れる、各月の最高満潮面の平均値。

サンドバイパス

海岸に港などの構造物がつくられた場合、砂の流れ（漂砂）が港によってせき止められ、海岸は沖に向かって前進する。逆に流れの下手にあたる港の反対側の海岸では本来流れてくるはずの砂がこなくなり、流れ出していくばかりとなる。その結果、海岸線は陸側に後退し侵食を受ける。

そこで、港の上手にたまつた砂を侵食された港の下手側の海岸に人工的に移動させ、砂浜を復元する。このような工法をサンドバイパス工法と呼ぶ。

サンドリサイクル

流れの下手側に砂がたまり、上手側の海岸で侵食を受けている場合に、下手海岸にたまつた砂を上手海岸に戻し、砂浜を復元する。この工法をサンドリサイクル工法と呼ぶ。

消波堤（しょうはてい）

消波堤は、汀線付近もしくは、これより陸側に設置し、背後の土砂等の流失抑制、消波又は波高減衰させること等により、汀線又は崖の後退を防止する構造物をいう。

人工リーフ（じんこうりーふ）

亜熱帯地方の海岸に見られるサンゴ礁（coral reef）の有する優れた波浪制御機能に着目したもので、沖合の海中に没する構造物を人工的に築造することにより波を消波させ海浜の安定化を図る。景観を損なうことがないので、海岸環境の保全、多様な海浜利用との調和が図れる。

侵食（しんしょく）

侵食とは汀線が後退したり、前浜の部分が減少あるいは消失したり、浜がけが削られ後退することをいう。

浸水（しんすい）

浸水は、水による災害、すなわち洪水や高潮などによって発生する水害。

高潮（たかしお）

一般に気圧低下による海水の吸上げと、風の吹き寄せ等による海水の堆積作用により海面が異常に上昇する現象をいう。

津波（つなみ）

地震による海底の地殻変動、海底火山の爆発などにより、海面が一時的に上昇、下降しこの海面変化が比較的波長の長い波となって海面を伝播する現象をいう。津波は浅海部では海底地形の影響などを受け、波高が急速に高くなり、陸上に達すると斜面に沿って這い上がる遡上現象を起こすことがある。

津波防災ステーション（つなみぼうさいすてーしょん）

発生した地震の情報、それによって引き起こされる津波の情報等を入手して、それらを有効に活用し、防災に役立てようとする考え方に基づいて設置された施設で、以下の二つの役割を果たしている。

- ①地震・津波情報等を、二十四時間リアルタイムで的確に収集するとともに、それらの情報を地域住民および海岸利用者へ提供する。
- ②各地区にある、水門・陸閘を、遠隔操作により、一元的に集中管理し、水門・陸閘の閉鎖を速やかに行い、沿岸域の浸水被害を防ぐ。

津波対策ハザードマップ（つなみたいさくはざーどまっぷ）

津波ハザードマップは、過去の津波などによる浸水実績等にもとづいて、津波災害時における被害を最小限度にくい止めることを目的とし、予想される浸水の程度や避難情報等の各種情報を示した地図であり、緊急時の避難に役立てるものである。

汀線（ていせん）

「海岸便覧、(社)全国海岸協会」他によれば「海面と海浜との交線をいい、満潮汀線、干潮汀線などがある」とされている。

海岸工学では、漂砂や侵食について論じる場合に用いられる事が多く、この場合、対象としている現象は”平均的な海浜の位置”を表現しており、上述した海面とは、”平均水面(M. S. L.=Mean Sea Level)”を指している。

T.P.（ていーぴー）

T.P.とは、東京湾平均海面 (Tokyo Peil)の略で、全国の標高の基準となる海平面の高さである。東京湾中等潮位とも呼ばれる。実際の測量の基準点としては、日本水準原点が使われる。

突堤（とつてい）

主として沿岸漂砂が卓越する海岸において、汀線から直角方向に突き出して設けられた構造物で、沿岸漂砂を制御することによって海浜の安定化を図る。

根固消波工（ねがためしょうはこう）

波のうちあげ高、越波及びしぶき、波力、波圧、波の反射などを減少させる目的で、人為的に波のエネルギーを減殺し消波させるために、堤防又は護岸などの前面に設置された構造物をいう。

バリアフリー

高齢者・障害者等のハンディキャップをもった人々が、日常生活の中で気軽に海に近づき、身近に自然に触れることができるようにするため、スロープの設置による海岸へのアクセス等を確保すること。これに加え、遊歩道の設置やトイレ・休憩施設等の利便施設整備も積極的に検討することが望まれる。

波浪推算（はろうすいさん）

波浪推算とは、天気図をもとに海域の推定を行い、その結果に基づいて適切な推算法により、波浪の発生・発達・減衰を推算すること。

漂砂機構（ひょうさきこう）

波や沿岸に発生する流れなどによって生じる土砂移動のメカニズム。一般的には、海岸線に対して平衡に移動する沿岸漂砂と垂直に移動する岸沖漂砂の2つの成分に分けて整理される。

漂砂系（ひょうさけい）

漂砂の主な供給源は河川である。それゆえ、河川流域および漂砂の移動する沿岸域をまとめて「漂砂系」と呼称する。また、河川工学においては流砂という用語が用いられる。

ヘッドランド工法（へっどらんどこうほう）

天然の岬地形に囲まれた海岸が長期間に安定な砂浜を維持できる原理を応用するもので、平坦な海岸線の比較的長い海岸侵食にヘッドランド（人工岬）群を設置し、隣り合うヘッドランドの間をポケットビーチ化し、波浪エネルギーを分散させ、砂浜の安定化を図る。

保安林（ほあんりん）

保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林である。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

ポケットビーチ

二つの岬に挟まれた比較的安定した凹型をした海浜形状のこと。

養浜（ようひん）

海岸に砂などを人工的に供給し、海浜の造成を行うこと。

離岸堤（りがんてい）

汀線より沖の方へ離れてほぼ海岸線に平行に設ける堤状の構造物で、その効果は2つある。1つは、波を消す機能、あるいは波の勢いを弱める機能で陸上部への波の侵入を防ぐ効果がある。もう1つは、海岸の砂が沖に流出することを防ぎ、背後に砂をためる効果がある。しかし、海岸線近くに設置すると、景観上の阻害要因になる場合がある。

陸閘（りっこう）

堤防、胸壁の前面の漁港、港湾、海浜等を利用するため、車両、人の通行が可能なよう設けた門扉であり、高潮等の異常時には閉鎖し、堤防等と同様の防災機能を有する施設をいう。

潮位（潮位）

基準面から測った海面の高さ。

漂砂阻止構造物（ひょうさそしこうぞうぶつ）

沿岸漂砂が卓越する（年間またはある季節を通じて、どちらか一方で海浜砂が移動している）海岸において、漂砂による侵食被害を軽減するために設置される施設（港湾・漁港の防波堤等の施設、突堤などの海岸保全施設、河口導流堤など）

水門（すいもん）

潮位の上昇や高い波から陸地を守るために河川や排水路を横切って設置される構造物。

護岸（ごがん）

基本的に陸域を高波・高潮・津波から守るための施設。